

京都市人権文化推進計画
平成25年度事業計画

京 都 市

目 次

1 重要課題別の取組

• 全般	1- 1
• 女性	1- 5
• 子ども	1- 7
• 高齢者	1-10
• 障害のある人	1-13
• 同和問題	1-16
• 外国人・外国籍市民	1-18
• 感染症患者等	1-20
• ホームレス	1-21
• その他の課題	1-23

2 各局区別の取組

• 各局区等共通	2- 1
• 環境政策局	2- 2
• 行財政局	2- 3
• 総合企画局	2- 4
• 文化市民局	2- 7
• 産業観光局	2-16
• 保健福祉局	2-17
• 都市計画局	2-29
• 建設局	2-30
• 会計室	2-31
• 北区役所	2-32
• 上京区役所	2-34
• 左京区役所	2-36
• 中京区役所	2-38
• 東山区役所	2-40
• 山科区役所	2-42
• 下京区役所	2-44
• 南区役所	2-46
• 右京区役所	2-48
• 西京区役所	2-50

• 西京区洛西支所	2-52
• 伏見区役所	2-54
• 伏見区深草支所	2-56
• 伏見区醍醐支所	2-57
• 市会事務局	2-59
• 選挙管理委員会事務局	2-60
• 監査事務局	2-61
• 人事委員会事務局	2-62
• 消防局	2-63
• 交通局	2-69
• 上下水道局	2-71
• 教育委員会事務局	2-73

京都市人権文化推進計画

平成25年度事業計画について

○ 概要

京都市人権文化推進計画は、その進行管理として、同計画に掲げる施策について、毎年度、具体的な事業計画を策定し、施策の実施状況の点検を行うこととしています。同計画は1章（基本的考え方）、2章（重要課題）、3章（人権施策の推進）、4章（計画の推進）からなりますが、平成17年3月の策定以来5年が経過した平成22年3月に、その間の社会状況の変化に応じて内容を見直し、計画を改訂しております。なお、進行管理については第2章から4章までを対象としています。

本書は大きく【重要課題別の取組】と【各局区別の取組】で構成しています。

【重要課題別の取組】は、人権文化推進計画において、解決すべき人権上の重要な課題として掲げた項目（女性、子どもほか）に対し、その全般にかかる教育・啓発、相談・救済と、各重要課題について、策定以降の現状と課題、及び今年度の主な取組を示しています。（主に2章及び第3章に対応）

【各局区別の取組】は、人権文化推進計画のほか各局区の分野別計画等に基づく、人権文化の構築にかかわる事業について、「事業名」、「(昨年度の)取組実績」、担当課及び分類を示しています。分類は、それぞれの事業の内容に応じて、

- ① 教育・啓発（人権尊重の精神の醸成及び理念の普及）
- ② 保障（人権を十分享有できなかったり、人権を侵害されるおそれがある状況の改善）
- ③ 相談・救済（実際に人権侵害された場合に、相談等に適切に対応する）
- ④ 推進体制・職員研修（人権施策の推進体制や職員研修、関係機関との連携等）

の別を示し、計画全般（第1章を除く）に対応しています。

○ 重要課題別の取組について

人権文化推進計画に掲げた重要課題の全般及び個別の課題（女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人・外国籍市民、感染症患者等、ホームレス、その他の課題）のそれぞれについて、計画策定以降の各課題の現状と課題及び今年度の主な取組とその所管局を示しています。

○ 平成25年度事業計画について

取組事業数 483 事業

(内訳)

継続事業数 467 事業

改善等事業数 9 事業

新規事業数 7 事業

新規事業について、()内は「2.各局区別の取組」の(所管局 番号 掲載ページ)を示しています。

- 男性のためのDV電話相談(文化市民局 ①) … 2-7ページ
- 教職員対象のDV予防講座(文化市民局 ②) … 2-7ページ
- AIDS文化フォーラムin京都(文化市民局 ③) … 2-7ページ
(保健福祉局 ③) … 2-17ページ
- 地域総合情報誌への人権啓発記事の掲載(文化市民局 ④) … 2-7ページ
- ほほえみ交流活動支援事業(保健福祉局 ①) … 2-17ページ
- ~地域で気づき・つなぎ・支える~認知症総合支援事業(保健福祉局 ②) … 2-17ページ
- 庁内誌への啓発標語の掲載(上下水道局 ①) … 2-71ページ

1 重要課題別の取組

全 般

【現状と課題】

人権は、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

本市においては、日々のくらしのなかに人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた人権文化を築いていくことにより、すべてのひとがいきいきとくらするまちをめざしている。

その一方で、依然として様々な人権問題の存在が指摘されており、本市では、平成17年に策定し、その後の社会状況の変化に応じて内容を見直す形で平成22年に改訂した人権文化推進計画に掲げている「女性」、「子ども」、「高齢者」、「障害のある人」、「同和問題」、「外国人・外国籍市民」、「感染症患者等」、「ホームレス」や、「その他の課題」を、人権上の重要課題として、その解決のために、各部局及び関係機関等との連携・協働のもと、人権問題に関する教育・啓発や、相談・救済などの具体的な取組を積極的に進めている。

また、近年、学校教育の場におけるいじめや体罰をはじめ、職場でのパワーハラスメント、個人のプライバシーに関する情報の流出などの問題が大きく取り上げられている。このような問題に対処すべく、関係機関との連携を図り、具体的かつ迅速な予防策、救済策の実施に積極的に取り組んでいく。

【25年度の主な取組】

- 市民や企業等に向けて、人権情報誌を年4回発行する。市民の人権問題に対する関心と身近な人権問題に対する理解を深めることを目的とした人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」、企業に対し、人権尊重を基盤とする企業活動及び企業内における気風の醸成を促すための諸情報を提供する企業向け人権情報誌「ベーシック」をそれぞれ発行するとともに、5月の憲法月間及び12月の人権月間には、市民と企業等、社会の構成員が共に人権について学び、考え、深めることのできるよう合併号を発行し、互いを認め、支えあう人権文化の息づくまちづくりの構築につなげる機会とする。

(文化市民局48 2-13頁)

- 市民や企業等、社会の構成員に様々な体験を通じて豊かな人権感覚や人権に対する幅広い知識を習得してもらうとともに、地域等における人権啓発のキーパーソンとなり得る人材を養成することを目的として、ワークショップ

形式の参加・体験型の人権学習会「和い輪い人権ワークショップ」を開催する。
(文化市民局44 2-12頁)

- 企業に対し、就職の機会均等を保障した公正な採用選考の呼び掛け、時宜を得た人権啓発講座の開催等により、企業内における人権研修の実施をはじめとする人権尊重を基盤とする企業活動の推進を支援する。

(文化市民局67 2-15頁)

- 「人権啓発サポート制度」により、市民や企業が人権に関する研修や学習会を行う際に、研修の相談、講師の派遣や啓発ビデオ・DVDの貸出し、啓発資料の提供等を行う。

(文化市民局28 2-10頁, 56~58 2-14頁)

- 様々な人権問題について考える機会を提供するとともに、市民から市民へのメッセージとして広く発信することを目的に、人権の大切さが感じられる心温まる写真を募集する「人権”ほっと”写真(フォト)」及び難しいイメージのある「人権」を、明るくユーモアあふれるマンガと四字熟語で表現する「四字熟語人権マンガ」の募集を行う。なお、募集に当たっては、市民をはじめ、企業等にも広く事業を周知する。

(文化市民局42, 45 2-12頁)

- 幅広い市民に対して、人と人との交流の大切さや人権問題について、考える機会を提供することを目的に、ステージでのトークやコンサートを中心としたイベント「ヒューマンステージ・イン・キョウト」を実施する。

(文化市民局43 2-12頁)

- 人権文化推進計画に基づき毎年度取りまとめる取組実績・事業計画の中から、取組の一部を分かりやすく紹介する「京都市人権レポート」を発行する。

(文化市民局30 2-10頁)

- 本市の人権に関わる相談窓口関係機関による「京都市人権相談・救済ネットワーク」において、相談機関相互の連携や情報交換を行い、市民からの人権に関わる相談の円滑な取次と、情報の共有を進めるとともに、相談窓口の広報を実施していく。

そのための具体的な取組として、市民が抱えている人権上の問題について適切な機関に相談できるよう、京都市の相談・救済に関する機関や制度をま

とめた「京都市人権相談マップ」を発行する。

(文化市民局 31, 36 2-11頁)

- 市バス・地下鉄利用者を含めた多くの市民の人権擁護思想の普及高揚を図るため、交通局施設の掲示板や市バス車内及び地下鉄駅に啓発ポスターを掲出する。(交通局 5 2-69頁, 14 2-70頁)

- 行政上の人権相談・救済の柱である人権擁護委員の行う人権相談を市民に広く周知するとともに、市民が人権侵害等について相談できる機会を幅広く提供するため、京都人権啓発活動ネットワーク協議会の構成機関による連携協力の一環として人権擁護委員による特設相談を実施する。

(文化市民局 27 2-10頁)

- 高齢者や障害のある方を含め、すべての人が安全で快適に利用できる都市の施設と空間が整ったバリアフリーのまちづくりを推進するため、建築物等のバリアフリー化については、建築物を建築する際に、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例に定める施設整備基準に適合するよう指導を行う。さらに、公共建築物の新築・増改築時においては、バリアフリー条例の施設整備基準やユニバーサルデザインに配慮した設計に取り組み、段差の解消、エレベーターの設置、多目的トイレの設置等のバリアフリー化を推進するとともに、既存の公共建築物については、平成14年度から18年度までに行ったバリアフリー調査の結果に基づき、施設所管局とともに、バリアフリー改修を促進する。(都市計画局 2 2-29頁)

高齢者や障害のある方をはじめ、すべての人が安心・安全で円滑に移動することのできる社会を実現するため、「京都市交通バリアフリー全体構想」(平成14年度策定)及び「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想(平成23年度策定)に基づき、駅や道路等のバリアフリー化を推進している。

平成25年度は、JR藤森地区、深草地区、西院地区のバリアフリー化に向けた整備内容等を定める「移動等円滑化基本構想」を策定するとともに、市民がお互いに理解し、支え合う、「心のバリアフリー」を推進する。

また、平成25年3月に策定予定の太秦地区及び大宮地区の「移動等円滑化基本構想」に基づき、各鉄道事業者が実施するJR太秦駅及び阪急大宮駅のバリアフリー設備の整備費について補助金を交付する。

併せて、1日の利用者数が1万人以上の鉄道駅のホームにおける旅客の転落防止対策を推進するため、鉄道事業者が実施するJR山科駅における内方線付き点状ブロックの整備費について補助金を交付する。

(都市計画局 4 2-29頁)

- すべての人が利用しやすいように地下鉄駅の施設を整備するとともに、子どもや高齢者並びに障害のある人などにも安全で容易に乗り降りできるよう、ノンステップバスの充実を図る。(交通局 1, 3 2-69頁)
- 年齢、性別、言語、能力など、人の様々な特性や違いを超えて、だれもが暮らしやすい社会を実現するための取組の一環として、サービス分野におけるユニバーサルデザインに対する市民、事業者の関心を高めることを目的に、誰もが利用しやすいサービスや店舗の普及につなげる「だれもが利用しやすいサービス」を提供することを宣言した店舗等にステッカー及び宣言書を交付し、これらの店舗の取組状況をホームページ等を通じて市民に公開する「人にやさしいサービス宣言」事業について、継続して実施する。(保健福祉局 4 2-17頁)
- 女性や子ども、高齢者等を含めた市民全てを対象に、いざというときに備えて、防火防災に対する知識を持ってもらうために、消火実験会や地震対策訓練、防火防災に関する講習などを市内の各地域において実施する。(消防局 8 2-63頁)
- 次期京都市人権文化推進計画の策定（平成27年4月施行）に向け、市民が人権についてどのように感じているかを把握するために、人権に関する市民意識調査を平成25年10月頃に実施する。(文化市民局 38 2-11頁)

女 性

【現状と課題】

配偶者暴力防止法, 育児・介護休業法, 男女雇用機会均等法及び労働基準法の改正, 次世代育成支援対策推進法の制定など, 男女の雇用機会均等や仕事と家庭生活の両立支援等, 男女共同参画社会づくりに向けての制度面での整備は着実に進んでいる。しかし, 男女間の賃金格差のほか, 依然として男性に比べ, 管理職に占める女性の割合は低く, 家事・育児・介護における女性の負担は大きいなど, 課題も多い。

ドメスティック・バイオレンス(DV)をはじめとする女性に対する暴力は, 女性に対する重大な人権侵害であり, 早期根絶を図るべき問題である。

平成19年度に京都市が実施した調査によると, 女性の約3割が配偶者や恋人から何らかの暴力を受けたことがあると回答している。また, 平成23年10月に開所した京都市DV相談支援センターにおける相談件数も右肩上がりに伸びているが, 今後も引き続き相談機関の周知に努め, 被害者支援を進める。

本市では, 「第4次京都市男女共同参画計画 きょうと男女共同参画推進プラン(平成23年度～平成32年度)」において, 社会経済情勢の変化, 市民意識や日常生活の状況, 第3次京都市女性行動計画での課題を踏まえ, 従来からの「雇用における男女の均等な機会と待遇の確保」, 「家庭生活における男女共同参画」, 「意思決定の場への男女の均等な参画の推進」など男女共同参画を推進する取組を引き続き進めるほか, 「DV対策の強化」と「仕事と家庭, 社会貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス」の推進」を重点分野として位置付け, 積極的な取組を進めている。

【25年度の主な取組】

<DV対策の強化>

- 本市におけるDV被害者の支援策をとりまとめたDV対策基本計画(平成23年3月策定)を基に, 総合的・計画的にDV対策の取組を進めていく。また, 京都市ドメスティック・バイオレンス(DV)相談支援センターにおいて, 関係機関と連携しながら, 相談から自立支援まで, 継続的な被害者支援に重点的に取り組む。

女性に対する暴力の防止, 特にDVへの対策として, 住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を実施するとともに, 関係機関, NPO団体等との連携の強化や, 緊急一時保護施設(民間シェルター)を運営する団体に対する家賃相当の補助を行う。

平成25年度は, 男性被害者や加害者の相談の受け皿として, 男性カウンセ

セラーによる「DVに悩む男性のための電話相談（仮称）」専用窓口を新たに開設し、男性のDV相談を充実するとともに、教育関係者を対象にDV予防講座を実施し、DV予防の取組を進める。

（文化市民局 10～12 2－8頁）

<真のワーク・ライフ・バランスの推進>

- 真のワーク・ライフ・バランスを推進する方策を、京都市役所を横断する体制で検討し、市民一人一人が仕事や家庭生活、社会貢献などにおいて、それぞれのライフステージに応じた生きがいと充実感を得て人生を送れる真のワーク・ライフ・バランスを定着させる。

平成25年度は、「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画に掲げる施策の取組として、市民や企業への啓発を行う。

中小企業に対する支援としては、平成24年度に創設した京都市「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業支援補助制度の運用や「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業表彰を引き続き実施する。

また、専門的な知識や経験を有するアドバイザー派遣や、企業対象セミナーの開催等を通じて、働く場における男女共同参画の取組の促進に努める。

市民への啓発活動としては、平成24年度に決定したロゴマークを活用して言葉を周知するとともに、仕事と家庭生活や地域活動、社会貢献活動を両立させている市民の身近な好事例の発掘・発信や市民表彰事業を実施する。

その他、平成22年度から実施している婚活支援事業など、新しい家庭を築き家族の「つながり」を求めようとする市民を支援する。

（文化市民局 6 2－7頁）

<ウイングス京都>

- 京都市男女共同参画センター「ウイングス京都」において、男女共同参画の視点から身近なテーマを取り扱う各種講座を開催する。また、女性のための一般相談（電話相談・面談相談）に加え、「女性への暴力相談」（面談相談）や男性カウンセラーによる「男性のための相談」（面談相談）、「DVに悩む男性のための電話相談（仮称）」などの相談事業を行う。

（文化市民局 8，9 2－8頁）

子ども

【現状と課題】

子どもの人権を尊重し、子どもにとっての最善の利益を実現するため、「京都市未来こどもプラン」に基づき、市民と行政が一体となったネットワークの充実・強化に努め、近年増加傾向にある児童虐待（本市における平成23年度の虐待に関する相談・通告件数は955件）をはじめとする子どもの人権侵害に対して、より迅速で的確かつ身近な支援体制を構築する。

児童虐待については、子どもの心身を深く傷つけ、命をも奪いかねない深刻な人権問題であることを踏まえ、社会全体で子育てを支え合い、子どもが健全に育成されるための意識啓発と虐待防止に向けての取組の充実を図る。

また、学校やスポーツの指導の場における体罰の問題がある。教員による体罰は、学校教育法で明確に禁止されているが、全国的に体罰事件は後を絶たない状況にある。世論調査などで体罰を容認する意見も見受けられるが、体罰によって子どもが受ける身体的・精神的苦痛は計り知れないものであり、本市としては、体罰は個人の尊厳を著しく傷つける決して許されない行為であるとの認識の下、その根絶に取り組んでいく。さらに、「いじめ」の問題も非常に深刻な問題であり、「いじめ」が原因で自殺に追い込まれたり不登校になるおそれもあるため、学校、家庭、地域及び関係機関が連携し、子どもの規範意識を育むための取組の更なる充実を図る。

なお、言うまでもなく、学校においては、いじめや暴力などの問題行動、不登校、児童虐待等の兆候を普段の子どもの言動や様子の変化から敏感に感じ取り、組織的な体制のもとに、その予防や適切な対応に努める必要があり、教員研修などを通じて一人一人の教員の力量の向上を図る。

【25年度の主な取組】

○ 平成24年4月に、伏見区内に第二児童福祉センターを開設し、体制を強化したところであるが、依然として増加傾向にある児童虐待に迅速かつ適切な対応を行うため、引き続き児童相談所の体制強化を図るとともに、定期的に業務の評価及び点検を行うためのシステムを構築する。

また、警察等関係機関との連携の強化や、相談・支援へのニーズの増加及び複雑化、隙間のない支援の確立といった今日的課題の解消に向けた取組を推進する。
(保健福祉局60 2-23頁)

○ 全市レベル及び各区・支所レベルで設置している「要保護児童対策地域協議会」を通じて、関係機関同士の円滑な連携を図り、虐待等により保護や支

援を必要とする児童の支援を行う。

また、各区・支所福祉部に設置する「子ども支援センター」において、相談・カウンセリングや子どもの健全育成と子育てに関する総合相談の実施などに取り組むほか、「地域子育て支援ステーション」に指定した保育所（園）・児童館において、子育て相談や子育て講座の開催、育児に関する情報提供等を行う。

さらに、地域の子育て応援者が赤ちゃんの誕生した家庭を訪問し、子育て支援情報を届けるとともに、子育て相談に応じるなど、地域で子育てを応援する関係をつくる。（保健福祉局40, 41 2-21頁）

- 何らかの事情により、家庭で生活できない子どもたちを、できる限り家庭的な環境で養育する制度である「里親制度」の普及啓発及び里親研修の実施や援助者の派遣など里親に対する支援を行う。

（保健福祉局39 2-21頁）

- 次代を担う子どもたちが、健やかに生まれ育つ社会を目指し、大人として何をすべきか、市民共通の行動規範として平成19年2月に制定した「子どもを共に育む京都市民憲章」の普及啓発を行う。また、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」（平成23年4月施行）に基づき、「推進協議会」の開催や毎年度の取組目標である「行動指針」の策定、「実践推進者表彰」の実施、「子どもを共に育む京都市民憲章の日」（毎年2月5日）を契機とした啓発活動等を通じて、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場での実践行動が更に広がるよう推進していく。

（保健福祉局44, 教育委員会 2-22頁）

- 子ども支援専門官の配置や、児童虐待ケースについての学校・園から児童相談所への定期的な情報提供などにより、児童相談所との密接な連携を図るとともに、各学校・園において児童虐待の未然防止、早期発見から再発防止に向けた取組を推進する。また、児童虐待等に焦点を当てた、学校におけるソーシャルワーク実践研修（教職員研修）を充実する。

（教育委員会20 2-76頁）

- 教育相談総合センター（こども相談センターパトナ）において、不登校、いじめなど、子どもの教育上のさまざまな問題や、心のケアを要すると思われる気がかりな点、子育ての不安について、教育・心理専門のカウンセラーによる来所相談を行う。（教育委員会40 2-78頁）

- 「京都市児童生徒登校支援連携協議会」や「不登校フォーラム」等の開催など、不登校児童生徒への支援に向け、多様な関係機関等の連携のもと、総合的な取組を実施する。

また、不登校、いじめ、少年非行の低年齢化や児童虐待の深刻化、発達障害等今日的な教育課題の早期発見、早期対応や予防的な取組をさらに充実するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置拡充する。
(教育委員会 21 2-76頁)

- 学校・幼稚園に在籍するLD等の発達障害の子どもたちに対して、きめ細やかな指導・支援を行うため、総合育成支援員や常勤・非常勤講師の配置や、ボランティアの活用促進を進めるなど一人一人のニーズに応じた適切な指導、必要な支援を行う体制の充実を図る。(教育委員会 19 2-75頁)

- 子育て支援総合センターこどもみらい館において、子育て支援の観点から、乳幼児の子育てに不安や悩みを持つ保護者等がいつでも気軽に相談できるよう、臨床心理士等が応じる子育て相談、専門医が応じる健康相談、市民ボランティアが応じる電話相談、保育・教育の専門家が応じるこども元気ランドでの気軽な相談など「子育てなんでも相談」を実施する。
(教育委員会 42 2-79頁)

高 齢 者

【現状と課題】

高齢社会の進展に伴い、介護者等による高齢者への虐待などの人権上の問題が生じ、高齢者の自立した生きがいのある健やかな暮らしが妨げられている。また、高齢者は弱者であるといったイメージを抱きがちであるが、高齢者を画一視することなく、市民自らが高齢者問題について考え、理解と関心を深める取組が必要である。

このため、「第5期京都市民長寿すこやかプラン」に基づき、高齢者がどのような心身の状態であっても尊厳を保ち、自己実現できる社会の実現のための取組を推進するほか、権利擁護制度の普及・啓発や総合的な高齢者虐待防止施策の推進に努める。

【25年度の主な取組】

- 平成17年度に実施した高齢者虐待防止ネットワーク運営事業の成果や高齢者虐待防止法の施行を踏まえ、地域の関係者や介護サービス事業者等を中心とした「早期発見・見守りネットワーク」、福祉事務所や地域包括支援センター等を中心とした「保健医療福祉等介入ネットワーク」、長寿すこやかセンターを中心とした「専門機関ネットワーク」を構築し、高齢者への虐待を防止する。

虐待を受けている高齢者を保護する必要がある場合は、入所施設への措置や短期入所生活介護緊急利用者援護事業（緊急ショートステイ）の活用等により、高齢者の安全を確保する。

また、平成20年度から開始した虐待シェルター確保事業により、介護保険の要介護認定で要介護状態にない高齢者についても緊急一時的に避難できる場所を確保し、高齢者の生命・身体の安全を確保する。

(保健福祉局61 2-23頁)

- 高齢者に豊かな地域社会づくりの担い手としての役割が期待されることから、市民すこやかフェアをはじめとするイベント開催時等に、高齢者の活動を紹介し、従来の画一的なイメージを払拭するなど、新しい高齢者像の啓発に努める。

(保健福祉局75 2-25頁)

- 長寿すこやかセンターで、高齢社会対策に係る各種の情報を収集し、諸問題の把握や研究に努め、高齢社会の抱える課題等を広く市民に発信・提言し、

すべての市民が高齢者問題について考えるきっかけづくりを進める。

(保健福祉局)

- 認知症高齢者や知的障害・精神障害のある人が地域で生活するために必要な福祉サービスの利用援助等を行う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）について、平成19年度から全ての区社会福祉協議会を基幹的社協として実施体制を充実したが、今後も契約件数の増加に応じて体制の充実を図っていくほか、権利擁護にかかわる関係機関や団体で構成する「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」を開催し、権利擁護に係る施策・制度の普及や啓発等を推進する。（保健福祉局74 2-25頁）
- 高齢者世帯や認知症高齢者が増加する中で成年後見制度の需要はより一層高まることから、平成24年4月に設置した「成年後見支援センター」において、制度を必要とする方々の発見からその利用までの一貫した支援を行う。
また、高齢者人口の増加に伴う成年後見制度利用者の増加が見込まれることから、各関係団体の協力を得ながら、引き続き市民後見人の養成及び活用を行う。（保健福祉局65, 66 2-24頁）
- 認知症高齢者の急速な増加に対応し、認知症の早期発見・早期相談・早期診断の連続した支援を行うため、高齢サポート（地域包括支援センター）等の相談対応能力の向上を図るとともに、地域における医療・介護等関係機関との連携構築に向けた取組支援及び認知症についての市民啓発等、地域全体で認知症の人やその家族を支え合う取組として、「～地域で気づき・つなぎ・支える～認知症総合支援事業」を実施する。
(保健福祉局2 2-17頁)
- 災害時に弱者となりやすい高齢者や障害者に、防火に対する知識を持ってもらうために、社会福祉施設等において、高齢者、障害者を対象とした防火・防災、応急手当に関する指導を行う。（消防局6 2-63頁）
- 高齢者や耳の不自由な方が安心して職員と対応していただけるよう、本庁舎守衛室、琵琶湖疏水記念館、お客さまサービスコーナー、全営業所及び下水道管路管理センターの合計18箇所に「耳マーク」を表示した案内板を設置するほか、外勤の際に筆記用具を携帯する。
(上下水道局3 2-71頁)

- 急病や事故などの緊急の場合にボタン一つで消防指令センターへ通報を行う緊急通報システムを利用している高齢者等の世帯のうち、自力歩行が不能な約2,000世帯の方を対象に、緊急通報システムに無線で連動する住宅用火災警報器を寝室に設置し、火災の煙を感知した場合、自動的に消防指令センターに火災通報できる体制を確保する。（消防局18 2-65頁）

障害のある人

【現状と課題】

各種の取組を通じて、ノーマライゼーション*¹の理念は徐々に定着しつつあるが、「道路に障害物が多い」、「障害のある人に理解と関心を持ってほしい」といった意見が依然として多く寄せられており、物理的な障害のほかに、無理解・無関心といった問題が依然として存在している。また、今なお精神障害に関する誤った認識や偏見が存在していることが明らかになっている。

このため、障害のある人の人権の問題は、市民一人一人の身近な問題であるという視点、また障害の有無にかかわらず、市民一人一人が自立した主体的な存在であり、すべての人の人権を守るという視点を基礎として施策を推進する。

*¹ ノーマライゼーション

さまざまな人々の多様な価値観や生活のスタイルをお互いに認め合い、障害のある人もない人も、高齢者も若者も、女性も男性も、生活の拠点である地域や家庭、学校や職場等の場において等しく参加し、支えあって生きていくことが正常な社会であるという考え方。

【25年度の主な取組】

- 障害者自立支援法（平成25年4月1日から「障害者総合支援法」に改称）における利用者負担については、平成22年4月から、低所得者（市民税非課税）の障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とする措置が講じられている。しかし、国制度では未だ不十分であるため、自立支援医療に係る本市独自の負担軽減策を引き続き実施するとともに、「新京都方式」として実施してきた本市独自軽減策が上回る部分については継続し、障害のある方のサービス利用を支援する。（保健福祉局）
- 障害のある方が生きがいを持って働ける仕事場づくりを推進するため、平成21年8月に設立した「京都市障害者就労支援推進会議」を継続して運営し、関係機関・団体等が協働した取組を推進する。また、障害のある方を対象とする京都市役所における職場実習及びチャレンジ雇用については、就労支援機関の専門的視点を反映するなど、一般就労へつなげるための実施環境整備のために一貫した体制を確立する。（保健福祉局5 2-17頁）
- 障害のある人一人一人が自立した主体的な存在として安心した地域生活を送ることができるよう、地域の身近な相談窓口である福祉事務所や保健センター、障害者地域生活支援センターにおいて、引き続き、障害のある人の様々な相談ニーズに対してきめ細やかな相談支援の提供に努める。平成25年度

においては、障害者地域生活支援センターの3障害（身体・知的・精神）対応化による相談機能の拡充を図る。また、身体・知的・精神の3障害対応の京都市障害者相談員制度について、当事者活動のメリットであるピアカウンセリング機能*2を活かし、同じ背景を持つ立場で相談支援を要する障害のある人やその家族からの生活上の相談に応じ、障害者団体・家族団体等との連携を図る中で地域における相談支援体制の充実を図る。

（保健福祉局12 2-18頁）

*2 ピアカウンセリング機能

同じ背景を持つ人同士が対等な立場での話の聞き合いを通して、きめ細かなサポートを行うことで、地域の中で自立生活を実現する手助けを行うこと。

- 認知症高齢者や知的障害・精神障害のある人が地域で生活するために必要な福祉サービスの利用援助等を行う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）について、平成19年度から全ての区社会福祉協議会を基幹的社協として実施体制を充実したが、今後も契約件数の増加に応じて体制の充実を図っていくほか、権利擁護にかかわる関係機関や団体で構成する「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」を開催し、権利擁護に係る施策・制度の普及や啓発等を推進する。（保健福祉局74 2-25頁）
- 知的な障害のある青少年が充実した余暇活動を行い、障害の有無にかかわらず、交流関係を広げることを目的として、東山青少年活動センターにおいて、音楽やダンスを使った創造表現活動「表現活動へのお誘い～からだではなそう～」を2クール（1クール＝5回程度）、アトリエ活動「東山アトリエスペース」を2コース（全9回）実施する。（文化市民局20 2-9頁）
- 上下水道局におけるコミュニケーションボードの設置については、（外国人・外国籍市民）参照。（上下水道局2 2-71頁）
- 上下水道局での聴覚障害者への窓口対応支援については（高齢者）を参照。（上下水道局3 2-71頁）
- 平成24年10月の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の施行に伴い、区役所、支所に養護者による障害者虐待に関する相談窓口を、市役所に障害福祉施設従事者及び使用者による障害者虐待に関する相談窓口を設置するとともに、虐待防止や早期発見のための協力体制づくりや、障害者虐待に関する相談があった場合に迅速かつ適切に対応できる支援体制の構築を図った。

平成25年度はこれらの取組をさらに進めるとともに、より適切で効果的な支援に繋げるため、事例検討等の取組を実施する。また、障害のある方への理解を深め、障害者虐待を防止するための周知・啓発等にも引き続き取り組む。

(保健福祉局6 2-17頁)

同和問題

【現状と課題】

本市では、市民ぐるみで同和問題の解決に取り組み、住環境の大幅な改善などの成果をあげてきた。しかし、長年の同和行政の推進が成果とともに負の側面を生み出し、市民の不信感となって現れている面もある。

そのため、平成20年3月に、同和行政終結後もなお残る課題について審議し、必要な改革・見直しを行うことにより同和問題の真の解決を目指すため、「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」(以下「総点検委員会」という。)を設置し、1年間の審議を経て平成21年3月に報告をいただいた。

これを受け、本市では、平成19年度に遡って自立促進援助金制度を廃止し、返還を求めるべき奨学金の借受者に対して、返還の請求や返還免除のための手続を進めている。また、コミュニティセンターについては、全市的な観点から様々な行政課題や市民ニーズに応じた施設への転用について検討を進め、平成23年3月末をもって、いきいき市民活動センター等への転用を行った。その他にも、改良住宅の諸制度を公営住宅と同一のものに移行したほか、崇仁地区の将来ビジョンを検討する「京都市崇仁地区将来ビジョン検討委員会」における崇仁北部地域の将来像の検討等、さまざまな改革・見直しを断行した。

今後は、解決までになお、時間を要する取組について早期完了に向けて着実に改革・見直しを進めていく。

【25年度の主な取組】

○ 自立促進援助金制度の廃止に伴う奨学金の返還事務

引き続き、新たに設けた返還免除制度を的確に適用しつつ、返還を求めるべき奨学金の返還を求めていくとともに、資力があるにもかかわらず正当な理由なく返還に応じない借受者に対しては、裁判手続に移行していく。

(文化市民局41 2-12頁)

○ 改良住宅の管理・運営及び建て替えについて

改良住宅については、公営住宅と差異のあった取扱い（共益費、駐車場、家賃減免）を、平成21年4月1日から同一の取扱いに移行させた。

既存の改良住宅については、公営住宅等も含め、平成23年2月に策定した京都市市営住宅ストック総合活用計画に基づきストック活用の取組を進める。具体的には、適切な維持管理や改善事業を進め、長期有効活用を図るとともに、老朽化等の著しい住棟から適切に改善された住棟への住み替えを進める。さらに、国の緊急雇用対策を活用し、平成21年度から平成23年度

までの三年間で実施した入居実態の調査結果を踏まえ、よりいっそう適正な管理、運営に向けた取組を進めるとともに、空き家の活用などストックの有効活用についても検討を進める。

また、更新に当たっては、単に建て替えるのではなく、都心部等での住宅セーフティーネット*3機能の充実に配慮する。(文化市民局5 2-7頁)

*3 住宅セーフティーネット

低所得者や高齢者、障害のある方等住宅の確保に特に配慮を要する方に対し、それぞれの所得や身体状況等に適した住宅を提供するための様々な仕組み

○ 崇仁地区における環境改善について

引き続き、平成22年7月に提出された「京都市崇仁地区将来ビジョン検討委員会報告書」に基づき、住宅地区改良事業の早期完了に向け、土地区画整理事業との合併施行を推進する。

また、「はばたけ未来へ！京(みやこ)プラン」に位置付けた「個性豊かで魅力的なまちづくり」を着実に進めていく。(文化市民局5 2-7頁)

○ 市立浴場等の地区施設について

市立浴場については、嘱託化の推進などの運営経費の削減や更なる効率化、利用者サービスの充実や職員マナーの向上等について取り組んでいく。

また、民間浴場との料金格差解消に向けて入浴料金の改定を行う。

なお、転用を行っていない旧学習施設や保健所分室の施設については、引き続き活用策を検討していく。(文化市民局5 2-7頁)

○ 同和問題についての人権教育・啓発の推進について

同和問題についての啓発・相談活動を効果的に実施するため、社会の構成員である市民と企業への啓発の一体的な取組を推進するとともに、市民に最も身近な地域の行政機関であり様々な団体との協働や多様な交流が可能な区役所や関係機関と連携しながら対応していく。また、市民的感觉の新しい発想を取り入れ、市民・企業の自主的な行動を一層支援することにより、粘り強く人権教育・啓発の取組を推進する。(文化市民局5 2-7頁)

外国人・外国籍市民

【現状と課題】

これまでの国際理解教育や啓発活動などの取組により、異なった民族、国籍、文化を持つ者が共に暮らしているという認識が市民の中に深まっているものの、依然、国籍が違うというだけで偏見や差別的な事象が見受けられるのも事実である。また、近年、新たに市内に定住する外国籍市民（ニューカマー）が増加する傾向にあり、言葉や文化の違いにより日常生活に支障が生じたり、社会から孤立したりするなどの問題が出てきている。

このような課題に対応するため、「京都市多文化施策懇話会」の提言を尊重しながら、学校教育や啓発事業の充実、市民レベルでの国際交流への支援などにより国際理解の促進を図るとともに、多言語による情報提供や相談事業の充実などにより外国籍市民及び外国にルーツをもつ市民が安心して生活できる環境整備を行う。また、こういった外国籍等の市民が地域社会で活躍することにより、あらゆる市民がより豊かな生活を送ることのできる、多文化が息づくまちづくりを進める。

【25年度の主な取組】

- 24年度に引き続き、本市の多文化共生施策についての意見を求める「京都市多文化施策懇話会」を開催する。7名の公募委員を含む計12名の委員が、地域に根付いた多文化共生のまちづくりについて議論する。
(総合企画局9 2-5頁)
- 外国籍もしくは外国にルーツを持つ市民に、市内の様々な団体の催しで多文化交流活動をしていただく「京都市国際文化市民交流促進サポート事業」を実施する。講演や文化紹介を通して、市民が外国の文化や生活習慣に触れる機会を増やすとともに、外国籍市民等が活躍できる機会を提供する。
(総合企画局6 2-4頁)
- 外国籍市民等が、安心して医療サービスを受け、健康に暮らすことができるよう、医療機関に医療通訳者を派遣する「医療通訳派遣事業」を実施する。協定を結ぶ4病院に週3日までの範囲で要請に応じて、英語、中国語及び韓国・朝鮮語の医療通訳者を派遣する。
(総合企画局10 2-5頁)
- 日本語を母語としない外国籍市民等が、行政サービスの利用や手続等について問い合わせをしたい場合に、市政に関する知識を有し、英語や中国語を

話せる者が各々週 2 日間、電話で通訳・相談を行う「京都市外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業」を実施する。

(総合企画局 7 2 - 5 頁)

- 日本語を母語としない外国籍市民等が災害時に十分な支援を受けることができるよう、災害ボランティアの登録や災害発生時の通訳者派遣システムの整備など、災害時における外国籍市民等に対する支援体制を強化する。

(総合企画局)

- 高齢又は障害のある外国籍市民が、必要な福祉サービスを利用することができるよう、外国語によるコミュニケーションが可能な者等が訪問相談や福祉サービスの利用支援等を行う「高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業」を実施する。

(保健福祉局 6 2 2 - 2 4 頁)

- 「外国人のお客さま」や「障がいのあるお客さま」との窓口対応での意思疎通の円滑化を図るため、上下水道局営業所の窓口対応の主な内容をイラストで表し、英語、中国語、韓国・朝鮮語で説明したコミュニケーションボードを作成し、上下水道局の 9 営業所及びお客さま窓口サービスコーナーに配備する。

(上下水道局 2 2 - 7 1 頁)

感染症患者等

【現状と課題】

H I V感染は世界全体では流行のピークを過ぎたとされるが、我が国におけるH I V感染者・エイズ患者の数は、増加傾向が見られ、積極的な予防施策を講じることが求められている。また、エイズに関する誤解や他人事とする意識等により患者・感染者及びその家族が、様々な差別を受けるなどの問題が生じている。このほか、エイズに関するあいまいな知識等により患者・感染者等への偏見や差別意識が生じ、人権上の問題が生じている。

このため、引き続き、患者・感染者の差別・偏見を解消するため、市民に対し、あらゆる機会を通じ、エイズに対する正しい知識と患者・感染者の人権擁護のための普及啓発等のエイズ対策を推進する。

【25年度の主な取組】

- 保健センターにおいて、感染不安を持つ市民を対象に、無料・匿名でH I V検査を行うほか、下京保健センターにおいて夜間即日検査（月2回、午後6時～午後7時30分受付、予約制）を、京都工場保健会において土曜即日検査（月2回、午後4時～午後6時受付、予約制）を、継続して実施し受検機会の確保を図る。（保健福祉局99 2-28頁, 103 2-28頁）
- H I V検査普及週間（6月1日～6月7日）にあわせて、京都市におけるH I V検査・相談体制を拡充することでH I V検査の普及・推進を図る。（保健福祉局99 2-28頁）
- 市民一人ひとりがエイズについて正しく理解し、エイズのまん延防止と患者・感染者の差別・偏見の解消を図ることを目的として、世界エイズデー（12月1日）を中心とした日に街頭キャンペーン、ポスター掲示、啓発冊子の配布等の世界エイズデー関連啓発事業を実施する。（保健福祉局100～102 2-28頁）
- 平成23年度から毎年10月に、エイズに関わる各種団体・個人が集まり、「エイズ問題の啓発」「性の多様性の理解」「共に生きること」を目的とし、A I D S文化フォーラム i n 京都を開催しており、本市も共催として参画している。平成25年度も引き続き参画し、講演会等による啓発及び臨時のH I V検査を実施する。（保健福祉局3 2-17頁）

ホームレス

【現状と課題】

本市では、平成16年8月に策定した「京都市ホームレス自立支援等実施計画」（平成21年3月に第2期計画を策定）に基づき、様々なホームレス支援の取組を実施してきた。その結果、平成24年1月に実施したホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）において、平成23年1月の調査結果より101人少ない166人が確認されており、平成15年2月に確認された624人からは73.4%も減少している。

しかしながら、同じく平成24年1月に実施したホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）によると、ホームレスの高齢化や路上生活期間の長期化の傾向が一層顕著になっている。また、本市の支援施策がホームレスの間に広く認知されている一方で、路上生活からの脱却について消極的な方の割合が増加するなど、新たな状況も生じている。

こうした状況を踏まえ、今後とも、個々のホームレスの状況に応じた、丁寧で粘り強い支援に取り組んでいく必要がある。

【25年度の主な取組】

- 本市に起居するホームレスについては、高齢化や路上生活期間の長期化等の問題があることから、長期的な支援や相談を実施するホームレス訪問相談事業を実施することで、自立に向けた意欲を喚起し、安定した生活につなげていく。
(保健福祉局30 2-20頁)
- 下京福祉事務所に来所したホームレスに対する相談及び面接や、借上げを行っている簡易旅館から居宅等での生活に向けた移行支援及び居宅確保直後のきめ細やかな生活指導を行う「京都市ホームレス自立生活支援事業」を引き続き実施する。
(保健福祉局30 2-20頁)
- 就労意欲はあるが正規雇用が決まらない者や、直ちにフルタイムでの就労が困難な者に対する支援が必要であることから、「ホームレス能力活用推進事業」として、自立支援センター利用者等を対象に、職業訓練的な職の情報収集及び情報提供、事業者向け説明会の開催や啓発活動を引き続き行っていく。
また、依然として低調な雇用情勢の下、民間企業からの職の提供については非常に厳しい状況が続いているため、本市からも職業訓練的な職の提供を

引き続き行っていく。

(保健福祉局 30 2-20頁)

- ホームレス及び元ホームレスが地域社会へ定着するための支援や地域社会や関係機関に対し理解を求め、孤立を防止する事業や、交流場所の提供及び相談を実施する事業を実施するNPO等民間支援団体に対し、助成を行う「京都市ホームレス地域サポート事業」を引き続き実施する。

(保健福祉局 30 2-20頁)

- 多重債務など法律的な問題を抱え自立が阻害されているホームレスの支援策として、京都弁護士会の協力により「京都市ホームレス無料法律相談」を引き続き実施する。

(保健福祉局 30 2-20頁)

その他の課題

【現状と課題】

個人情報に対する意識の変化や高度情報化の進展など、社会状況等の変化に伴って、住民票の写し等の不正取得事件をはじめとするプライバシーの侵害、インターネットによる人権侵害、犯罪被害者等に対する人権侵害などの新たな人権課題に対する関心の高まりがうかがえる。また、今日、職場内の優位性を利用し、本人の人格や尊厳を傷付けるパワーハラスメントや職場でのいじめ、嫌がらせの問題なども顕在化してきている。

また、一定の条件を満たすことで、性同一性障害者が戸籍上の性別を変更できる特例法の制定や、犯罪被害者等基本法に基づく犯罪被害者等の権利の保護を図るための具体的な施策等を定めた犯罪被害者等基本計画の策定など、その対応が進められているものもあるが、新たな人権課題に対する社会的な理解は十分とは言えない。

このため、引き続き、人権課題として正しく理解され、その速やかな解決が図られるよう、必要な場合には国に対して適切かつ有効な措置を求めていくとともに、本市において、積極的に教育・啓発活動を推進し、実際の社会生活に関わる面での改善に資するよう取り組んでいく。

【25年度の主な取組】

- 新たな人権課題についての関心を高めるため、各種の人権啓発イベントにおいて人権啓発パネルを展示するほか、人権啓発情報誌や市民しんぶんにおいて取り上げるなど、広く周知を図る。

(文化市民局 4 8 2-1 3 頁, 5 7 2-1 4 頁)

- インターネット上での人権問題に対処するため、引き続き、教育・啓発を推進するとともに、国に対して、現行法等では対応できない事象に対処するため、事業者の自主基準の設置を指導する等の差別行為の防止に向けた有効な措置を求めていく。(文化市民局)

- 平成23年4月1日に施行した「京都市犯罪被害者等支援条例」に基づき、(公社)京都犯罪被害者支援センター内に設置した総合相談窓口を拠点として、犯罪被害者が受けた被害の回復及び軽減のため、被害直後における生活困窮者に対する生活資金の給付、住居の提供や心のケアなどの様々な支援を行う。

また、犯罪被害者を社会全体で支える地域社会の実現に向け、被害者が置

かれた状況や市民の役割などに関する啓発事業や教育活動の企画・実施，民間支援団体の活動促進のための広報，養成・研修などを行う。

(文化市民局 2 5 2 - 1 0 頁)

- 企業向け人権啓発講座等を通じて，パワーハラスメントをはじめとする職場でのいじめ等の人権侵害についての理解と意識の向上を促し，人権尊重を基盤とする企業活動の推進を図る。 (文化市民局 6 7 2 - 1 5 頁)

2 各局区別の取組

平成25年度事業計画(継続, 改善, 廃止・休止分)

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

各局区等共通

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
1	刊行物等への啓発標語の掲載	<p><事業目的> より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図り、人権文化の構築を目指す。</p> <p><事業計画> ①継続 本市が発行する印刷物等の人権啓発標語を掲載する。</p>	各局区等	①
2	公用車による啓発(巡回啓発, ステッカー掲示)	<p><事業目的> 人権問題を広く市民に周知するとともに、人権尊重の意識の普及高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 憲法月間・人権月間等において公用車に人権啓発プレートを掲示する。</p>	各局区等	①
3	人権啓発看板, 啓発のぼり旗等の掲出	<p><事業目的> より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図り、人権文化の構築を目指す。</p> <p><事業計画> ①継続 バス営業所, 地下鉄駅及び本市の施設の玄関等の人権啓発看板や啓発のぼり旗, 啓発標語パネルを掲出する。</p>	各局区等	①
4	地域団体の人権研修支援(資料提供等)	<p><事業目的> 地域団体等が行う人権研修会を支援し、人権擁護思想の普及高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 地域団体等が行う人権研修会を支援し、人権問題に関する講演の中で、参考資料を配布するなど、人権擁護思想の普及高揚を図る。</p>	各区・支所	①
5	市庁舎等の身障者・高齢者対応設備の設置・改修	<p><事業目的> 身障者や高齢者が安心して利用することのできる市庁舎を目指す。</p> <p><事業計画> ①継続 「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、身障者や高齢者が安心して利用することのできる市庁舎を目指す。</p>	各局区等	②
6	人権行政に関する情報の職員への提供	<p><事業目的> 職員一人一人が人権意識を高めるための情報提供を行う。</p> <p><事業計画> ①継続 人権関係の情報誌, チラシの配布, 講演会等のポスター掲示による職員への情報提供を行う。</p>	各局区等	④
7	人権行政の視点からの所属事務事業の点検	<p><事業目的> 人権尊重の視点で市政を推進する。</p> <p><事業計画> ①継続 人権尊重の視点で市政を推進するため、所属事務事業を点検し、必要な改善を図る。</p>	各局区等	④
8	人権教育に関する情報提供等職員の自主的な研修等の条件整備	<p><事業目的> 自主的な人権研修を促進するための条件整備を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 人材活性化推進室等からの情報を職員に周知し、自主的に参加しやすい条件整備を行う。また、職員が人権問題について自主的に勉強会や研修を行うための資料の提供, 講師の紹介, 研修時間の確保などの協力を行う。</p>	各局区等	④
9	職員研修	<p><事業目的> 人権文化の構築に関する理解を深めるための職員研修を実施する。</p> <p><事業計画> ①継続 5月を「憲法月間」, 12月を「人権月間」として研修推進の月間に位置付け, 所属における研修を実施する。</p>	各局区等	④

環境政策局

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
1	職員研修	<p><事業目的> 憲法月間・人権月間において、所属単位で研修を実施</p> <p><事業計画> ①継続 子供や女性の人権、同和問題などに関して、所属において、討論を中心とした研修を実施する予定である。</p>	環境政策局 環境総務課	④
2	「京都ごみ減量・分別ハンドブック」外国語版、点字版、音声テープ版、CD版の作成・配布	<p><事業目的> 外国人に対して、ごみ出しルールやごみ減量・リサイクルの取組を周知する。</p> <p><事業計画> ①継続 昨年度の実績を踏まえ、必要に応じて引き続き、「京都ごみ減量分別ハンドブック」の外国語版、点字版及び録音版の作成し、国際交流会館及び各区役所・支所等へ配布した。また、障害者への周知として点字版と録音版を作成し、各区役所・支所の福祉事務所等へ配布する。</p>	環境政策局 循環企画課	②
3	ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）の実施	<p><事業目的> ごみ収集福祉サービス（本市が定期的に収集する「家庭ごみ」、 「缶・びん・ペットボトル」等を所定の排出場所へ排出することが困難な高齢者、障害者に対し、その排出を支援するために、当該世帯の玄関先等に向いて収集する制度）を実施するとともに、対象者の管理にも努める。</p> <p><事業計画> ①継続 昨年度の実績を踏まえ、引き続きごみ収集福祉サービスの実施状況を把握・管理し、今後の展開について検討していく。</p>	環境政策局 まち美化推進課	②
4	有料指定袋制の実施に伴う福祉施策	<p><事業目的> ごみの減量に一定の制約がある紙おむつの支給を受けておられる方や、在宅で腹膜透析を実施されている方等に対して、「負担の公平性」の原則を踏まえ、指定袋を一定枚数配布する制度を設けている。</p> <p><事業計画> ①継続 昨年度の実績を踏まえ、有料指定袋制の実施に伴う福祉施策の状況を把握・管理し、今後の展開について検討していく。</p>	環境政策局 まち美化推進課	②
5	ユニバーサルデザインに対応した公衆トイレの整備	<p><事業目的> 公衆トイレの新規設置や大規模改修の機会において、ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが快適に利用できるよう整備した。</p> <p><事業計画> ①継続 ユニバーサルデザインに対応した公衆トイレの整備を継続して行う。</p>	環境政策局 まち美化推進課	②

行財政局

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
1	職員研修	<p><事業目的> 憲法月間・人権月間において、所属単位で研修を実施</p> <p><事業計画> ①継続 研修の機会を通して、職員一人一人の意識の向上につながるよう、25年度においてもビデオや講義・討議による研修を継続する。</p>	行財政局 総務課	④
2	職場研修推進者の養成	<p><事業目的> 職場研修の計画や実施運営、所属職員に対する適切な指導ができるよう、管理職の更なる能力向上を目指す。</p> <p><事業計画> ③廃止 1 1 職員研修[人権研修の実施]に統合</p>	行財政局 人材活性化推進室	④
3	局区等研修の奨励・支援	<p><事業目的> 局区等において人権研修が積極的かつ効果的に進められるよう、奨励・支援を行う。</p> <p><事業計画> ③廃止 1 1 職員研修 [局区等研修の充実] に統合</p>	行財政局 人材活性化推進室	④
4	市庁舎等の身体障害のある方・高齢者対応設備の設置・改修	<p><事業目的> 身体障害のある方や高齢者が安心して利用することのできる市庁舎を目指す。</p> <p><事業計画> ①継続 「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、より身体障害のある方や高齢者が安心して利用しやすい市庁舎を目指す。</p>	行財政局 庁舎管理課	②
5	職員研修	<p>[人権研修の実施] <事業目的> 職員を対象に研修を行い、人権問題に対する意識を高めるとともに理解を深める。</p> <p><事業計画> ①継続 人権文化の構築に向けて、研修推進月間と位置付ける5月「憲法月間」及び12月「人権月間」に、すべての職員を対象とした人権に関する理解を深める研修を実施するほか、職員の視野を広げる人的ネットワークを作る機会の提供を行う研修を実施する。 とりわけ、次世代を担う若手職員については、基本的な内容の人権研修を実施する。</p> <p>[局区等研修の充実] <事業目的> 局区等において人権研修が積極的かつ効果的に進められるよう、奨励・支援を行う。</p> <p><事業計画> ①継続 24年度と同様に、職員研修支援窓口及び研修教材の充実を図るとともに、局区等が人権等研修を実施する場合、人材活性化推進室が委託先として外部研修機関を指定し、予算の範囲内で研修に係る費用の支援を行う。また、研修推進月間と位置付ける5月の「憲法月間」、12月の「人権月間」に、所属における研修を奨励・支援することで、人権問題の意識を高める。</p> <p>[研修教材や研修資料の充実] <事業目的> 人権研修に資する資料等の更なる充実を目指す。</p> <p><事業計画> ①継続 研修ビデオや研修資料の収集に努め、庁内イントラネットのホームページにおいて、広く職員に対して情報提供を行う。</p>	行財政局 人材活性化推進室	④

総合企画局

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
1	テレビ広報の一部への字幕挿入	<p><事業目的> 聴覚に障害がある方に対して市政の情報を提供する。</p> <p><事業計画> ①継続 聴覚に障害のある方にも市政に関する情報を提供するため、テレビ広報番組等の一部に字幕を挿入する。</p>	総合企画局 市長公室（広報担当）	②
2	各種広報媒体を活用した広報啓発活動の展開	<p><事業目的> すべての市民が共に生きる社会の構築に向け、各種広報媒体を活用した啓発活動を行う。</p> <p><事業計画> ①継続 人権文化の構築に向け、市民しんぶんやラジオの市政番組等を活用し、市民に情報提供を行う。 【予定】 ○市民しんぶん記事 ・5月1日号「5月は憲法月間」、 8月1日号「8月は人権強調月間」、 12月1日号「12月は人権月間」 ・毎号、「心のカギ」コーナーで人権に関する情報を掲載（寄稿文、人権ほっと写真の入賞作品の紹介など） ・その他、人権啓発イベント等を随時掲載 ○ラジオ番組 ・「ちょこっと情報☆きょうと」、 「KYOTO CITY PUBLIC LINE」で関連イベント紹介 ・「明日への歩み」5・8・12月の毎週日曜放送 ・「人権インフォメーション」5・8・12月の毎日放送 ○電光掲示板（市役所前、京都駅前、ゼスト御池）、庁舎内テレビモニター 人権標語を随時発信</p>	総合企画局 市長公室 広報担当	①
3	市民しんぶん視覚障害者版	<p><事業目的> 視覚に障害がある方に対して市政の情報を提供する。</p> <p><事業計画> ①継続 視覚に障害のある方にも市政に関する情報を提供するため、市民しんぶん点字版・文字拡大版・テープ版・デジター（CD）版を発行する。 【予定】 発行部数（毎月） 点字版 … 245部（全市版）、295部（区版） 文字拡大版 … 410部（全市版）、450部（区版） テープ版… 260セット（全市版）、270セット（区版） デジター版 … 150枚（全市版）、160部（区版）</p>	総合企画局 市長公室 広報担当	②
4	インターネットによる情報の発信	<p><事業目的> すべての市民が共に生きる社会の構築を目指す。</p> <p><事業計画> ①継続 京都市ホームページ「京都市情報館」について、より一層見やすく、情報を得やすいサイトとなるよう改善を図るとともに、視覚に障害のある方や外国籍の市民等、市政に関する情報の入手が困難な方に対し、インターネットによる英語・ハングル・中国語の市政情報の発信、ホームページのアクセシビリティ推進等を行う。</p>	総合企画局 市長公室 広報担当	②
5	広報媒体を活用した集中的な啓発活動の展開（憲法月間・人権月間等における啓発活動）	<p><事業目的> 人権尊重の機運を高める契機とするため、5月の憲法月間や12月の人権月間等において、市民しんぶん等において集中的な啓発活動を展開し、市民啓発の相乗効果を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 広報媒体を活用した集中的な啓発活動を展開し、市民啓発の相乗効果を図る。 【予定】 ○市民しんぶん 5月1日号、8月1日号、12月1日号で、人権特集 ○ラジオ番組 「明日への歩み」5・8・12月の毎週日曜放送 「人権インフォメーション」5・8・12月の毎日放送</p>	総合企画局 市長公室 広報担当	①
6	国際文化市民交流促進サポート事業	<p><事業目的> 市民主体の国際交流と外国籍市民等の社会参加を促進し、世界とつながるまち・京都、多文化が息づくまち・京都の実現を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 外国籍もしくは外国にルーツを持つ市民に事業に登録していただき、市内の様々な団体の催しに登録者を派遣する。講演や文化紹介を通して、市民が外国の文化や生活習慣に触れる機会を増やすとともに、外国籍市民等が活躍できる機会を提供する。</p>	総合企画局 国際化推進室	①

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
7	外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業	<p><事業目的> 日本語を母語としない外国籍市民等が、行政サービスの利用や手続等について問い合わせをしたい場合に、市政に関する知識を有し、英語や中国語を話せる者が電話で通訳・相談を行う。</p> <p><事業計画> ①継続 行政機関及び外国籍市民に対する事業の周知を徹底し、サービスの利用を促進する。</p>	総合企画局 国際化推進室	②
8	社会見学受け入れ事業 (国際交流協会)	<p><事業目的> 社会見学授業として、国際交流会館の機能の紹介や外国人を取り巻く状況説明、事業概要説明などの後、現場で働くスタッフやボランティア活動の見学、留学生との交流などを行う。</p> <p><事業計画> ②改善 利用者の実情に即し、対象を幼稚園、小学校、中学校、高校、団体などに拡大する。</p>	総合企画局 国際化推進室	①
9	京都市多文化施策懇話会（平成21年度までは京都市外国籍市民施策懇話会）の開催	<p><事業目的> 外国籍市民等の市政への参加を推進し、多文化共生を構築するための取組等について意見を求める。</p> <p><事業計画> ①継続 24年度に引き続き「多文化施策懇話会」の会議を開催する（来年度は4回を予定）。多様な国籍や文化的背景をもつすべての市民の地域協働について議論を進めていただき、本市の多文化共生施策についての意見を求めてゆく。</p>	総合企画局 国際化推進室	④
10	医療通訳派遣事業	<p><事業目的> 日本語を母語としない外国籍市民等が安心して医療サービスを受け、安全に暮らすことができる社会を目指す。</p> <p><事業計画> ①継続 日本語を母語としない外国籍市民等が安心して医療サービスを受け、安全に暮らすことが出来るよう、医療機関に医療通訳者を派遣する。</p>	総合企画局 国際化推進室	②
11	FM CO.CO.LOによる生活、イベント情報の提供	<p><事業目的> 外国籍市民及び短期滞在外国人等に、本市の生活情報やイベント開催情報等の提供を行う。</p> <p><事業計画> ①継続 多言語FM放送局「FM CO・CO・LO」に本市行政情報提供番組を設け、外国籍市民及び短期滞在外国人等に、毎週月曜と木曜に、英語及び中国語により本市の生活情報やイベント開催情報の提供を行う。また、災害等緊急に放送の必要が生じた場合に、災害情報の放送を要請する。</p>	総合企画局 国際化推進室	③
12	啓発物品の作成及び配付	<p><事業目的> 啓発物品（ポケット・ティッシュ）を作成・配布し、外国籍市民との共生を訴えかける。</p> <p><事業計画> ①継続 他の人権問題を扱う行政機関が啓発活動を行う機会に合わせて実施し、総合的な啓発活動を行うことにより市民啓発の効果があがるようにする。</p>	総合企画局 国際化推進室	①
13	連続フォーラム「チョゴリときもの」（国際交流協会）	<p><事業目的> 日本社会における在住韓国・朝鮮人の歴史や現状に対する理解を深める。</p> <p><事業計画> ①継続 より多くの市民に、日本社会における在住韓国・朝鮮人の歴史や現状に対する理解を深めていただくことを目指す。 実施予定日：平成26年2月</p>	総合企画局 国際化推進室	①
14	国際交流会館オープンデー（国際交流協会）	<p><事業目的> すべての市民が気軽に利用できる場としての「国際交流会館」を紹介するとともに、外国人による文化の紹介などを通して市民レベルでの国際交流を推進する。</p> <p><事業計画> ①継続 【開催予定】 世界の食の紹介やフリーマーケットなど市民が気軽に参加できるような企画内容を検討している。それらの企画を通して、外国人住民も身近な生活者であることを気づいてもらうように工夫する。 実施予定日：平成25年11月3日</p>	総合企画局 国際化推進室	①
15	国際理解プログラム「PICNIK」（国際交流協会）	<p><事業目的> 京都市内の小・中学校が実施する国際理解教育の授業に留学生を講師として派遣する。</p> <p><事業計画> ②継続 広報用パンフレットを市内小中学校に送付して当事業の利用を促すとともに、利用件数増加に対応するため、情報をシステム化し、コーディネート対応を強化する。</p>	総合企画局 国際化推進室	①

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
16	世界の絵本展（国際交流協会）	<p><事業目的> 外国の絵本等を実際に手に取ることによって、広く異文化に親しむ機会を提供する。</p> <p><事業計画> ①継続 広く異文化に親しむ機会を提供することを目的に、さまざまな絵本を紹介していく。 実施予定日：平成25年8月 テーマ：未定</p>	総合企画局 国際化推進室	①
17	外国人のための住宅ネットワーク事業（国際交流協会）	<p><事業目的> 外国籍市民に対する住宅情報をホームページ上で提供する。</p> <p><事業計画> ①継続 協会の外国人向け住宅情報提供サイト「HOUSE Navi」の内容を充実させるため、日本賃貸住宅管理協会と連携を図り、物件情報及び多言語対応可能な不動産業者の情報を提供する。</p>	総合企画局 国際化推進室	③
18	GKP キャリアガイダンス&ジョブフェア（国際交流協会）	<p><事業目的> 日本での就職を目指す留学生に対し、就職活動に関する情報の提供や採用担当者との面接会を実施する。</p> <p><事業計画> ②改善 他団体と協働でイベントやOB・OGミーティングを定期的にも実施するとともに、Web上で恒常的に企業と留学生が情報交換できる場を設ける。 実施予定日：平成25年12月</p>	総合企画局 国際化推進室	③
19	京都市生活ガイドの配布（国際交流協会）	<p><事業目的> 京都市国際交流会館での配布、及び行政機関や大学等関係機関を通じて従来どおり冊子配布を行う。また、海外から新たに来られる方や冊子の入手が困難な方を対象にWEB版を紹介する。</p> <p><事業計画> ①継続 より使いやすい冊子となるように検討し、英語、中国語、ハングル版、スペイン語の4言語について発行する。 発行予定部数：英語4,000部、中国語4,000部、 韓国・朝鮮語版：2,000部、スペイン語：500部</p>	総合企画局 国際化推進室	③
20	外国人のための各種相談事業（国際交流協会）	<p><事業目的> 外国人の日常生活上の疑問やトラブルの解消を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 外国人からの相談に常時応じるほか、定期的に弁護士、行政書士等各専門家による相談会を実施することで、専門家からのアドバイスを相談者の問題解決に直接つなげる。各相談事業をリンクさせたものにする事で、相談者の問題解決に役立つ相談事業としていくことを目指す。</p>	総合企画局 国際化推進室	③
21	国際化に関するボランティア活動育成事業（国際交流協会）	<p><事業目的> ボランティアの組織化及び活動の充実を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 協会のボランティアの理念の一つでもある「外国籍市民に対するサポートを実践すること」をより広げるためにボランティア人材の育成を図ることにより、地域の中で多様な文化・言語背景を持つ人々が共生できる社会づくりを進める。また、協会のボランティア活動者たちのブログを通じて、ボランティア相互の交流を広げるとともに、活動の紹介を行う。</p>	総合企画局 国際化推進室	①

文化市民局

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

事業名	25年度事業計画	担当課	分類
1 【新規】 男性のためのDV電話相談	<p><事業目的> 男性被害者や加害者の相談の受け皿として、男性カウンセラーによる「DVに悩む男性のための電話相談（仮称）」専用窓口を新たに開設し、男性のDV相談を充実する。</p> <p><事業計画> 男性のカウンセラーが相談に対応します。（京都市男女共同参画センターウィングス京都において、平成25年4月から4回程度開設することを予定しています。）</p>	文化市民局 男女共同参画 推進課	③
2 【新規】 教職員対象のDV予防講座	<p><事業目的> DVの予防啓発を図るため、幼稚園・保育所から大学まで広く教育関係者に対して、DVに関する専門的な内容の講義、教育現場での相談事例についての検討や対応方法の助言を行う連続講座を実施する。</p> <p><事業計画> 開催時期：学校の長期休暇中及び平日夜間に2コマの連続講座を3～4回実施予定 対象：幼稚園教諭、保育士、小学校～高校教諭、大学講師等 定員：各回50～80名程度 テーマ：「デートDV」「DVと児童虐待」等の概論 「DV被害者への関わり方」等 講師：スクールカウンセラー、大学講師等を予定</p>	文化市民局 男女共同参画 推進課	①
3 【新規】 AIDS文化フォーラム in京都	<p><事業目的> HIV/AIDSに取り組む団体・個人の発表・交流の場として、また、多くの市民、特に若者に向けた啓発の場として、市民による市民のためのフォーラムとして開催する。</p> <p><事業計画> 日程：2013年10月5日（土）、6日（日） 場所：同志社大学及び同志社大学寒梅館 内容 講演、ワークショップなど （若者の視点・文化の視点・陽性者の視点・医療の視点・教育の視点・セクシュアリティの多様性を理解するという視点） 主催：AIDS文化フォーラムin京都 運営委員会 共催：京都府、京都市など</p>	文化市民局 勤労福祉青年課	①
4 【新規】 地域総合情報誌への人権啓発記事の掲載	<p><事業目的> 京都市内在住者及び京都市内に通勤・通学する人を対象に京都市営地下鉄全駅構内に配架している地域総合情報誌「Leaf mini」に人権啓発記事を掲載することで、幅広い市民に対して人権啓発事業を周知するとともに、人権の大切さについて考えてもらう契機とする。</p> <p><事業計画> 「Leaf mini」の中間1頁に人権啓発記事を掲載</p>	文化市民局 人権文化推進課	①
5 「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」を踏まえた改革	<p><事業目的> 平成21年3月に提出された「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会報告書」に基づき、適正な人権施策に取り組む。</p> <p><事業計画> ①継続 引き続き、改革、見直しに着手した事業を着実に実施していく。</p> <p>(1)自立促進援助金制度の見直しについて ・奨学金の返還を求めすぎ借受者について、引き続き丁寧な説明を行い、返還又は免除のための手続を進めていく。 ・資力があるにもかかわらず、正当な理由なく返還に応じない借受者に対しては、訴えを提起していく。 ・「京都市奨学金等返還事務監理委員会」の開催</p> <p>(2)改良住宅の管理・運営及び建替えについて ・既存の改良住宅について、公営住宅も含め、京都市市営住宅ストック総合活用計画に基づき、適切な維持管理や改善事業を進め、長期有効活用を図る。</p> <p>(3)崇仁地区における環境改善について ・「京都市崇仁地区将来ビジョン検討委員会報告書」に基づき、着実に住宅地区改良事業等を進める。</p> <p>(4)市立浴場等の地区施設について ・市立浴場については、引き続き、嘱託化の推進などの運営経費の削減や、更なる効率化について取り組む。 ・旧学習施設や保健所分室の施設については、引き続き、全市民的な観点から転用を検討する。</p> <p>(5)市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について ・憲法月間である5月と人権月間である12月に、人権情報誌を合併して発行</p>	文化市民局 人権文化推進課	④
6 真のワーク・ライフ・バランスの推進	<p><事業目的> 従来の、「仕事と生活の調和」といった意味でのワーク・ライフ・バランスに加えて、「地域社会への貢献」や「健康で文化的な生活の実現」をも含めた真のワーク・ライフ・バランスを推進する。</p> <p><事業計画> ①継続 真のワーク・ライフ・バランスを推進する方策を、京都市役所を横断する体制で検討し、市民ひとりひとりが仕事や家庭生活、社会貢献などにおいて、それぞれのライフステージに応じた生きがいと充実感を得て人生を送れる真のワーク・ライフ・バランスを定着させる。 また、「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画に掲げる施策の取組として、市民や企業への啓発を行うとともに、中小企業が行う先進的な休暇・休業制度の導入や職場環境の整備に向けた支援を目的とした補助制度の活用や、関係機関と連携した企業対象セミナーの開催、優れた取組を推進している企業等の表彰を行う。</p>	文化市民局 男女共同参画 推進課	①

事業名		25年度事業計画	担当課	分類
7	第4次「きょうと男女共同参画推進プラン」の推進	<p><事業目的> 「きょうと男女共同推進プラン」に基づいた事業に取り組むことで、男女共同参画社会の実現を目指す。</p> <p><事業計画> ①継続 「きょうと男女共同参画推進プラン」に基づき事業を計画的に実施する。</p>	文化市民局 男女共同参画推進課	④
8	男女共同参画センター「ウィングス京都」	<p><事業目的> 男女共同参画推進社会を目指すための拠点施設とする。</p> <p><事業計画> ①継続 男女共同参画推進のための拠点施設である京都市男女共同参画センターにおいて、市民の多様なニーズに対応した「情報提供事業」、「学習・研修事業」、「健康増進事業」、「相談事業」、「調査・研究事業」、「交流促進事業」を積極的に展開する。</p>	文化市民局 男女共同参画推進課	①③④
9	男女共同参画講座ウィングスセミナー	<p><事業目的> 男女共同参画の視点に立ち、市民が男女共同参画についての基礎知識を学習できることを目指す。</p> <p><事業計画> ①継続 京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」において男女共同参画の視点に立ち、身近なテーマを取り扱った学習機会を提供する。また、市民が男女共同参画についての基礎知識を学習できるよう、出前講座も積極的にを行う。</p>	文化市民局 男女共同参画推進課	①
10	民間緊急一時保護施設補助金	<p><事業目的> 民間団体等との連携を深め、ドメスティック・バイオレンス被害者の支援体制をより充実する。</p> <p><事業計画> ①継続 引き続き補助を行うとともに、情報交換等を通じて、民間団体との連携強化に一層努める。</p>	文化市民局 男女共同参画推進課	③
11	DV被害者支援インストラクター活用事業	<p><事業目的> DV被害者支援インストラクターの自主的な支援活動を促進させ、DV被害者及び同伴する被害者の子どもの心理的なケア、その他自立に向けた支援を京都市DV相談支援センター等と連携し、社会全体で支援していくことを目的とする。</p> <p><事業計画> ②改善 平成23、24年度に養成したインストラクターが相談機関と連携し、DV被害母子に対してグループカウンセリング等を実施する活動の支援を行う。</p>	文化市民局 男女共同参画推進課	①
12	DV対策事業	<p><事業目的> DV被害者の支援を行う。</p> <p><事業計画> ①継続 【京都市DV相談支援センターの運営】 自立支援を中心とした被害者の支援の充実を図る。 【府市合同によるネットワーク京都会議の開催】 3つの実務者会議と個別ケース検討会議の開催により事案に即した具体的な支援策を協議する。 【配偶者等からの暴力被害者緊急一時避難支援事業】 市センターからの依頼に基づき、民間シェルターや母子生活支援施設がDV被害者の緊急時における安全確保を行った場合に、運営団体に対し措置費を支給。 【市営住宅優先入居】 DV被害者向けの市営住宅への優先入居を継続実施。</p>	文化市民局 男女共同参画推進課	①
13	ドメスティック・バイオレンスに関するシンポジウム等の開催	<p><事業目的> DVに関する情報を発信し、市民へのより一層の啓発を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 シンポジウムを開催 日時：11月中旬頃 場所：ウィングス京都 京都タワーのパープルライトアップ 「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて、府市合同でパープルリボンキャンペーンを実施する。</p>	文化市民局 男女共同参画推進課	①
14	啓発情報誌の発行	<p><事業目的> 市民へ情報誌を発行することで、男女共同参画についての啓発を行う。</p> <p><事業計画> ①継続 男女共同参画についての啓発情報誌として「男女共同参画通信」を発行する。</p>	文化市民局 男女共同参画推進課	①
15	市民・事業者への周知広報	<p><事業目的> 市民へ京都市男女共同参画推進条例の趣旨を周知することで、男女共同参画社会の実現を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 リーフレット等啓発誌、市民しんぶんやホームページなどの様々な広報手段を通じて京都市男女共同参画推進条例の趣旨の周知を図る。また学校や地域、企業等へ職員の講師派遣を行う。</p>	文化市民局 男女共同参画推進課	①

	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
16	アドバイザー派遣制度	<p><事業目的> 専門的な知識や経験を有するアドバイザーを派遣し、適切な助言や支援を行うことにより、事業者の自主的な取組を促進し、男女共同参画の推進、真のワーク・ライフ・バランスの推進に資する。</p> <p><事業計画> ①継続 事業者からの求めに応じて、キャリアカウンセラー・中小企業診断士などの資格を持つ専門家をアドバイザーとして派遣する。</p>	文化市民局 男女共同参画 推進課	①
17	男女共同参画苦情等処理制度	<p><事業目的> 男女共同参画に関する苦情や要望を聴取し調査することで、よりよい男女共同参画社会を目指す。</p> <p><事業計画> ①継続 性別による人権侵害と認められる行為や本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情や意見等に対し、弁護士等専門知識を有する苦情等処理専門員が調査を行い、必要に応じて、当該関係者に対し助言・是正の要望等を行う。 制度の活用を図るため、広報活動を強化し、制度周知に一層努める。</p>	文化市民局 男女共同参画 推進課	③
18	市の審議会等における女性委員の登用の推進	<p><事業目的> 男女がともにあらゆる分野での政策・方針等の意思決定過程に参画できる社会の実現を目指す。</p> <p><事業計画> ①継続 「女性委員の登用率が35%を超える審議会等の割合を50%に引き上げる」ことを目標とし、登用計画達成に向けた事前協議の徹底や人材情報の提供等を通じて、引き続き女性委員の登用促進を図る。</p>	文化市民局 男女共同参画 推進課	④
19	「HIV・性感染症検査及び予防啓発事業」(北青少年活動センターと北保健センターが連携)	<p><事業目的> 若者がHIV・性感染症等について学び、自発的に感染症予防行動がとれることを目指す。</p> <p><事業計画> ①継続 京都市北青少年活動センターにおいて、HIV・性感染症に関する意見交換会や、健康教育などのプログラム等を長期的な視点を持ちながら実施していく。 また、若者が自分自身の身体について考えたり、同世代に向けて情報を発信する取組をサポートする。</p>	文化市民局 勤労福祉青年課	①
20	東山アートスペース	<p><事業目的> 東山青少年活動センターにおいて、知的障害のある青少年の創造・創作活動を支援する。</p> <p><事業計画> ①継続 ・東山アートスペース 体験プログラム：5月、日曜(10:30~12:30) Aコース：6月~2月(9回)、日曜(13:30~16:00) Bコース：6月~2月(9回)、日曜(13:30~16:00) 開催数：19回 定員：30名 ・イベント 事業名：①作品展「コノトキ」 ②夏のイベント(内容未定) ③春のイベント(内容未定) 実施日：①3月~4月 ②8月 ③3月</p>	文化市民局 勤労福祉青年課	①
21	外国籍市民との交流事業の推進	<p><事業目的> 青少年ボランティアによる日本語を母語としない人たちへの日本語学習支援と交流を図る。 また青少年が異文化と交流することにより、異文化への理解を深め、多文化共生社会の担い手となる青少年を育成する。</p> <p><事業計画> ①継続 ○にほんご教室(通年) ○外国にルーツをもつ子どもたちのための交流会(3回) ○異文化交流サタボウルProject(通年) ○健康フィエスタ(1回)</p> <p>多言語進路ガイダンスについては、京都市教育委員会が別途実施することになったため終了する。</p>	文化市民局 勤労福祉青年課	①
22	レンアイリョク向上委員会エイステー企画	<p><事業目的> エイズの予防を啓発する。</p> <p><事業計画> ①継続 ポスターの掲示、グッズの配布、相談活動を実施予定。</p>	文化市民局 勤労福祉青年課	①

	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
23	表現活動へのお誘い～ からだではなぞう～	<p><事業目的> 障がいのある青少年の余暇活動の充実を目的とする。</p> <p><事業計画> ①継続 前期/5月～9月(5回×2コース),土曜(13:30～15:30) 後期/11月～3月(5回×2コース),土曜(13:30～15:30) 開催数:20回 定員:40名</p>	文化市民局 勤労福祉青年課	①
24	市民活動総合センター の管理・運営	<p><事業目的> NPOやボランティア団体等による公益的な市民活動を、特定の分野や領域を越えて総合的に支援するとともに、市民の交流及び連携の推進を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 公益的な市民の活動を支援するため、市民活動団体等に活動の場を提供する。</p>	文化市民局 地域自治推進室	①
25	犯罪被害者支援策の推進	<p><事業目的> 犯罪被害者を社会全体でしっかりと支え、共に将来に目を向けて歩んでいける社会を築くことを目的とする。</p> <p><事業計画> ①継続 平成23年4月1日に施行した「京都市犯罪被害者等支援条例」に基づき、(公社)京都犯罪被害者支援センター内に設置した総合相談窓口を拠点として、犯罪被害者が受けた被害の回復及び軽減のため、被害直後における生活困窮者に対する生活資金の給付、住居の提供や心のケアなどの様々な支援を行う。 また、犯罪被害者を社会全体で支える地域社会の実現に向け、被害者が置かれた状況や市民の役割などに関する啓発事業や教育活動の企画・実施、民間支援団体の活動促進のための広報、養成・研修などを行う。</p>	文化市民局 くらし安全推進課	③
26	無料法律相談事業の実施	<p><事業目的> 弁護士が専門的な立場から相談に応じることで、問題解決の一助とする。</p> <p><事業計画> ①継続 人権問題など日常生活の中で起こるあらゆる法律問題に関して、弁護士が専門的な立場から相談に応じる無料法律相談を実施する。 消費生活総合センターでは毎週月・火・木・金曜日の午後1時15分～午後3時45分及び毎月第2・第4水曜日の午後6時～午後8時に実施する。 また、区役所・支所においても毎週水曜日に実施する。</p>	文化市民局 消費生活総合センター	③
27	人権擁護委員による特設相談の実施	<p><事業目的> 行政上の人権相談・救済の柱である法務省・人権擁護委員の行う人権相談を市民に広く周知し、市民が人権侵害等について相談できる機会を幅広く提供する。</p> <p><事業計画> ①継続 京都人権啓発活動ネットワーク協議会の構成機関による連携協力の一環として人権擁護委員による特設相談の会場を提供する。 【実績】日時:毎月原則第4木曜日の13時から16時 場所:京都市消費生活総合センター</p>	文化市民局 人権文化推進課	③
28	人権啓発サポート制度	<p><事業目的> 人権文化推進課が窓口となり、庁内の各人権課題を担当する所属等と緊密な連携を図ったうえで、市民や企業等の自主的な人権研修等の取組をサポートする。</p> <p><事業計画> ①継続 市民や企業等が人権に関する研修や学習会を行う際に、研修の相談、講師の派遣や啓発ビデオ・DVDの貸出し、資料の提供等を行う。</p>	文化市民局 人権文化推進課	④
29	人権の花運動	<p><事業目的> 次代を担う子どもたちが相互に協力し合って花を栽培することにより、子どもの情操をより豊かにし、子どもに命の大切さや相手への思いやりというような人権思想に対する理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらう。</p> <p><事業計画> ①継続 市内保育園、幼稚園、小学校などに球根等を配布し、子どもに花を栽培してもらう。</p>	文化市民局 人権文化推進課	①
30	京都市人権レポートの発行	<p><事業目的> 「人権文化の息づくまち・京都」の実現を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 人権文化推進計画に基づき、様々な取組を実施しており、その発信を行うため発行する。具体的には、人権文化推進計画に関し、毎年度取りまとめる取組実績・事業計画の中から、取組の一部を紹介するとともに、「困ったとき、まずはご相談を」として本市内の相談窓口を「女性(男女共同参画)」「子ども」「高齢者」「障害のある人」「外国人・外国籍市民」「感染症患者等」「ホームレス」「市民生活」「人権一般」のジャンル別に登載する。</p>	文化市民局 人権文化推進課	③

	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
31	「京都市人権相談マップ」の発行	<p><事業目的> 市民が抱えている人権上の問題について適切な機関に相談できるよう、相談機関、窓口について十分な周知を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 京都市人権文化推進計画に基づく取組として、相談・救済に関する機関や制度をまとめて発行する。 平成25年7月頃刊行（予定）</p>	文化市民局 人権文化推進課	③
32	世界人権問題研究センター「人権大学講座」	<p><事業目的> 人権に関する講座を開講することで、多くの方に人権の大切さを啓発する。</p> <p><事業計画> ①継続 世界的な広い視野に立ち、総合的に人権問題を研究することを目的に設立された世界人権問題研究センターにおいて、より一層人権が尊重される社会の実現を目指して開講する。</p>	文化市民局 人権文化推進課	①
33	世界人権問題研究センター「講座・人権ゆかりの地をたずねて」	<p><事業目的> 人権に関する講座を開講することで、多くの方に人権の大切さを啓発する。</p> <p><事業計画> ①継続 人権という新しい視点で京都の観光地、寺社等をとりあげる。</p>	文化市民局 人権文化推進課	①
34	京都人権啓発行政連絡協議会への参画	<p><事業目的> 京都府内の国の機関と京都府・京都市が連携して人権啓発を行うため</p> <p><事業計画> ①継続 京都人権啓発行政連絡協議会主催で、京都府内の企業（30人以上の企業）を対象として人権問題をテーマとした人権研修会を開催する。また、企業内人権啓発推進員の設置を促す啓発文書を送付する。</p>	文化市民局 人権文化推進課	①
35	京都弁護士会との連携及び支援（「憲法と人権を考える集い」）	<p><事業目的> 京都弁護士会が開催する「憲法と人権を考える集い」を共催することで、より多くの市民の方へ啓発を促す。</p> <p><事業計画> ①継続 京都弁護士会が京都府民を対象に実施する様々な人権問題をテーマとした講演会「憲法と人権を考える集い」を共催し、負担金を交付する。</p>	文化市民局 人権文化推進課	①
36	京都市人権相談・救済ネットワーク	<p><事業目的> ア 人権に関わる相談に関する情報の共有と円滑な取次ネットワークにおける他の相談機関の情報を共有し、相談事項の一部又は全部について、適切な機関に円滑に取り次ぐことができる環境を構築する。 イ 人権救済に関する情報の共有と円滑な取次法務局の人権侵害事件調査、人権擁護委員協議会の取組についての情報を共有し、事案によって、適切な機関に円滑に取り次ぐことができる環境を構築する。</p> <p><事業計画> ①継続 「人権相談・救済」に係る具体的な取組として、人権に関わる相談・人権救済に関する情報の共有と円滑な取次のため、相談機関相互の連携や情報交換、相談窓口の広報を実施していく。</p>	文化市民局 人権文化推進課	④
37	京都人権擁護委員協議会との連携及び支援（人権擁護思想普及啓発活動）	<p><事業目的> 京都市域に属する人権擁護委員で組織される京都人権擁護委員協議会に対する支援を行う。</p> <p><事業計画> ①継続 人権擁護思想の普及高揚を目的として実施する活動に補助金を交付する。</p>	文化市民局 人権文化推進課	①
38	人権に関する意識調査の実施	<p><事業目的> 市民の人権に関する意識調査を実施することにより、今後の人権施策の参考とする。</p> <p><事業計画> ①継続 新たな京都市人権文化推進計画の策定（平成27年4月から施行）に向け、平成25年10月に実施する予定である。</p>	文化市民局 人権文化推進課	④
39	京都市人権文化推進懇話会の運営	<p><事業目的> 人権施策の基本方針等を定めた「京都市人権文化推進計画」を着実に推進するため、外部の視点で施策の点検や必要な助言を求め京都市人権文化推進懇話会を設置・運営する。</p> <p><事業計画> ①継続 人権文化推進計画の改定に向けての充実を図る。</p>	文化市民局 人権文化推進課	④

	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
40	人権文化推進会議による庁内の連携充実	<p><事業目的> 本市における人権行政の推進に関して、各局・区等が互いに連絡し、調整を図ることにより、人権行政の円滑かつ総合的な推進を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 連携の充実に努める。</p>	文化市民局 人権文化推進課	④
41	奨学金返還事務等	<p><事業目的> 「同和行政終結後の行政の在り方検討委員会」からの指摘を着実に推進するとともに、適切な債権管理を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 制度見直しの経過を踏まえ、免除制度等について丁寧な説明を行い、返還手続や納入の相談に応じるなど、十分に説明責任を果たすとともに、実態に応じた誠意ある対応に努める。 滞納者（所在不明者を含め平成24年1月末日現在57人）については、返還に応じていただけるよう、督促状の指定期限後約1年間をかけて3回又は4回の催告を行うなどの取組を進める。 それでもなお、正当な理由なく返還に応じない場合は、他の借受者との公平性を確保する観点から、滞納金額が50万円以上の者（ただし、当面の間は、そのうち特に滞納額が多い100万円以上の者）を裁判手続の対象とする。 また、監理委員会を6月、11月に開催し、取組状況等を報告する。</p>	文化市民局 人権文化推進課	②
42	「四字熟語人権マンガ」の募集	<p><事業目的> 難しいイメージのある「人権」を、明るくユーモアあふれるマンガと四字熟語で表現することにより、市民に人権について考えてもらう機会を提供する。</p> <p><事業計画> ①継続 広く周知を図り、応募数の増加に努める。</p>	文化市民局 人権文化推進課	①
43	ヒューマンステージ・イン・キョウトの開催	<p><事業目的> 人権問題は、一般的に堅く近寄り難いイメージで捉えられていることが多いため、音楽やトークなどを活用することにより、市民に親しみやすい形で人権の大切さを伝えることを目的に開催する。</p> <p><事業計画> ①継続 より充実した内容とするとともに、広く周知を図り、参加者の増加に努める。</p>	文化市民局 人権文化推進課	①
44	人権ワークショップの実施	<p><事業目的> 市民に様々な体験を通じて豊かな人権感覚や人権に対する幅広い知識を習得してもらうとともに、地域等における人権啓発のキーパーソンとなり得る人材を養成する。</p> <p><事業計画> ①継続 より充実した内容とするとともに、広く周知を図り、参加者の増加に努める。</p>	文化市民局 人権文化推進課	①
45	人権“ほっと”写真（フォト）の公募	<p><事業目的> 市民に人権について考える機会を提供するとともに、市民から市民へのメッセージとして広く発信するものとして、人権の大切さが感じられる心温まる写真を公募する。</p> <p><事業計画> ①継続 広く周知を図り、応募数の増加に努める。</p>	文化市民局 人権文化推進課	①
46	柳原銀行記念資料館常設展、特別展等の開催	<p><事業目的> 旧柳原銀行の建物を復元した建物内に展示室を設け、被差別部落の歴史・文化等の資料の展示を通して、広く市民に対し同和問題をはじめとする様々な人権課題への正しい理解と人権意識の普及・高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 常設展のほか特別展及び企画展を開催するとともに、研修の受入れ等を実施し、広く市民に対し、様々な人権問題や人権擁護について啓発を行う。</p>	文化市民局 人権文化推進課	①
47	ツラッティ千本常設展、特別展等の開催	<p><事業目的> ツラッティ千本（資料展示施設）において、千本地域を中心とした部落の歴史・生活等に関する資料の収集・保存・展示を通して、広く市民に対し同和問題をはじめとする様々な人権問題について正しい理解と人権意識の普及・高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 常設展のほか特別展及び企画展を開催するとともに、研修の受入れ等を実施し、広く市民に対し、様々な人権問題や人権擁護について啓発を行う。</p>	文化市民局 人権文化推進課	①

	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
48	人権情報誌の発行	<p><事業目的> 「人権文化の息づくまち・京都」を目指し、市民の人権問題に対する関心を高めるとともに、自主的な学習に資することを目的として人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」を発行する。</p> <p><事業計画> ①継続 人権に対する堅いイメージを取り除き、身近な人権問題に「気付き」、「学ぶ」きっかけとなるよう、写真、イラスト等を活用しながら、分かりやすく、読みやすい冊子を基本に構成する。 各区役所・支所及び各人権課題所管課で啓発事業が多く行われる月間（5月：憲法月間、8月：人権強調月間、12月：人権月間）に発行する。 【実施予定】 8月に、単独号を約10,000部発行 5月、12月に、ページックとの合併号を約20,000部発行</p>	文化市民局 人権文化推進課	①
49	人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」、企業向け人権情報誌「ページック」の点字版の作成	<p><事業目的> 人権の尊重される社会を目指し、視覚に障害がある方に対して、情報発信する。</p> <p><事業計画> ③廃止 視覚に障害のある方に対しては京都市情報館のHPで読み上げソフトによる情報発信を行っており、当該情報誌についても読み上げソフトによる提供が可能であるが、平成24年度に試行的に実施した。発行後、改めて各施設に点字版の必要性について問い合わせたところ、読み上げソフトによる提供のみでもよいとの回答を得たため、本事業については本格実施を見送ることとする。</p>	文化市民局 人権文化推進課	①
50	街頭啓発の実施	<p><事業目的> 人権尊重の機運を高めるため街頭啓発事業を実施する。</p> <p><事業計画> ①継続 人権強調月間及び人権月間に街頭啓発を行う。 【実施予定】 人権強調月間街頭啓発 8月上旬 人権週間街頭啓発 12月上旬</p>	文化市民局 人権文化推進課	①
51	啓発物品の作成及び配布	<p><事業目的> 街頭啓発や講演会場等において啓発物品を配布することにより、人権問題について正しい理解と人権意識の普及・高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 憲法月間（5月）及び人権月間（12月）に当たり、人権擁護思想の普及・高揚を図るため、啓発物品として人権標語等を掲載したメモ帳を作成し、街頭啓発や講演会場等において配布するとともに、人権月間には、四字熟語人権マンガ入選作品を掲載した卓上カレンダーを作成し、配布する。 【実施予定】 メモ帳作成冊数 49,000冊 カレンダー作成部数 16,000部</p>	文化市民局 人権文化推進課 各区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
52	憲法月間・人権月間ポスター作成	<p><事業目的> 啓発ポスターを市政広報等に掲示することにより、人権擁護思想の普及・高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 憲法月間（5月）及び人権月間（12月）に、啓発ポスターを作成し、市政広報等に掲示する。 【実施予定】 憲法月間 ポスター作成部数 12,800枚 人権月間 ポスター作成部数 12,800枚</p>	文化市民局 人権文化推進課	①
53	人権学習教材の配布	<p><事業目的> 市民の学習教材となるよう、人権啓発冊子等を配布する。</p> <p><事業計画> ①継続 人権研修会等において、国等関係機関が作成する人権啓発冊子等雑誌を配布する。</p>	文化市民局 人権文化推進課	①
54	スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動	<p><事業目的> 特に青年層や子どもたちに対する人権啓発を行う。</p> <p><事業計画> ①継続 京都サンガF.C.の公式戦に小学生を招待し、児童と共に啓発物品の配布や人権啓発標語が入った横断幕を提示しながらピッチを行進する。</p>	文化市民局 人権文化推進課	①
55	人権啓発ポスターコンクール（京都人権啓発推進会議）	<p><事業目的> たれもが笑顔で暮らせる明るい社会を築くため、日常の身近な出来事などを題材として基本的人権の尊重・擁護を訴える。</p> <p><事業計画> ①継続 京都人権啓発推進会議（事務局:京都府人権啓発推進室）の主催により、府内小・中・高等学校、特別支援学校、外国人学校在籍する児童・生徒を対象に人権擁護啓発ポスターを募集し、応募作品は選考を行い、優秀作品は展示するとともに、府民を対象とした啓発資料等に活用する。</p>	文化市民局 人権文化推進課 教育委員会 学校指導課	①

	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
56	人権啓発映画・ビデオの購入・貸出し	<p><事業目的> 人権啓発ビデオ・DVDを貸し出すことにより、局区等が行う人権啓発活動を支援する。</p> <p><事業計画> ①継続 人権問題に関する啓発ビデオ等を購入し、局区等の行う人権啓発活動に貸出しを行う。</p>	文化市民局 人権文化推進課	①
57	啓発パネルの作成・貸出し	<p><事業目的> 人権啓発パネルを貸し出すことにより、局区等が行う人権啓発活動を支援する。</p> <p><事業計画> ①継続 人権問題に関する啓発パネルを作成し、局区等の行う人権啓発活動に貸出しを行う。</p>	文化市民局 人権文化推進課	①
58	人権啓発に係る資料等に関する調査の実施	<p><事業目的> 本市各課が保有する啓発資料、ビデオ・DVD及び講師に関する情報のうち、人権啓発サポート制度においても活用できるものについて調査し、情報を共有することによって、制度をより充実させ、局区等、市民及び企業の啓発活動を支援する。</p> <p><事業計画> ①継続 本市各課が保有する啓発資料、ビデオ・DVD及び講師に関する情報を相互に共有し、人権啓発サポート制度に提供可能なものについては、局区等、市民及び企業に広く提供する。なお、啓発資料及びビデオ・DVDについての情報は、ホームページにも掲載する。</p>	文化市民局 人権文化推進課	①
59	人権啓発活動補助金の交付	<p><事業目的> 市民が自主的に行う啓発活動に対し補助金を支給することにより、広く市民の間に人権尊重の理念を普及させる。</p> <p><事業計画> ①継続 費用の2分の1の範囲内で150万円を上限として、補助金を交付する。補助金の交付件数が増加するよう更に制度の周知を図る。</p>	文化市民局 人権文化推進課	①
60	京都人権啓発推進会議への参画	<p><事業目的> 京都府内の自治体や人権擁護委員連合会その他の団体等が一体となって人権啓発を推進するために設置された京都人権啓発推進会議に参画し、府民を対象とする人権啓発事業を実施する。</p> <p><事業計画> ①継続 【実施予定】 ポスターコンクール、人権啓発指導者養成研修会、人権強調月間啓発ポスターの掲出、人権強調月間街頭啓発、人権週間ポスターの掲出、人権週間街頭啓発</p>	文化市民局 人権文化推進課	④
61	京都人権啓発活動ネットワーク協議会への参画	<p><事業目的> 京都府内の人権啓発の連携・調整を目的として設置された京都人権啓発活動ネットワーク協議会に参画し、京都府内における人権啓発活動を推進する。</p> <p><事業計画> ①継続 【実施予定】 会議の開催（4回）、スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動、人権の花運動、人権週間街頭啓発等</p>	文化市民局 人権文化推進課	④
62	人権に関する情報の職員への提供	<p><事業目的> 全ての職員が人権問題について高い見識の下に、人権文化の構築に積極的に取り組めるよう支援する。</p> <p><事業計画> ①継続 人権問題に関する情報誌などを提供する。 【実施予定】 人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」及び企業向け人権情報誌「ベーシック」を各所属へ配布 あい・ゆー 5月（ベーシックとの合併号）、8月、12月（ベーシックとの合併号） ベーシック 5月（あい・ゆーとの合併号）、9月、12月（あい・ゆーとの合併号）</p>	文化市民局 人権文化推進課	④
63	企業向け人権情報誌「ベーシック」の発行	<p><事業目的> 企業に向けた人権啓発を行い、人権尊重の精神を基盤とした企業活動及び企業内における人権尊重の気風の醸成に係る企業の取組を支援する。</p> <p><事業計画> ①継続 時宜に即したテーマの選定等、企業における従業員や顧客等の人権を尊重する取組に役立つよう掲載内容等の工夫を図る。</p>	文化市民局 人権文化推進課	①

事業名		25年度事業計画	担当課	分類
64	インターネットによる人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」、企業向け人権情報誌「ベーシック」、企業向け人権啓発講座開催案内・講演録等の発信	<p><事業目的> インターネットによる情報発信を行い、広く効果的な人権啓発に努める。</p> <p><事業計画> ①継続 人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」や企業向け人権情報誌「ベーシック」、企業向け人権啓発講座開催案内・講演録等のインターネットによる情報発信を行い、広く効果的な人権啓発に努める。</p>	文化市民局 人権文化推進課	①
65	企業に対する人権問題の解決に向けた取組の依頼	<p><事業目的> 公正な採用選考の呼び掛け等を行う啓発文書を企業に提供することにより、企業内における人権啓発に関する取組の支援を行う。</p> <p><事業計画> ①継続 企業向け人権情報誌「ベーシック」等を活用して啓発を行うとともに、「ベーシック」に同封した啓発文書を市内企業等に送付し取組を促す。さらに、人権強調月間である8月等に、市庁舎正面玄関において啓発ポスターの掲示・パンフレットの配布などを実施し、更なる啓発の推進に努める。</p>	文化市民局 人権文化推進課	①
66	企業向け人権啓発冊子の配布	<p><事業目的> 企業向け人権啓発冊子を提供することにより、企業内における人権啓発に関する取組の支援を行う。</p> <p><事業計画> ①継続 企業ニーズや時宜に即した資料の入手に努め、幅広い提供を図る。</p>	文化市民局 人権文化推進課	①
67	企業向け人権啓発講座	<p><事業目的> 企業向けに人権啓発講座を開催することにより、企業内における人権啓発に関する取組の支援を行う。</p> <p><事業計画> ①継続 企業のニーズを捉え、最新の課題も採り上げながら、企業内における人権尊重の風土づくりに役立つ講座の開催に努める。</p>	文化市民局 人権文化推進課	①

産業観光局

【凡例】
 分類 ①教育・啓発 ②保障
 ③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
1	インターネットを活用した情報の発信	<事業目的> インターネットにより広く情報を提供し、企業の取組の支援を図る。 <事業計画> ①継続 企業に対してCSR（企業等の社会的責任）に関する諸情報を提供する。	産業観光局 産業政策課	①
2	講座の開催	<事業目的> 企業が直面する人権課題を取り上げ講座を開催することで、企業の人権に関する取組の支援を図る。 <事業計画> ①継続 企業ニーズを捉え、最新の課題も採り上げながら、CSR（企業等の社会的責任）に関するテーマの講座を開催する。	産業観光局 産業政策課	①
3	ビデオ等の貸出し（人権啓発サポート制度）	<事業目的> 人権に関するビデオを貸し出すことで、情報を提供し、企業の取組の支援を図る。 <事業計画> ①継続 CSR（企業等の社会的責任）に関するテーマの視聴覚教材の整備拡充などに努める。	産業観光局 産業政策課	①

保健福祉局

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
1	【新規】 ほほえみ交流活動支援事業	<p><事業目的> 障害のある人もない人も相互に交流できる機会を創出する。</p> <p><事業計画> 手話や車いすなどの障害体験講習会など障害や障害のある人の理解促進を図る福祉教育・啓発事業を学校等と協働で実施する障害者団体に対して、開催経費等の助成や側面的支援を行うことにより、障害のある人もない人も相互に交流できる機会を創出する。 また、特に先駆的な取組に対して、その活動をホームページで紹介することなどにより、事業効果の早期発現を促進する仕組みを導入する。</p>	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	①②
2	【新規】 ～地域で気づき・つな ぎ・支える～認知症総 合支援事業	<p><事業目的> 認知症の早期発見・早期相談・早期診断の連続した支援に対応するため、地域全体で認知症の人やその家族を支え合う取組を進める。</p> <p><事業計画> 認知症の症状の程度を自己診断できるセルフチェックシート付きの「相談ツール」や、高齢サポートの「認知症相談支援マニュアル」（仮称）を作成する。さらに、地域での認知症対応ネットワーク構築を目的としたモデル事業の実施や、若年性認知症に関する支援策の検討、認知症に関する知識や正しい理解の更なる普及のための啓発活動の実施など、認知症支援施策を総合的に推進する。</p>	保健福祉局 長寿福祉課	④
3	【新規】 AIDS文化フォーラ ムin京都の共催	<p><事業目的> 「エイズ問題の啓発」「性の多様性の理解」「共に生きること」を目的とする。</p> <p><事業計画> 平成23年度から毎年10月にエイズに関わる各種団体・個人が集まりAIDS文化フォーラムin京都を開催しており、本市も共催として参画している。平成25年度も引き続き参画し、講演会等による啓発及び臨時的HIV検査を実施する。</p>	保健福祉局 保健医療課	①
4	みやこユニバーサルデ ザインの推進	<p><事業目的> ユニバーサルデザインの考え方を京都の生活文化に取り入れた、全ての人が暮らしやすい社会環境づくりを「みやこユニバーサルデザイン」と位置付け、その推進を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 ■審議会の開催 ■みやこユニバーサルデザイン賞の募集、表彰 ■ユニバーサル上映補助 ■映画館におけるユニバーサル上映の促進 ■ユニバーサルデザイン消費者啓発の実施 ■人にやさしいサービス宣言事業の実施 ■冊子「UDアイデア・ヒント集」の発行 ■みやこユニバーサルデザイン普及啓発 (アドバイザー派遣、既存イベントとの連携した周知活動、みやこUD推進主任連絡会議、庁内普及啓発等)</p>	保健福祉局 保健福祉総務 課	①
5	障害者の就労支援対策	<p><事業目的> 障害のある方が、生きがいと希望を持って働くことができるためには、その能力と適性とライフステージに応じて、生涯にわたって継続的に支援することが必要である。そのため、「福祉」、「教育」、「企業」の融合・連携を図り、総合的視点から障害のある方の就労支援を推進する。</p> <p><事業計画> ①継続 障害者就労支援プロモーターが障害福祉施設利用者及び支援者を対象とした研修会や企業を対象とした障害者雇用企業見学会等を実施する。 また、「京都市障害者就労支援推進会議」及びその部会を開催し、関係機関・団体等と協働して、取組を進める。 さらに、障害のある方を対象に実施する京都市役所における職場実習及びチャレンジ雇用については、取組を継続しながら、一般就労のためのより効果的な手法の確立を図る。 加えて、障害者雇用に意欲のある企業を対象にアドバイザーの派遣や備品購入の費用を助成する制度を実施する他、具体的な雇用計画の検討に至らない企業等を対象に、連続研究会を実施する。</p>	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	①④
6	障害者虐待防止対策事 業	<p><事業目的> 障害者虐待の防止、早期発見のため、関係機関との協力体制・支援体制を強化し周知・啓発に取り組むことにより、障害者虐待の防止及び障害のある方や養護者への支援を促進し、障害のある方の権利利益を擁護する。</p> <p><事業計画> ①継続 1 協力体制づくり及び障害者虐待対応に関する事例検討 京都市障害者地域自立支援協議会において、虐待防止、早期発見、早期対応のための協力体制づくりや虐待事例に関する検討を行う。 2 支援体制の強化 行政機関及び障害者地域生活支援センターを含む関係機関との連携により、通報時における事実確認、相談援助、処遇検討に関する会議を行うとともに、家族関係の修復や不安解消に向けた家庭訪問あるいは緊急一時保護等の措置など、障害者の虐待に迅速かつ適切に対応できるよう支援体制を強化する。 3 周知・啓発 リーフレットの配布やシンポジウム等の開催により、養護者やサービス事業者、地域住民に対し虐待に該当する行為や通報義務について周知し、虐待防止や早期発見を促進する。</p>	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	②

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
7	ほほえみ広場の開催	<p><事業目的> 障害のある市民もない市民も、すべての市民が日々の暮らしの中で、いきいきとした人生を築くことのできる社会を目指し、障害のある市民に対する正しい理解と認識を一段と深めるとともに、自立の促進と障害者福祉の増進を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 障害のあるひとないひとと共に交流できる催しである「ほほえみ広場」を開催することにより、障害の有無にかかわらず共生社会の実現を促進する。</p>	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	①
8	心の輪を広げる障害者理解促進事業における作品募集	<p><事業目的> 障害のある人とない人との相互理解を促進する。</p> <p><事業計画> ①継続 「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募し、優秀作品を表彰する。また、応募のあった作品を、ほほえみ広場等で展示、紹介し、障害のある方の理解促進を図る。</p>	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	①
9	点訳・音訳・手話・要約筆記ボランティア養成	<p><事業目的> 視覚、聴覚障害者のコミュニケーション手段である点字、音訳、手話、要約筆記技術を指導し普及することによって、視覚、聴覚障害者の自立と社会参加の援助を図り、もって障害者福祉の増進に寄与する。</p> <p><事業計画> ①継続 点訳・音訳奉仕員養成講座（共通、入門・初級・中級クラス） 手話奉仕員養成講座（体験、入門、基礎） 手話通訳者養成事業（応用） 要約筆記者養成事業（基礎、応用）</p>	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	②
10	障害者法律・結婚・住宅等の相談事業の充実	<p><事業目的> 身体障害者の社会活動に必要な援助を行い、身体障害者の自立生活と社会参加を促進する。</p> <p><事業計画> ①継続 身体障害者が社会に参加していくために生じる様々な問題に対し、障害者福祉関係をはじめ様々な団体及び関係機関の協力の下に、法律相談、結婚相談、住環境相談等の相談事業を行う。</p>	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	③
11	知的障害者専門相談事業	<p><事業目的> 在宅の知的障害のある市民の、自主的な社会活動を育成・支援する。</p> <p><事業計画> ①継続 在宅の知的障害のある市民が抱える、法律や人権等に関する専門的な相談に応じて、それぞれの分野の専門家が法的助言・相談等を行う。</p>	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	③
12	障害者相談員設置事業	<p><事業目的> 身体・知的・精神の3障害対応の障害者相談員が、同じ背景を持つ立場で相談支援を要する障害のある人やその家族からの生活上の相談に応じ、障害者団体・家族団体等との連携を図る中で地域における相談支援体制の充実を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 身体・知的・精神の3障害対応の京都市障害者相談員を設置し、障害者団体・家族団体等との連携を図る中で、当事者活動のメリットであるピアカウンセリング機能を活かし、同じ背景を持つ立場で相談支援を要する障害のある人やその家族からの生活上の相談に応じ、助言その他の必要な援助等を実施していく。</p>	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	③
13	手話通訳者、要約筆記者の派遣	<p><事業目的> 聴覚障害者、中途失聴者、難聴者等の社会生活上の意思疎通を円滑にする。</p> <p><事業計画> ①継続 手話通訳者・協力員及び要約筆記者を派遣し、意志伝達手段を確保する。</p>	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	②
14	聴覚言語障害者等の生活訓練事業の充実	<p><事業目的> ノーマライゼーションの理念を実現し、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進する。</p> <p><事業計画> ①継続 身体に障害のある市民が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れ、また、社会参加を通じて生活の質的向上が図れるよう必要な施策を実施する。</p>	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	②
15	補助犬啓発事業	<p><事業目的> 視覚・聴覚・肢体に障害のある市民の日常生活を支援し、社会参加を促進する。</p> <p><事業計画> ①継続 市民の理解を深め、同伴できる民間施設等の拡大を図るための啓発を行う。 また、補助犬に関する相談窓口を設置する。</p>	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	① ②
16	身体障害者障害別体育大会の開催	<p><事業目的> スポーツを通じて残存能力の維持向上を図り、障害者の自立支援と積極的な社会参加を促進する。</p> <p><事業計画> ①継続 肢体、視覚、聴覚障害者ごとにスポーツ大会を実施する。</p>	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	②

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
17	知的障害者スポーツ大会の開催	<p><事業目的> 障害者スポーツの一層の発展を図ると共に社会の知的障害者に対する理解と認識を深め、知的障害者の自立と社会参加を推進する。</p> <p><事業計画> ①継続 知的障害者のボーリング大会を実施する。</p>	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	②
18	全国車いす駅伝競走大会の開催	<p><事業目的> 障害者の社会参加の促進と障害者スポーツの振興を図るとともに、社会の障害者に対する一層の理解と認識を深める。</p> <p><事業計画> ①継続 全国の身体障害者を対象とする車いす駅伝競走を開催する。</p>	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	②
19	いきいきハウジングリフォーム事業	<p><事業目的> 重度障害のある方が住み慣れた家での生活を暮らしやすく、また、介護する方の負担を軽くする。</p> <p><事業計画> ①継続 住宅改造や移動機器の設置に必要な費用の一部を助成する。</p>	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	②
20	京都市ハンディマップの情報提供	<p><事業目的> 障害者の社会参加の促進を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 「京都市ハンディマップ(平成23年3月改訂版)」を希望者に配付する。</p>	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	②
21	京都市障害者雇用促進啓発事業	<p><事業目的> 障害のある市民の雇用の一層の促進を図るとともに、障害のある市民に対する理解と認識を深め、障害のある市民の自立と社会参加を促進する。</p> <p><事業計画> ①継続 障害者雇用促進月間について、「京都高齢・障害者雇用支援センター」と連携した取組を進める。</p>	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	①
22	精神科救急医療システム	<p><事業目的> 精神に障害がある市民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるための体制を確保する。</p> <p><事業計画> ①継続 休日、夜間において病状が急変した時に相談し、状況に応じた適切な医療を速やかに受けるための体制を確保する。</p>	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	③
23	自動車運転免許取得助成	<p><事業目的> 身体障害者の自立と社会参加を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 自動車運転免許(第1種普通免許)を取得する費用を助成する。</p>	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	②
24	自動車改造費助成	<p><事業目的> 身体障害者の自立と社会参加を促進する。</p> <p><事業計画> ①継続 重度の身体障害者が自ら所有し運転する自動車を、障害状況に応じて改造する場合の費用を助成する。</p>	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	②
25	重度障害者タクシー料金助成	<p><事業目的> 重度障害者に対して、タクシー料金の一部を助成することにより、日常生活の利便と社会参加の促進を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 重度障害者に対して、タクシー料金の一部を助成する。 1 対象者 次のいずれかに該当する障害のある方で、市バス・地下鉄の福祉乗車証の制度を利用していない方(福祉乗車証との選択制) (1) 身体障害者手帳(1・2級)の交付を受けている方 (2) 療育手帳(A判定)の交付を受けている方 (3) 精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている方 2 助成額 1枚につき500円の助成(1,000円以上乗車の場合に限り2枚まで使用可能)で、月4枚年間48枚の利用券を交付する。</p>	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	②
26	障害者情報バリアフリー化支援事業	<p><事業目的> 障害のある人の情報バリアフリー化を推進するとともに、自立と社会参加の促進を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 障害のある人が障害のない人と同様にパソコン等の情報機器を利用できるための支援を行う。</p>	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	②

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
27	市バス・地下鉄福祉乗車証交付事業	<p><事業目的> 社会参加の機会が少なくなりがちな障害のある市民の行動圏を拡大し、積極的な社会参加を促進する。</p> <p><事業計画> ①継続 身体障害者手帳・療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者とその介護人に対して、市バス・市営地下鉄運賃を無料にする福祉乗車証を交付する。</p>	保健福祉局 障害保健福祉推進室	②
28	こころのふれあい交流サロンの運営	<p><事業目的> 精神に障害のある市民の地域交流や社交の場を確保するとともに、精神障害に関する地域啓発を推進する。</p> <p><事業計画> ①継続 精神に障害のある市民が地域で安心して過ごせる場や地域住民との交流を図れる場を確保するとともに、定期的にサロン担当者との懇談会を開催することで、各サロン同士の連携を深め、サロン運営の更なる充実を図る。</p>	保健福祉局 障害保健福祉推進室	①
29	障害者地域生活支援センター運営事業	<p><事業目的> 障害のある方やその御家族等からの地域生活や福祉に関する様々な相談に応じて、福祉サービスの利用援助（情報提供）等を行う。</p> <p><事業計画> ①継続 現在、市内5箇所の障害保健福祉圏域ごとに3障害対応型、身体・知的障害対応型、精神障害対応型を各1箇所ずつ、計15箇所の障害者地域生活支援センターに設置している。平成25年4月からは身体・知的障害対応型を3障害対応化し、相談窓口の拡充を図る。</p>	保健福祉局 障害保健福祉推進室	③
30	ホームレスの自立の支援等	<p><事業目的> 就労による自立意欲と能力を有するホームレスに対し、自立のための支援を強化する。</p> <p><事業計画> ①継続 ・「京都市自立支援センター」において、就労による自立意欲と能力を有するホームレスを対象に、求職活動の拠点となる宿泊場所の提供を行うなど、就労による自立支援を行う。 ・多重債務等法律的な問題を抱えていることにより、自立が阻害されているホームレスの支援対策として、京都弁護士会の協力を得て、毎月1回、ホームレス無料法律相談事業を実施する。 ・ホームレスに対する長期的な支援や相談を実施することで、自立に向けた意欲が乏しい者に対し、自立に向けた意欲を喚起していく。</p>	保健福祉局 地域福祉課	②
31	福祉ボランティアに関する情報システムの活用及び情報誌の発行	<p><事業目的> 福祉を中心としたボランティア活動の情報収集・提供について支援を行う。</p> <p><事業計画> ①継続 「京都市福祉ボランティアセンター」における情報システムを活用し情報誌を発行する。</p>	保健福祉局 地域福祉課	②
32	ボランティアに関する各種講座の開催	<p><事業目的> 福祉ボランティアに係る人材を養成する。</p> <p><事業計画> ①継続 「京都市福祉ボランティアセンター」及び各区社会福祉協議会に設置している「区ボランティアセンター」において、福祉を中心としたボランティア活動の研修会・各種講座を開催する。</p>	保健福祉局 地域福祉課	②
33	母子家庭等医療費支給事業	<p><事業目的> 母子家庭等の保健の向上と福祉の増進を図る。</p> <p><事業計画> ②改善 母子家庭の児童とその母親等及び父母のない児童に対し、その児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの医療保険の自己負担額に相当する額を支給する。（所得制限あり） 平成25年8月（予定）からは、父子家庭の児童とその父親等についても、新たに助成対象とし、事業名を「ひとり親家庭等医療費支給事業」に変更し、実施する。</p>	保健福祉局 地域福祉課	②
34	子ども医療費支給事業	<p><事業目的> 子どもの保健の向上と福祉の増進を図る。</p> <p><事業計画> ②改善 小学6年生までの子どもに対し、医療保険の自己負担額と、当該制度の一部負担金との差額を支給している。 平成25年9月（予定）からは、3歳から小学校6年生までの者が、通院による医療を受け、1箇月の窓口での自己負担合計額が3,000円を超えた場合の医療費の支給方法について、超えた額を申請により払い戻す「償還払い」から、窓口での自己負担額が1医療機関1箇月3,000円までで済む「現物給付」に変更する。 ※複数医療機関受診で自己負担額が3,000円を超える場合は、償還払いの申請が必要</p>	保健福祉局 地域福祉課	②

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
35	老人医療費支給事業	<p><事業目的> 高齢者（65歳～69歳）の保健の向上と福祉の増進を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 所得税非課税世帯に属する方又は寝たきり・一人暮らし・老人世帯に該当する方に対し、医療保険の自己負担額と、当該制度の一部負担金との差額を支給する。（所得制限あり）</p>	保健福祉局 地域福祉課	②
36	重度心身障害者医療費支給事業	<p><事業目的> 重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 1級又は2級の身体障害者手帳を持っている方、知能指数（IQ）が35以下である方、3級の身体障害者手帳を持ち、かつ知能指数（IQ）が50以下である方等に対し、医療保険の自己負担額に相当する額を支給する。（所得制限あり）</p>	保健福祉局 地域福祉課	②
37	重度障害老人健康管理費支給事業	<p><事業目的> 重度心身障害者の保健の向上を図り、福祉の増進に寄与する。</p> <p><事業計画> ①継続 重度心身障害者に対し、医療費の一部を支給する。</p>	保健福祉局 保険年金課	②
38	「国民健康保険の手引き」（外国語冊子）の配布	<p><事業目的> 外国人に対して国民健康保険制度の周知を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 外国人向けに解説した冊子（英語、中国語、ハングル、日本語併記）を作成し、市内の各大学、国際交流会館及び各区役所・支所で配布する。 2年に一度作成しており、23年度に作成しているため、今回は25年度に作成する予定である。</p>	保健福祉局 保険年金課	②
39	里親支援事業	<p><事業目的> 何らかの事情により、家庭で生活できない子どもたちを、できる限り家庭的な環境の中で養育する制度である「里親制度」の普及のため、広く市民に対する里親制度の啓発を行ったり、養育里親に対する研修を実施する。また、里親委託を推進するため、関係機関との連携・調整や、里親相互の相談援助、交流促進など、里親に対する支援を総合的に推進する。</p> <p><事業計画> ①継続 [普及啓発、研修] 里親経験者による講演会や、里親制度の説明会等の実施、制度に関するパンフレットの整備、公共の場でのPR活動。養育里親、専門里親研修の実施。 [里親家庭への支援] 里親家庭への訪問相談。相互交流の支援。家事養育支援。</p>	保健福祉局 児童家庭課	①
40	子ども支援センターの運営	<p><事業目的> 「京都市未来こどもプラン」に掲げる市民・地域ぐるみで子育てを支えあう子育て支援の風土作りのための、行政区レベルにおけるネットワークの拠点構築する。</p> <p><事業計画> ①継続 子ども支援センターにおける相談受付件数が増加している状況を踏まえ、子どもと家庭に関する様々な相談に対し、子育て情報の提供から、相談室や家庭訪問、関係機関との連携による個別処遇まで、相談内容に応じ、より適切な対応を行えるよう取り組んでいく。</p>	保健福祉局 児童家庭課	③
41	地域子育てステーションの設置	<p><事業目的> 新「京（みやこ）・子どもいきいきプラン」「京都市未来こどもプラン」の重点施策と位置付け、身近な地域における子育て支援に関わる相談・ネットワークの拠点として保育所・児童館を「地域子育て支援ステーション」として指定している。</p> <p><事業計画> ①継続 市内175箇所のステーションにおいて、引き続き、子育て相談や子育て講座の開催、園庭開放及び育児に関する情報提供等の事業に取り組む。 また、事業担当者に対して、子育て支援等に関する研修を実施する。</p>	保健福祉局 児童家庭課 保育課	③
42	京都子どもネットワーク連絡会議	<p><事業目的> 子どもと家庭に関わる行政機関、民間団体等が連携し、情報交換や様々な活動を行い、子どもの健全育成・子育て支援の取組を進めていく。</p> <p><事業計画> ①継続 全体会議1～2回 進捗管理部会1～2回 京都やんちゃフェスタ第2部作業部会 2回</p>	保健福祉局 児童家庭課	④
43	児童虐待防止に係る広報啓発	<p><事業目的> 児童虐待の早期発見及び通告義務について啓発する。</p> <p><事業計画> ①継続 昨年度までの実績を踏まえ、ポスター掲示やチラシ配布場所の拡大を検討するなど、より効果的な市民啓発を行えるよう取り組んでいく。</p>	保健福祉局 児童家庭課	①

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
44	子どもを共に育む京都市民憲章の推進	<p><事業目的> 平成19年2月に制定した「子どもを共に育む京都市民憲章」を普及啓発し、憲章の理念に基づく実践行動を促すことにより、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場において行動の輪を広げ、「子どもを健やかに育む社会」の実現を目指す。</p> <p><事業計画> ①継続 「子どもを健やかに育む社会」の実現を目指して、市民団体等の実践行動とも協調した市民との共汗の取組を進め、憲章の更なる普及促進を図る。また、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」（平成23年4月施行）に基づき、「推進協議会」の開催や毎年の取組目標である「行動指針」の策定、「実践推進者表彰」の実施、「子どもを共に育む京都市民憲章の日」（毎年2月5日）を契機とした啓発活動等を通じて、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場での実践行動が更に広がるよう推進していく。</p>	保健福祉局 児童家庭課 教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育 支援担当	①
45	「保育の主体は子どもである」との視点からの保育・指導計画に基づく保育の実践	<p><事業目的> 子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来を創り出す力の基礎を培う。</p> <p><事業計画> ①継続 厚生労働省告示の平成20年「保育所保育指針」や「京都市未来こどもプラン」を基本とし、少子化など保育所を取り巻く実態や地域のニーズなどを十分に把握したうえで、保育所ごとに策定する保育計画・指導計画によって、「保育の主体は子どもである」という視点に立って、子どもの自主性、意欲を喚起し、子ども自身が選択することを重視した保育、子ども一人一人の人格を尊重した保育を展開する。</p>	保健福祉局 保育課 保育所	①
46	障害のある児童の保育の充実	<p><事業目的> 自分を大切に感じ、愛されているという自尊感情や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にすることを育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。</p> <p><事業計画> ①継続 厚生労働省告示の平成20年「保育所保育指針」や「京都市未来こどもプラン」を基本とし、障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるような保育を展開する。</p>	保健福祉局 保育課 保育所	①
47	幅広い地域からの入所と交流	<p><事業目的> 自分を大切に感じ、愛されているという自尊感情や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にすることを育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。</p> <p><事業計画> ①継続 厚生労働省告示の平成20年「保育所保育指針」や「京都市未来こどもプラン」を基本とし、幅広い地域からの入所を受け入れることにより、子どもが人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う保育を展開する。</p>	保健福祉局 保育課 保育所	①
48	男女の共生を進める保育の推進	<p><事業目的> 自分を大切に感じ、愛されているという自尊感情や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にすることを育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。</p> <p><事業計画> ①継続 厚生労働省告示の平成20年「保育所保育指針」や「京都市未来こどもプラン」を基本とし、保育士等は、子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう、配慮する保育を展開する。</p>	保健福祉局 保育課 保育所	①
49	異文化を持つ人との共生を進める保育の推進	<p><事業目的> 自分を大切に感じ、愛されているという自尊感情や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にすることを育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。</p> <p><事業計画> ①継続 厚生労働省告示の平成20年「保育所保育指針」や「京都市未来こどもプラン」を基本とし、保育士等は、子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮する保育を展開する。</p>	保健福祉局 保育課 保育所	①
50	地域の保護者・児童の自立の支援等	<p><事業目的> 家庭環境に対する配慮や地域との連携などきめ細かな保育を必要とする子どもについて、家庭との密接な連携のもとに、日常生活の基礎的事項について子どもが十分に身に付けることができるよう配慮した保育を行う。</p> <p><事業計画> ①継続 厚生労働省告示の平成20年「保育所保育指針」や「京都市未来こどもプラン」を基本とし、地域社会との交流や連携を図り、一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、援助を行っていく。</p>	保健福祉局 保育課 保育所	①
51	地域子育て支援事業の拡充	<p><事業目的> 保育所に蓄積されている専門的な子育てにかかわる知識や情報を地域に広げ、すべての子どもの育ちと親の子育て支援に取り組むため、新「京・子どもいきいきプラン」の重要施策である「子どもネットワーク」の地域レベルのネットワークとして事業を実施。</p> <p><事業計画> ①継続 昨年度実施した各保育所での子育て講座等の実績を踏まえ、出産後の子育てで不安を抱く夫婦に様々な講座や体験教室を開くことにより、継続して子育ての不安の軽減を図っていく。</p>	保健福祉局 保育課 保育所	①

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
52	子育て学習会・子育て講演会の開催	<p><事業目的> 子育て学習会等を通して保護者や住民の育児力向上を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 子どもの人権、児童虐待、障害のある子どもの保育など、人権に関わる問題について学習機会を提供する。昨年度の研修の実績を踏まえ、アンケートや参加人数により今後更に充実させるべく内容を吟味していく。</p>	保健福祉局 保育課 保育所	①
53	保護者会活動の支援	<p><事業目的> 子どもを慈しみ育むために、親子が他の家族とともに一緒に過ごす時間を持つような事業を実施する。</p> <p><事業計画> ①継続 育児講座や親子の集いなど、継続して保護者会活動の支援を行っていく。</p>	保健福祉局 保育課 保育所	①
54	保育所に関する外国語パンフレット等の配布	<p><事業目的> 本市に在住する外国人の方に、保育所や昼間里親に関する情報を効果的に発信する。</p> <p><事業計画> ①継続 本市に在住し、保育所、昼間里親への入所を希望する外国人の方向けに、保育所制度や入所手続等を説明した外国語版「保育所入所申込みのご案内」（5箇国語）を配布する。 また、福祉事務所での窓口業務や保育所、昼間里親での保育の際に、外国人の保護者、児童と円滑なコミュニケーションが図れるよう外国語版「保育所ガイドブック」（5箇国語）を活用する。</p>	保健福祉局 保育課	②
55	保育所職員研修	<p><事業目的> 「子ども主体の保育」「人権を大切に育てる保育」を子どもや保護者と適切に関わって実施するとともに、多様な保育ニーズに対応する「地域子育て支援」を推進する。</p> <p><事業計画> ①継続 把握、分析、処理する力、業務に対する意欲、専門的な知識や技術、広い視野と豊かな人間性を持つ職員を育成する。 昨年度の研修の実績を踏まえ、「子ども主体の保育」「人権を大切に育てる保育」を職員が保育所において実践できるように、今年度も保育課主催・保育所内部での自主研修・保育所への講師の派遣など様々な方法により研修を実施する。</p>	保健福祉局 保育課	④
56	児童虐待防止等に関する関係機関職員、民生・児童委員等に対する専門研修の実施	<p><事業目的> 児童虐待防止等に関する活動を効果的に行う。</p> <p><事業計画> ①継続 関係機関職員等に対して、児童虐待の早期発見・早期対応等、児童相談所と一体となった援助活動を実施できるよう研修を実施していく。</p>	保健福祉局 児童福祉センター	④
57	「児童虐待防止SOS専用電話の設置」	<p><事業目的> 児童虐待に対して迅速かつ確に対応する。</p> <p><事業計画> ①継続 児童虐待に関する通告や相談などを受け付ける専用電話（Tel801-1919）を設置（平成13年6月25日）し、夜間・休日を含め24時間体制で通告・相談を受け付ける。</p>	保健福祉局 児童福祉センター	③
58	虐待相談ホームページの開設	<p><事業目的> 虐待の未然防止と早期解決を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 虐待をしまいそう、してしまったと悩む保護者がインターネットのホームページ上で様々な子育て支援情報や、子育てへのヒントを気軽に閲覧することにより、自分の問題解決の一助としてもらうとともに、虐待を知った市民の市への通告方法等についての情報提供を行う。</p>	保健福祉局 児童福祉センター	③
59	児童虐待に関する職員の専門性の向上	<p><事業目的> 虐待ケースの処遇の向上を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 児童虐待の防止に向けて、日常の業務の中で大きな課題となっている、虐待家庭の支援、児童福祉法及び虐待防止法の改正をテーマとして児童福祉センター職員を対象に研修を行う。</p>	保健福祉局 児童福祉センター	③
60	児童相談所の体制強化	<p><事業目的> 近年、増加傾向にある児童虐待に係る相談・通告に対し迅速かつ適切な対応を行うとともに、対応後のフォローを含めて一貫した取組を行うことができるよう、児童相談所及び第二児童相談所の機能充実を図る。</p> <p><事業計画> ②改善 児童相談所及び第二児童相談所においては、これまでから国の基準を大きく上回る児童福祉司を配置するなど、増加する児童虐待に係る相談や通告に対応してきた。 平成25年度には、児童虐待に対する迅速かつ的確な対応等、児童相談所の適切な運営の確保に向け、定期的に業務の点検・評価を行うためのシステムを構築する。 また、一時保護期間が長期化する傾向にある中、一時保護所「すばるホーム」における学習指導の取組を充実することによって児童の学習保障に努める。</p>	保健福祉局 児童福祉センター	④
61	京都市高齢者虐待シエルター確保事業	<p><事業目的> 虐待シエルター確保事業を実施し、高齢者の生命・身体の安全を確保する。</p> <p><事業計画> ①継続 介護保険の要介護認定で要支援又は非該当（自立）と認定され、施設サービスを利用できない高齢者等が、一時的に虐待から逃れるための居室の確保を図る。</p>	保健福祉局 長寿福祉課	②

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
62	高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業	<p><事業目的> 言葉や日常生活習慣の違いにより、保健福祉サービスの利用が困難な高齢又は障害のある外国籍市民の日常生活における不安や悩みの解消を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 外国語によるコミュニケーションが可能な支援員による訪問・支援活動等を行う団体に助成金を交付する。</p>	保健福祉局長寿福祉課	③
63	高齢者虐待防止事業	<p><事業目的> 高齢者が住み慣れた地域において、尊厳が保たれ、安心して生活できる地域社会の構築を目指す。</p> <p><事業計画> ①継続 高齢者虐待の防止を目的として、一般市民に対する広報・啓発としてのリーフレット作成、講演会の開催を行うとともに、養護者や高齢者福祉に携わる関係者等に対する研修を実施する。</p>	保健福祉局長寿福祉課	①
64	認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業	<p><事業目的> 高齢者が、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを行う。</p> <p><事業計画> ①継続 認知症に対する正しい知識や具体的な対応方法等を学び、地域や職域などで認知症高齢者や家族などを見守る「認知症あんしんサポーター」や、認知症あんしんサポーター養成講座の講師となる「認知症あんしんサポートリーダー」を養成する。また、認知症の診察に習熟し、かかりつけ医への助言その他支援を行う「認知症サポート医」を養成するとともに、「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を実施する。</p>	保健福祉局長寿福祉課	①
65	京都市成年後見支援センターの設置・運営	<p><事業目的> 今後、高齢者世帯や認知症高齢者が増加する中で、一層高まる成年後見制度の需要に対応するため、制度を必要とする方々の発見からその利用までの一貫した支援を行う。</p> <p><事業計画> ①継続 長寿すこやかセンター内に設置した「京都市成年後見支援センター」において、成年後見制度に関する相談や利用に至るまでの支援を行う。</p>	保健福祉局長寿福祉課	②
66	市民後見人の養成	<p><事業目的> 今後、高齢者人口の増加による成年後見制度利用者の増加に伴い、不足することが見込まれる後見人を確保する。</p> <p><事業計画> ①継続 後見人の確保に資するとともに、専門職の後見人と比べて後見人報酬が低額であり費用負担が困難な市民の制度利用の促進につながることから、家庭裁判所や弁護士会、大学等の各関係団体の協力を得ながら、市民後見人の養成を行う。</p>	保健福祉局長寿福祉課	②
67	敬老乗車証の交付	<p><事業目的> 高齢者の生きがいづくりや介護予防に役立てる。</p> <p><事業計画> ①継続 高齢者が、高齢者福祉施策の利用や老人クラブ活動への参加等さまざまな社会活動に参加できるよう、70歳以上の高齢者に敬老乗車証を交付する。</p>	保健福祉局長寿福祉課	②
68	シルバー人材センターへの助成	<p><事業目的> 概ね60歳以上の高齢者の労働能力を活用し、雇用関係でない臨時的かつ短期的な就業をとおして、追加的収入を得るとともに、自らの生きがいの充実や積極的な社会参加を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 地域に密着した仕事を提供する「シルバー人材センター」への支援を行うことで、今後も高齢者の積極的な社会参加を図っていく。</p>	保健福祉局長寿福祉課	②
69	老人福祉センターの運営	<p><事業目的> 高齢者の健康で明るい生活を支援する。</p> <p><事業計画> ①継続 高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための場所や機会を提供するとともに、各種の相談に応じる。</p>	保健福祉局長寿福祉課	②
70	老人いこいの家の設置	<p><事業目的> 高齢者が安寧な毎日が送れるよう、静かで快適な環境を提供する。</p> <p><事業計画> ①継続 閑静なたたすまいと美しい庭園を持つ京都の名刹寺院等に老人いこいの家を設置し、高齢者の憩いと静養の場を確保する。</p>	保健福祉局長寿福祉課	②
71	老人クラブへの活動費補助	<p><事業目的> 老人クラブの多彩な活動を支援し、高齢者の積極的な社会参加及び生きがいの充実を推進する。</p> <p><事業計画> ①継続 同一地域内に住む概ね60歳以上の方が集まり、社会奉仕活動、教養講座開催、健康増進活動を行う老人クラブに対し、活動費の一部を補助する。</p>	保健福祉局長寿福祉課	②

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
72	老人クラブハウスへの助成	<p><事業目的> 高齢者の生きがいがつくりの充実を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 高齢者の集会、クラブ活動及び慰安の場として、高齢者の生きがいを高めるために設置された老人クラブハウスに対し助成する。</p>	保健福祉局 長寿福祉課	②
73	老人スポーツの普及事業	<p><事業目的> 高齢者の健康保持と生きがいを高めるため、老人スポーツの普及振興を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 各区において老人スポーツの普及事業を1年を通じ実施する。</p>	保健福祉局 長寿福祉課	②
74	高齢者・障害者権利擁護推進事業	<p><事業目的> 認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の権利が擁護され、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる社会を構築する。</p> <p><事業計画> ①継続 「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」において、関連団体の連携の在り方等について検討を行い、また、市民や介護職員等への啓発を行うなど、高齢者・障害者の権利擁護対策の推進を図る。 昨年度の実績を踏まえ、「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」、成年後見セミナー、高齢者虐待に関する研修及び講演等の開催により、関係団体との連携を密にし、今後、より一層の市民啓発を図っていく。</p>	保健福祉局 障害保健福祉推進室 長寿福祉課	②
75	市民すこやかカフェの開催	<p><事業目的> 市民が気軽に参加できる催しを通じ、長寿社会を考える機会の提供を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 高齢者をはじめ、あらゆる世代の市民が、スポーツや文化活動を通じて交流し、「明るく豊かな長寿社会」を考える契機となるイベントとして開催する。</p>	保健福祉局 長寿福祉課	①
76	老人の日記念行事を通じた取組	<p><事業目的> 広く市民が高齢者の福祉についての関心と理解を深め、かつ、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高める。</p> <p><事業計画> ①継続 多年にわたり社会の発展に寄与されてきたことを感謝し、長寿を祝うための取組を実施する。</p>	保健福祉局 長寿福祉課	①
77	ねんりんピックへの選手派遣	<p><事業目的> 京都市における高齢者の生きがいの充実、社会参加の推進等を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 健康及び福祉に関する積極的かつ総合的な普及啓発活動の展開を通じ、高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与する全国健康福祉祭に京都市代表選手団を派遣する。</p>	保健福祉局 長寿福祉課	①
78	介護保険パンフレットの外国語版、点字版の配布	<p><事業目的> 外国籍の方及び障害のある方に対して、制度の周知を図り、理解を深める。</p> <p><事業計画> ①継続 介護保険制度のしくみ等を説明したパンフレットの外国語版（英語、中国語、ハングル、日本語併記）及び点字版を配布する。</p>	保健福祉局 介護保険課	②
79	講演会及びシンポジウムの開催	<p><事業目的> 市民等に対して、心の健康問題、精神疾患及び精神障害者への理解、自殺に関する問題を深める。</p> <p><事業計画> ①継続 精神保健福祉分野における重要かつ先進的な話題をテーマとして選定し、講演会、シンポジウム、共同作業所等の作品の展示等を実施し、市民等に対して、心の健康問題、精神疾患及び精神障害者への理解を深める。</p>	保健福祉局 こころの健康増進センター	①
80	精神保健福祉に関する映画・ビデオ等の収集、提供	<p><事業目的> 精神保健福祉について、市民や医療機関に啓発する。</p> <p><事業計画> ①継続 精神保健福祉に関するビデオを収集し、研修等の目的で使用する団体や各区のネットワーク等に随時貸出ししていく。</p>	保健福祉局 こころの健康増進センター	①

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
81	京都市精神保健福祉ボランティア連絡協議会活動支援	<p><事業目的> ①市内で活動する精神保健福祉ボランティアグループ間の交流・学習等を促す。 ②精神に障害を持つ方に関する市民への啓発活動。 ③精神保健福祉ボランティアの養成、育成を行う。</p> <p><事業計画> ①継続 京都市精神保健福祉ボランティア連絡協議会の下記の活動を支援することにより、精神保健福祉に関する啓発活動等に取り組む。 ○講演会や講座の開催 ○幹事会 ○通信の発行</p>	保健福祉局 こころの健康増進センター	①
82	精神障害者法律相談	<p><事業目的> 精神に障害のある方の人権を擁護し、地域社会における自立、社会参加を支援する。</p> <p><事業計画> ①継続 法的に弱い立場に陥りがちな精神に障害のある方の人権救済を目指し、京都弁護士会に委託して毎月2回開催する形で、弁護士及び相談員による法律相談を行う。</p>	保健福祉局 こころの健康増進センター	③
83	精神保健福祉相談事業	<p><事業目的> 市民の方の心の悩みから保健、医療、福祉、社会参加に至る幅広い相談に応じる。</p> <p><事業計画> ①継続 電話相談及び来所相談を実施する。</p>	保健福祉局 こころの健康増進センター 各区保健センター・支所	③
84	精神障害者訪問指導事業	<p><事業目的> 精神に障害のある市民を援助する。</p> <p><事業計画> ①継続 各保健センター・支所の精神保健福祉相談員・保健師が中心となって、精神に障害のある市民の家庭の訪問活動を強化し、本人の状況、家庭環境、社会環境などの実情を把握し、医療、日常生活、社会復帰等について相談援助を行っていく。</p>	保健福祉局 こころの健康増進センター 各区保健センター・支所	③
85	精神障害者社会復帰相談指導事業	<p><事業目的> グループ活動等を通じて、精神に障害のある方の社会復帰及び就労準備等の促進を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 各保健センター・支所において、毎月3回の相談指導事業を実施する。</p>	保健福祉局 こころの健康増進センター 各区保健センター・支所	③
86	京都市精神障害者社会適応訓練事業	<p><事業目的> 精神に障害を持つ市民が本格的に就労する際に必要となる能力（集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力など）を養い、就労を通じた社会参加と生活の自立を目指す。また、精神に障害を持つ訓練生に対する理解を深める。</p> <p><事業計画> ①継続 精神に障害を持つ市民を対象として、精神の障害に対して一定の理解を持った一般の協力事業所に通い、作業等に取り組んでもらう。また、同時に一般に広く協力事業所を募り、定期的に事業主向け研修を行う。</p>	保健福祉局 こころの健康増進センター 各区保健センター・支所	③
87	精神障害者社会復帰施設及び共同作業所等職員研修会	<p><事業目的> 精神に障害を持つ市民の社会参加や就労訓練等の支援に取り組む職員が、具体的な知識・方法を身につけるとともに、関連施設職員間の交流・情報交換・連携を目的とする。</p> <p><事業計画> ①継続 市内の精神障害者社会復帰施設等で、精神に障害を持つ市民の社会参加や就労訓練等の支援に取り組む職員を対象にした研修を行う（平成25年6月予定）。</p>	保健福祉局 こころの健康増進センター	④
88	こころのふれあいネットワークの構築	<p><事業目的> 精神保健福祉施策への市民参加を促進する。</p> <p><事業計画> ①継続 関係機関・団体の参加及び協力を得て、精神障害に関する講演会・学習会等の開催、区民ふれあいまつりなどの交流イベントの活用・開催、ネットワークを通じた各種の情報交換、サロンの活動支援、ボランティアの育成、保健センターにおける地域精神保健福祉事業への参加など、様々な地域啓発活動の充実を図る。</p>	保健福祉局 こころの健康増進センター 各区保健センター・支所	④

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
89	こころのふれあいネットワーク構成員の区民ふれあい事業への参加	<p><事業目的> 市民が気軽に参加できる催しを通じて精神障害について考える機会の提供を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 精神障害について市民への啓発を行うために、区民ふれあいまつりなどの交流イベント等を活用し、様々な地域啓発活動を推進する。</p>	保健福祉局 こころの健康増進センター 各区保健センター・支所	①
90	機関紙「こころここ」及び啓発冊子の発行	<p><事業目的> 精神障害者に対する市民への啓発を行うとともに、社会資源などの情報提供をする。</p> <p><事業計画> ①継続 各種の冊子、パンフレットの発行を行う。 ・センター機関紙「こころここ」の発行 ・こころの健康に関するリーフレットの発行</p>	保健福祉局 こころの健康増進センター	①
91	精神保健福祉相談員及び関係職員の研修	<p><事業目的> 保健センター・福祉事務所・教育機関等の職員が、精神疾患や精神障害者に対して正しい知識や理解に基づいて、業務を実施することができるよう研修会等を実施する。</p> <p><事業計画> ①継続 関係職員を対象とした研修会や講演会の開催。</p>	保健福祉局 こころの健康増進センター	④
92	こころのふれあいネットワークによる学習会の実施	<p><事業目的> 精神に障害のある市民に対する正しい知識の普及・啓発を目的とする。</p> <p><事業計画> ①継続 こころのふれあいネットワークの活動として、精神疾患や精神障害に関する学習会を開催する。</p>	保健福祉局 こころの健康増進センター 各区保健センター・支所	①
93	精神障害者バレーボール京都市大会の開催	<p><事業目的> 精神に障害のある市民がスポーツを楽しむ機会と環境を整備し、精神障害者スポーツ活動の普及及び振興を図ることにより、精神に障害のある市民の社会参加を推進する。</p> <p><事業計画> ①継続 精神障害者バレーボール京都市大会実行委員会に委託して、以下のとおり開催する。 平成25年12月12日 10:00～ 京都市体育館（西京極総合運動公園内） 京都市内の施設に練習の拠点を置く精神障害者バレーボールチームを参加対象とする。</p>	保健福祉局 こころの健康増進センター	③
94	精神障害者地域移行・地域定着支援事業の地域移行支援協議会への参画	<p><事業目的> 精神科病院に入院している精神に障害のある市民が本人の意向に即して、地域で充実した生活ができるよう、精神科病院から地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援をする。</p> <p><事業計画> ①継続 行政、精神科病院、相談支援事業者、福祉サービス事業者及びピアサポーター等で構成する地域移行支援協議会に参画し、事業の運営・内容の検討、関係機関との連絡調整、必要事項の協議等を行う。</p>	保健福祉局 こころの健康増進センター 各区保健センター・支所	③
95	統合失調症の市民のための就労支援講座	<p><事業目的> 精神障害者の社会復帰及び就労基準の促進を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 統合失調症を中心とした精神障害のある市民に、障害を持ちながら就労するために必要な知識や情報を伝えるために、就労に関する講座を開催する。</p>	保健福祉局 こころの健康増進センター	①
96	精神障害者雇用支援連絡協議会	<p><事業目的> 精神障害者に対して職場復帰、雇用促進及び雇用継続等の雇用の各段階に応じた効果的な支援を実施する。</p> <p><事業計画> ①継続 行政、精神科医療、産業保健、福祉等の関係機関、団体等、事業主等から成る職業リハビリテーションネットワークをつくり、精神障害者及び事業主の個々の状況、ニーズ等に応じたきめ細かな支援を実施する。</p>	保健福祉局 こころの健康増進センター	④
97	地域リハビリテーション交流セミナー	<p><事業目的> 医療、福祉のみならず、様々な角度から地域リハビリテーションの推進を図り、障害の有無に関わらず豊かに生活できる環境づくりを目的としている。</p> <p><事業計画> ①継続 地域リハビリテーションの推進と障害の有無に関わらず豊かに生活できる環境づくりを目的として開催する。 開催時期 平成26年2月頃予定 開催場所 身体障害者リハビリテーションセンター ※ 具体的な内容は現在計画中</p>	保健福祉局 身体障害者リハビリテーションセンター	①

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
98	若杉祭の開催	<p><事業目的> 地域住民等との交流を図ることにより、利用者に対して身近な地域社会への参加を支援すると共に、多くの市民の方に障害者福祉についての理解を深める。</p> <p><事業計画> ①継続 若杉学園における学園紹介・遊びコーナー等を「親の会」と共催で実施すると共に、学園周辺の地域住民等との交流を図ることにより、多くの市民の方に障害者福祉の理解をより一層深めることを目的として交流の場を設定する。</p>	保健福祉局 若杉学園	①
99	HIV検査普及週間における検査・啓発体制の拡充	<p><事業目的> HIVやエイズに関する関心を喚起し、HIV検査の浸透・普及を図るために国が提唱している検査普及週間において、感染不安を持つ市民を対象に、HIV啓発体制を拡充する。</p> <p><事業計画> ①継続 24年度と同様、HIV検査の普及を図るため、感染不安を持つ市民を対象にウィングス京都において無料・匿名の夜間即日検査を6月に臨時で実施する。</p>	保健福祉局 保健医療課	③
100	世界エイズデー街頭啓発事業	<p><事業目的> エイズについて正しく理解し、エイズ蔓延防止と感染者・患者の差別・偏見の解消を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 12月1日世界エイズデーの関連事業として街頭啓発イベントを実施する。平成25年度はエイズ関係団体等と協働したイベントを実施する。</p>	保健福祉局 保健医療課	①
101	エイズ相談・カウンセリング体制の充実	<p><事業目的> エイズ患者・HIV感染者に対する差別・偏見を解消する。</p> <p><事業計画> ①継続 エイズ相談やカウンセリング時にエイズに関する正しい知識を伝える。</p>	保健福祉局 保健医療課	③
102	エイズ啓発パンフレット作成・配布	<p><事業目的> エイズに関する正しい知識を伝え、エイズ蔓延防止と、エイズ患者・HIV感染者に対する差別・偏見を解消する。</p> <p><事業計画> ①継続 エイズ啓発パンフレットを市内高校、大学・短期大学、成人式参加者に配布し、市民向けの配布のために保健センター窓口を設置する。</p>	保健福祉局 保健医療課	①
103	「HIV土曜検査」の拡充	<p><事業目的> 保健センターにおいて、感染不安を持つ市民を対象に無料・匿名で実施するHIV検査について、更なる受検機会の確保を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 保健センターにおいて検査を実施すると共に下京保健センターにおいて夜間即日HIV検査を、京都工場保健会において土曜日に即日HIV検査を実施する。</p>	保健福祉局 保健医療課	②
104	エイズ専門講師による担当職員研修会	<p><事業目的> 保健センターにおけるエイズ相談・カウンセリング体制を充実させる。</p> <p><事業計画> ①継続 国が実施する研修会へ担当職員を派遣し、派遣した職員による担当者研修、及び外部専門講師を招いた研修会を実施する。</p>	保健福祉局 保健医療課	④
105	桃陽病院講演の開催	<p><事業目的> 京都市桃陽病院及び京都市立桃陽養護学校を多くの市民に知ってもらうとともに、小児慢性疾患で悩む保護者の方に、病気についての正しい知識と対応の仕方を学び、早期療養に役立てていただく。</p> <p><事業計画> ③休止 事業実施が困難であるため休止している。</p>	保健福祉局 桃陽病院	①
106	家庭動物相談所職員の研修	<p><事業目的> 職員の人権意識を高める。</p> <p><事業計画> ①継続 5月の憲法月間と12月の人権月間を中心に研修会を実施する予定である。</p>	保健福祉局 家庭動物相談所	①

都市計画局

【凡例】
 分類 ①教育・啓発 ②保障
 ③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
1	人権キャンペーン（R CV）広報	<事業目的> 人権啓発に関する番組を放映することで、より多くの市民に情報を提供する。 <事業計画> ①継続 人権の大切さを日常的に確認しあうため、洛西ケーブルビジョン㈱で「人権月間啓発 キャンペーン」番組を放映し、洛西ニュータウン内の住民に広く呼び掛ける。 【予定】 放映時期：平成25年12月1日から12月31日 15秒×5回/日×31日間	都市計画局 都市総務課	①
2	バリアフリーに配慮し た建築物の整備の促進	<事業目的> すべての人が安全で快適に利用できる都市の施設と空間が整ったまちづくりの推進を図 る。 <事業計画> ①継続 建築物を建築する際には、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例に定める 施設整備基準に適合するよう指導を行う。 また、「みやこユニバーサルデザイン優良建築物顕彰制度」の普及啓発により、バリア フリー整備の一層の促進を図る。	都市計画局 建築審査課	②
3	「市営住宅住まいのし おり」外国語版の配布	<事業目的> 市営住宅に居住する外国人にも、適切かつ正確な情報を提供し、公平な情報の提供を図 るため。 <事業計画> ①継続 市営住宅に居住する外国人向けに「市営住宅住まいのしおり」外国語（英語・中国語・ ハングル）版を作成し、希望者に配布する。	都市計画局 住宅管理課	②
4	交通バリアフリーの推 進	<事業目的> 高齢者や障害のある方をはじめ、すべての人が安心・安全で円滑に移動することのでき る社会を実現するため、駅や道路等のバリアフリー化を推進する。 <事業計画> ①継続 平成25年度は、JR藤森地区、深草地区、西院地区のバリアフリー化に向けた整備内 容等を定める「移動等円滑化基本構想」を策定するとともに、市民がお互いに理解し、支 え合う、「心のバリアフリー」を推進する。 また、平成25年3月に策定予定の太秦地区及び大宮地区の「移動等円滑化基本構想」 に基づき、各鉄道事業者が実施するJR太秦駅及び阪急大宮駅のバリアフリー設備の整備 費について補助金を交付する。 併せて、1日の利用者数が1万人以上の鉄道駅のホームにおける旅客の転落防止対策を 推進するため、鉄道事業者が実施するJR山科駅における内方線付き点状ブロックの整備 費について補助金を交付する。	都市計画局 歩くまち京都 推進室	②

建設局

【凡例】
 分類 ①教育・啓発 ②保障
 ③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
1	「人にやさしいみちづくり」の推進	<事業目的> 歩道の段差や勾配の解消を図り、どのような人にとっても暮らしやすい社会を実現する。 <事業計画> ①継続 歩道の段差解消や勾配の改善などに取り組み、「人にやさしいみちづくり」を推進していく。	建設局 道路環境整備課 調整管理課	②
2	「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」，「京都市人にやさしいまちづくり要綱」に基づく公園整備の推進	<事業目的> 誰もが安心して円滑に利用できる公園の整備を図る。 <事業計画> ①継続 「バリアフリー新法」，「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」，「京都市人にやさしいまちづくり要綱」等に基づき，バリアフリーに適應した公園の整備を推進する。	建設局 緑政課	②

会計室

【凡例】
 分類 ①教育・啓発 ②保障
 ③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
1	職員研修	<事業目的> 研修の機会を通して、職員一人一人の意識の向上を図る。 <事業計画> ①継続 ビデオや講義・討議による研修を継続する。	会計室	④

北区

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
1	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載	<p><事業目的> 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 区民に対して人権尊重の意識高揚を図ることを目的に、市民しんぶん区版において「憲法月間」「人権月間」の時期を中心に、人権啓発に関する記事を掲載する。</p> <p>市民しんぶん北区版への掲載予定記事 4月15日号…憲法月間街頭啓発 11月15日号…北区「人権のつどい」 北区ハートスポット・スタンブラリー 12月15日号…人権啓発作品展</p>	北区役所 地域力推進室 総務・防災担当	①
2	憲法月間街頭啓発	<p><事業目的> 基本的人権に対する正しい理解と認識を深め、すべてのひとの人権が尊重される地域社会の実現を目指し、区民の人権擁護意識のより一層の普及と高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 基本的人権に対する正しい理解と認識を深め、すべてのひとの人権が尊重される地域社会の実現を目指す取組の一環として、憲法月間に街頭啓発を実施する。</p> <p>日時：5月下旬 場所：キタオオジタウン、北野白梅町 参加人数：約25人</p>	北区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
3	区民ふれあいまつりにおける舞台での人権啓発	<p><事業目的> 多数の区民に人権に関する情報を提供する。</p> <p><事業計画> ①継続 多数の区民の参加が見込める「北区民春まつり～ふれあいまつり2013～」において、舞台での人権啓発を行う。</p> <p>日時：6月9日 場所：船岡山公園内 内容：人権に関する舞台での啓発活動</p>	北区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
4	北区ハートスポット・スタンブラリー	<p><事業目的> 基本的人権に対する理解や認識を深める機会を提供する。</p> <p><事業計画> ①継続 スタンブラリーを実施する。</p> <p>期間：11月15日～12月25日 場所：区内の人権・福祉関連施設及び人権月間の催しの開催場所 内容：参加者が台紙を持って区内の人権・福祉関連施設を見学し、また、人権月間の催しに参加しスタンプを集める。 スタンプを集めた参加者には、記念品などを進呈する。</p>	北区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
5	人権啓発作品展	<p><事業目的> 人権擁護意識の普及高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 人権月間に、小学生児童による絵画、習字、標語等の作品展を実施する。</p> <p>日時：12月上旬 場所：北区役所1階、キタオオジタウン 内容：区内小学校児童生徒による絵画、習字等の作品を展示</p>	北区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
6	北区「人権のつどい」	<p><事業目的> 区民の人権擁護意識の普及高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 人権月間事業として、広く人権問題を考える場を持つことを目的に講演会や映画等を実施する。</p> <p>日時：12月上旬 場所：北文化会館 内容：講演会、映画上映等の開催</p>	北区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
7	北区こころのキャンパスネットワーク	<p><事業目的> こころに障害のある方もない方も、すべての人が安心していきいきと暮らし続けていけるまちづくりを図る。</p> <p><事業計画> ①継続 実施回数に変更あり ・合同スポーツ大会の開催 内容：卓球、ジェンガ、玉入れ等 日時：6月、10月（2回開催） 予定場所：障害者スポーツセンター ・講演会と作品展開催 日時：未定 場所：未定 ・ボランティア交流会の開催（回数未定） ・当事者の集い（年10回）</p>	北区役所 健康づくり推進課	①
8	精神保健福祉事業（家族懇談会）	<p><事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持することを図る。</p> <p><事業計画> ①継続 ・交流会・医師との懇談会等の実施</p>	北区役所 健康づくり推進課	①

上京区

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
1	庁舎内における 人権コーナー設置	<p><事業目的> 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。</p> <p><事業計画> ①継続 人権冊子などの啓発物品配布コーナーを設置。 日 時 憲法月間期間中（5月） 人権月間期間中（12月） 場 所 上京区役所庁舎内 内 容 下記物品の配布 ・四字熟語人権マンガ冊子 ・あいゆーkyoto ・人権メモ帳 ・人権カレンダー</p>	上京区役所 地域力推進室 まちづくり推 進担当	①
2	人権強調月間 人権見学会	<p><事業目的> 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。</p> <p><事業計画> ①継続 夏休みに親子で参加し、人権について考える事業とする。 夏休み親子施設見学会 日 時 平成25年8月中旬 見学先 未定 定 員 40名</p>	上京区役所 地域力推進室 まちづくり推 進担当	①
3	市民しんぶん区版への 人権啓発記事の掲載	<p><事業目的> 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 市民しんぶん区版に、憲法月間・人権月間の関連事業や人権問題に関する事業の紹介な ど人権啓発の記事を掲載し、区民に対して人権尊重の意識高揚を図る。 <25年度予定> 4/15号 「憲法月間 映画のつどい」 参加者募集 7/15号 「夏休み親子人権施設見学会」 12/15号 「人権月間 講演のつどい」 「こころのふれあいネットワーク」イベント</p>	上京区役所 地域力推進室 総務・防災担 当	①
4	憲法月間「映画のつどい」	<p><事業目的> 区民や企業に対して、人権問題について真剣に向き合い、人権意識の高揚を図ることを 目的とする。</p> <p><事業計画> ①継続 多くの人に楽しんでいただくため、日本語字幕、音声ガイド付きで上映する。 日 時：5月30日 時間未定 内 容：未定 場 所：同志社大学寒梅館ハーディーホール</p>	上京区役所 地域力推進室 まちづくり推 進担当	①
5	講演のつどいの開催	<p><事業目的> 区民や企業に対して、人権問題について真剣に向き合い、人権意識の高揚を図ることを 目的とする。</p> <p><事業計画> ①継続 できるだけ多くの人に人権問題について考えていただくために、幅広い世代になじみが ある、ということを基準に講師を選定する予定。 日 時：未定 内 容：人権講演会 場 所：同志社大学寒梅館ハーディーホール 講 師：未定</p>	上京区役所 地域力推進室 まちづくり推 進担当	①
6	区民ふれあいまつり等 における人権コーナー などの設置	<p><事業目的> 多くの区民の協力と参加により、区民相互の交流を育むことを目的とする。</p> <p><事業計画> ①継続 ・上京区民ふれあいまつりにおける啓発コーナー設置 日時・場所とも未定</p>	上京区役所 地域力推進室 まちづくり推 進担当	①

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
7	地域ぐるみによる街頭啓発の実施	<p><事業目的> 幅広い区民に対して人権について考える機会を提供することを目的とする。</p> <p><事業計画> ①継続 できるだけ多くの人に啓発活動へ参加してもらうため、地元学区に積極的な参加を呼びかける予定。</p> <p>日時：5月、12月（日時未定） 内容：憲法月間及び人権月間に伴う街頭啓発（啓発物品配布） 場所：出町商店街、堀川商店街、北野天満宮</p>	上京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
8	上京こころのふれあいネットワークイベント～ひびきあうこころとこころ～	<p><事業目的> こころの病を持つ人々に対する理解を促し、障害のある人もない人もともに安心して暮らせるまちづくりをめざす。</p> <p><事業計画> ①継続 関係機関と連携を図り、より広く市民に向け、障害への理解を深めてもらえるよう、啓発活動等を実施する。 日時：未定 内容：講演会、パネル展示 等</p>	上京区役所 健康づくり推進課	①
9	精神保健事業「精神障害者家族懇談会」	<p><事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。</p> <p><事業計画> ①継続 精神障害者を抱える家族の方々が、保健センターに集い、病気についての知識や再発防止、家族の役割等について学習する機会を提供する。 実施予定回数：4回</p>	上京区役所 健康づくり推進課	①
10	精神保健事業「精神障害者社会復帰相談指導事業」	<p><事業目的> 回復途上にある在宅の精神障害のある方の社会復帰を促進する。</p> <p><事業計画> ①継続 在宅の精神障害のある方が保健センターに集い、ミーティング、創作活動、施設見学、スポーツ、ハイキング等の所内外の活動を行う。 実施予定回数：36回</p>	上京区役所 健康づくり推進課	①
11	精神保健事業「(働く)ということを考える人の集い」	<p><事業目的> 社会適応訓練事業を利用している精神障害の方の社会復帰を促進する。</p> <p><事業計画> ③廃止 社会適応訓練事業を利用している精神障害の方が、保健センターに集い仕事等についての意見交換や交流を行ってきたが、訓練事業等の都合で集いに参加ができず、集いを開催できない状況が続いていたので事業廃止とする。 今後は、電話相談、面接、家庭訪問等により支援する。</p>	上京区役所 健康づくり推進課	①

左京区

【凡例】

分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
1	市民しんぶん左京区版「左京ボイス」及び左京区役所ホームページへの人権啓発記事の掲載	<p><事業目的> 市民しんぶん区版やホームページに人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 人権について考えるための事業を広く区民に周知する。 <25年度計画> ・5月 「憲法月間」関連事業の開催を周知 ・8月 「人権強調月間パネル展示」の開催を周知 ・11月 「人権月間」関連事業の開催を周知</p>	左京区役所 地域力推進室 総務・防災担当	①
2	伝統文化を楽しもう	<p><事業目的> 左京区基本計画事業と連携した取組として、文化的な環境に恵まれた左京区において、次代を担う子どもたちに、日本を代表する伝統芸能である「狂言」を体験・観賞してもらうことにより、こころ豊かで創造あふれる子どもたちの育成の一助とする。 また、近代まで芸能者が被差別身分とされていた狂言等の芸能について認識を深め、その歴史的背景から人権について考える契機とする。</p> <p><事業計画> ①継続 ・伝統文化を楽しもう 日時：12月上旬 内容：未定 場所：京都観世会館（予定）</p>	左京区役所 地域力推進室 総務・防災担当	①
3	憲法月間「人権を共に考える見学会（フィールドワーク）」	<p><事業目的> 区内外の人権にかかわりのある施設を訪れ、見学や交流を通して、身近な地域における人権尊重のまちづくりについて考える機会を提供する。</p> <p><事業計画> ③休止 更に多くの区民に参加していただくことができるよう、事業手法の見直しを行い、引き続き一旦休止する。 なお、25年度は、24年度と同様に、区民ふれあい事業で実施している「左京区民ふれあいウォーキング」に当該事業を組み込んで実施する予定。</p>	左京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
4	人権強調月間「人権啓発パネル展」	<p><事業目的> 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。</p> <p><事業計画> ①継続 日時：8月12日（月）～23日（金） 内容：啓発パネルの展示 場所：左京区総合庁舎1階区民ロビー</p>	左京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
5	人権月間「心のふれあいみんなの広場」	<p><事業目的> 人権月間を機会とし、改めて人権尊重の意識の高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 人権月間を機会とし、改めて人権尊重の意識の高揚を図るため、区民を対象に、人権を考える契機となる講演会もしくは映画鑑賞会を実施する。 ・心のふれあいみんなの広場 日時：12月上旬 場所：未定 参加者：200～300人</p>	左京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
6	人権月間「児童絵画展」	<p><事業目的> 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。</p> <p><事業計画> ①継続 人権月間を機会として、左京区内の小学生の描いた、人権をテーマにした児童絵画を区役所で展示予定。 日時：12月上旬～中旬 場所：左京区総合庁舎1階区民ロビー</p>	左京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
7	地域ぐるみによる街頭啓発	<p><事業目的> 幅広い区民に対して人権について考える機会を提供する。</p> <p><事業計画> ①継続 憲法月間・人権月間に人権擁護思想の普及高揚を訴えるために、区民を対象に啓発物品を配布し、街頭啓発を実施する。 5月中旬 場所未定 12月上旬 場所未定</p>	左京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
8	区民ふれあい相談コーナーの開設	<p><事業目的> 弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施する。 窓口での相談を随時開催（法律相談 毎週水曜日）。通年にわたり、弁護士・市職員が対応する。</p>	左京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	③
9	区民ふれあい事業	<p><事業目的> 幅広い区民の方々が参加できる事業を通じて、区民相互の積極的な交流とふれあいを深める。</p> <p><事業計画> ①継続 ・第31回左京区民煎茶会 日時：6月中旬 午前10時～午後3時 ・左京区民ふれあいまつり2013 日時：7月28日（日） 午前11時～午後3時 ・左京区民ふれあいセミナー 日時：8月下旬 ・第21回左京区民ふれあいウォーキング 日時：11月23日（土/祝） 午前9時～午後1時 ・第17回左京区民正月いけ花教室 日時：12月中旬 午後1時30分～3時30分 ・第23回左京区民作品展 日時：2月中旬のうち3日間 午前10時～午後5時（最終日のみ午後3時まで）</p>	左京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
10	左京こころのふれあいネットワークイベント～こころときめき芸術祭～	<p><事業目的> こころの病を持つ人々に対する理解を促し、障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくりを目指す。</p> <p><事業計画> ①継続 より広く一般市民に向け、病気の予防、障害への理解を深めてもらえるよう工夫する。 [実施予定] ・日時：10月17日・18日（市障害者スポーツセンター） ・内容：舞台発表、合同作品展、作業所祭り等</p>	左京区役所 健康づくり推進課	①
11	精神保健事業「精神障害者家族懇談会」	<p><事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。</p> <p><事業計画> ①継続 精神障害者を抱える家族の方々が、保健センターに集い、病気についての知識や再発防止、家族の役割等について学習する。更に勧奨し参加者を増やす。 ・実施回数 8回（予定）</p>	左京区役所 健康づくり推進課	①
12	精神保健事業「精神障害者社会復帰相談指導事業」	<p><事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。</p> <p><事業計画> ①継続 回復途上にある精神障害者の円滑で無理の無い社会復帰を促すため、レクリエーション活動・創作活動・所外活動を行う。 ・実施回数 36回（予定）</p>	左京区役所 健康づくり推進課	①

中京区

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
1	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載	<p><事業目的> 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 人権啓発パネル展、人権施設見学会等、区民を対象とした人権啓発事業を市民しんぶん区版に掲載する。 掲載予定：5月15日号、8月15日号、11月15日号、1月15日号</p>	中京区役所 地域力推進室 総務・防災担当	①
2	子どもふれあい鑑賞会	<p><事業目的> 子どもたちに楽しみながら優しさや思いやりについて理解を深める。</p> <p><事業計画> ①継続 子どもたちに楽しみながら優しさや思いやりについて理解を深めることを目的として開催する。 開催日 8月下旬 京都国際まんがミュージアム</p>	中京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
3	小・中学生による人権啓発ポスター展等の開催（書初め展）	<p><事業目的> 小・中学生に人権の大切について考える機会を提供する。</p> <p><事業計画> ①継続 書初め展を行う。 開催日 26年1月27日から2月14日 場 所 区役所区民ホール</p>	中京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
4	地域ぐるみによる街頭啓発の実施	<p><事業目的> 憲法月間・人権月間を機会に、広く市民に人権の大切さを訴える。</p> <p><事業計画> ①継続 憲法月間・人権月間を機会に、広く市民に人権の大切さを訴えるための街頭啓発を行う。 5月中旬 二条駅・Bivi前、寺町京極商店街 12月上旬 京都三条商店街</p>	中京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
5	区役所等における人権パネル展の開催	<p><事業目的> 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。</p> <p><事業計画> ①継続 広く区民に人権の大切さについての意識を高めてもらう機会として、パネル展を実施する。 5月7日～5月24日 「人権啓発パネル」展</p>	中京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
6	地域啓発推進協議会による連携充実	<p><事業目的> 中京区内の行政機関が各種事業の企画・立案会議を開催し、人権文化の構築を目指す。</p> <p><事業計画> ①継続 人権文化の構築を目指して、各種事業の企画・立案会議を開催する。 開催日 随時</p>	中京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	④
7	人権施設見学会の開催	<p><事業目的> 人権啓発事業の一環として区民相互の人権意識の浸透と高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 区民相互の人権意識の浸透と高揚を図ることを目的に、人権にかかわる施設を訪れ、人権の大切さを考えるツアーを実施する。 開催日 未定 場 所 未定</p>	中京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
8	区民ふれあい相談コーナーの開設	<p><事業目的> 弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施する。</p>	中京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	③

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
9	人権講演会	<p><事業目的> 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。</p> <p><事業計画> ①継続 人権月間取組として、「あらゆる人権問題」をテーマとした講演会を実施する。 人権講演会 開催日 未定 対談者 未定</p>	中京区役所 地域力推進室 まちづくり推 進担当	①
10	こころ・愛・ふれあい ネットワーク (中京精神保健ネット ワーク事業)	<p><事業目的> 精神保健についての理解を深めて、地域でどのような支援が必要なのかを地域住民に正しく認識してもらう。</p> <p><事業計画> ①継続 こころの病気や障害をもっている人が地域の中で安心して自立した生活を送ることができるよう、関係機関が協力して支えあう、市民参加型のネットワーク事業を実施する。 【開催予定】 健康教室 開催日 平成25年8月～11月 講 師 未 定</p>	中京区役所 健康づくり推 進課	①

東山区

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
1	地域の人権啓発活動支援事業	<p><事業目的> 東山区役所、東山区地域啓発推進協議会では、これまでから、広く区民を対象として、「映画の集い」「東山人権学習ツアー」「人権パネル展」「街頭啓発」等の取組に加えて、区内の自治組織、各種団体のリーダーを対象に、「地域リーダー研修会」を開催し、人権ゆかりの地や施設の見学、ワークショップへの参加など、人権啓発活動の担い手を育成しており、今後も、地域が自ら主体となって実施する人権啓発の取組へ支援を行い、東山区の人権啓発活動の更なる充実を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 地域の各種団体やNPOが実施するあらゆる人権の啓発事業について、東山区役所、東山区地域啓発推進協議会が事業を共催し、地域主体の人権啓発活動の推進を支援する。具体的には、講演会の講師の派遣、ワークショップのプログラム作成や進行役の派遣、会場の提供等を行う。この支援事業を通じて、各種団体やNPOが、主体的・継続的に人権啓発活動を実施できるようサポートする。</p>	東山区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
2	人権啓発パネル展	<p><事業目的> 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。</p> <p><事業計画> ①継続 「区内小・中学生人権作品展」として開催 日時：5月1日（水）～31日（金） 場所：東山区総合庁舎1階展示ホール</p>	東山区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
3	憲法月間講演の集い	<p><事業目的> 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。</p> <p><事業計画> ③廃止 下記<9>の人権月間の映画の集い事業に集約して開催する。</p>	東山区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
4	憲法月間街頭啓発	<p><事業目的> 憲法月間を機会に、広く市民に人権の大切さを訴える。</p> <p><事業計画> ③廃止 上記<2>に挙げた、「区内小・中学生人権作品展」における啓発活動をより充実させ、実施する。</p>	東山区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
5	東山区民ふれあいひろば「人権ブース」	<p><事業目的> 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。</p> <p><事業計画> ①継続 東山区民ふれあいひろばに「人権啓発ブース」を設置し、地域啓発推進協議会の活動状況のパネルを展示する。 場所：東山開晴館 日時：5月27日（日）午前11時～午後3時（予定）</p>	東山区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
6	憲法月間啓発のぼりの掲出	<p><事業目的> 市民に人権擁護思想の普及を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 掲出場所：東山区総合庁舎</p>	東山区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
7	人権啓発パネル展	<p><事業目的> 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。</p> <p><事業計画> ①継続 人権の大切さについて考えるパネル展示を開催する。 場所：東山区総合庁舎1階展示ホール テーマ、内容は未定</p>	東山区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
8	人権学習ツアー	<p><事業目的> 区内外の人権にかかわりのある施設を訪れ、見学や交流を通して、身近な地域における人権尊重のまちづくりについて考える機会を提供する。</p> <p><事業計画> ①継続 引き続き、地域リーダーおよび一般の両方から参加を募り、体験型、参加型の事業を検討する。 日時：未定 場所：未定</p>	東山区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
9	人権月間映画の集い	<p><事業目的> 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。</p> <p><事業計画> ①継続 さらに多くの区民が参加し、人権問題の啓発ができる機会となる映画上映等を検討中。 日時：12月予定 演題：未定</p>	東山区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
10	人権月間街頭啓発	<p><事業目的> 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。</p> <p><事業計画> ①継続 憲法月間、人権月間等に実施される関連事業をはじめ、人権啓発事業等を広く区民に周知し、参加を呼び掛けるとともに、人権啓発記事を掲載することで、区民の人権尊重の意識高揚を図る。</p>	東山区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
11	地域リーダー研修会	<p><事業目的> 地域の各種団体役員を対象に、人権に対する幅広い知識を習得してもらうとともに、地域等における人権啓発の面で、リーダーとしての役割を果たしてもらえることを目的として実施する。</p> <p><事業計画> ②拡充 上記<8>人権学習ツアーで実施するほか、地域啓発推進協議会会員や区内行政機関などを対象に、ワークショップ形式の研修を実施する。</p>	東山区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
12	人権月間標語の展示	<p><事業目的> 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。</p> <p><事業計画> ③廃止 上記<2>に挙げた、「区内小・中学生人権作品展」における啓発活動をより充実させ、実施する。</p>	東山区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
13	人権月間啓発のほりの掲出	<p><事業目的> 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。</p> <p><事業計画> ①継続 市民に人権擁護思想の普及を図るために実施する。 掲示場所：東山区総合庁舎</p>	東山区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
14	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載	<p><事業目的> 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 憲法月間、人権月間等に実施される関連事業をはじめ、人権啓発事業等を広く区民に周知し、参加を呼び掛けるとともに、人権啓発記事を掲載することで、区民の人権尊重の意識高揚を図る。 掲載予定号：4月15日号、7月15日号、11月15日号</p>	東山区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
15	東山区こころのふれあいネットワーク	<p><事業目的> こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりをめざす。</p> <p><事業計画> ①継続 こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりを目指す。 ・七夕まつり(こころのふれあい交流サロン「ふらっととすべえす」共催7月 ・東山こころのふれあい卓球交流会 8月 ・東山こころのふれあい作品展 11月 ・こころのふれあいネットワーク講演会 11月 ・クリスマスイベント(こころのふれあい交流サロン「ふらっととすべえす」共催12月) ・地域懇談会(学区単位) 未定 ・こころのふれあいネットワーク総会 26年3月 ・実務者会議 4回/年</p>	東山区 健康づくり推進課	①
16	精神障害者家族懇談会	<p><事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。</p> <p><事業計画> ①継続 精神障害者をかかえる家族が、病気についての知識や家族の役割について理解を深め、障害者を地域で支える方法について考え、精神障害者及びその家族の自立を図ることを目的として、家族の交流会を実施する。 内容 精神障害者を抱える家族の交流会及び学習会 ・日程：5月22日、8月2日、10月24日、12月12日、2月22日</p>	東山区 健康づくり推進課	①

山科区

【凡例】
 分類 ①教育・啓発 ②保障
 ③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
1	市民しんぶん山科区版への人権啓発記事の掲載	<事業目的> 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 11/15号 12月の人権月間の取組として関連記事を掲載	山科区役所 地域力推進室 総務・防災担当	①
2	山科区HPへ情報を掲載	<事業目的> 広く区民が閲覧できるホームページに人権に関する情報を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 12月の人権月間の取組として関連記事を掲載	山科区役所 地域力推進室 総務・防災担当	①
3	「人権啓発リーダー研修会」の実施	<事業目的> 地域の各種団体役員を対象に、人権に対する幅広い知識を習得してもらうとともに、地域等における人権啓発の面で、リーダーとしての役割を果たしてもらえることを目的として実施する。 <事業計画> ①継続 「人権啓発リーダー研修会」 日 時：5月23日（木） 場 所：区役所大会議室 参加予定者：各種団体役員50人程度 内 容：講演会 講 師：（未定） テーマ：（未定）	山科区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
4	「山科区人権映画のつどい」の開催	<事業目的> 一般区民を対象に、わかりやすい内容で様々な人権問題について、講演会や啓発映画を上映し、理解を深めてもらう。 <事業計画> ①継続 「山科区人権講演又は映画のつどい」 日時：12月6日（予定） 場所：東部文化会館 内容：（未定）	山科区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
5	街頭啓発の実施	<事業目的> 広く市民に人権の大切さを訴える。 <事業計画> ①継続 基本的人権を侵害する様々な人権問題の解決を目指し、区内で街頭啓発を実施する。 日 時：5月23日（木）、12月6日（金） 参加予定者：5/23 50名 12/6 27名	山科区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
6	「人権啓発ポスター展」の開催	<事業目的> 作品を出展してもらうことにより、出展者、鑑賞者それぞれに人権に対する理解と認識を深めてもらう。 <事業計画> ①継続 区内の中学生から人権問題に関わるポスターを募集し、展示する。 「人権啓発ポスター展」 日時：12月2日～13日（予定） 場所：山科区役所1階ロビー	山科区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
7	区民まつりでの人権コーナーの設置	<事業目的> 多くの区民の協力と参加により、区民相互の交流を育む。 <事業計画> ①継続 多数の区民が集まる区民まつりにコーナーを設け、人権啓発パネルを展示する。 区民まつり開催 日時：11月23日（予定） 場所：山科中央公園	山科区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
8	「人権啓発ポスター展」の開催	<p><事業目的> 作品を出展してもらうことにより、出展者、鑑賞者それぞれに人権に対する理解と認識を深めてもらう。</p> <p><事業計画> ①継続 区内の中学生から人権問題に関わるポスターを募集し、展示する。 「人権啓発ポスター展」 日時：12月2日～13日（予定） 場所：山科区役所1階ロビー</p>	山科区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
9	区民まつりでの人権コーナーの設置	<p><事業目的> 多くの区民の協力と参加により、区民相互の交流を育む。</p> <p><事業計画> ①継続 多数の区民が集まる区民まつりにコーナーを設け、人権啓発パネルを展示する。 区民まつり開催 日時：11月23日（予定） 場所：山科中央公園</p>	山科区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
10	山科こころのふれあいネットワーク（山科こころの健康を考える会）	<p><事業目的> こころの病を持つ人について理解を深め地域住民との交流を図り、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各種地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援して、ともに安心して暮らせるまちづくりを目指す。</p> <p><事業計画> ①継続 精神障害に対する正しい知識の普及や理解、こころの健康づくりに関する啓発を通じて、積極的に支援を行う。 山科こころのふれあい夏まつり 年1回（夏季） 精神家族セミナー 年2回程度 精神保健福祉懇談会 年1回程度</p>	山科区役所 健康づくり推進課	①
11	精神保健事業（精神障害者社会復帰相談指導事業）	<p><事業目的> 回復途上にある在宅の精神障害のある方の社会復帰を促進するため、所内外の活動を行っている。</p> <p><事業計画> ①継続 円滑で無理のない社会復帰を促進するため、レクリエーション活動、創作活動、調理実習を行う。 月3回実施（年36回）</p>	山科区役所 健康づくり推進課	①
12	精神保健事業（精神障害者家族懇談会）	<p><事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。</p> <p><事業計画> ①継続 精神障害者を抱える家族の方々が集い、病気についての知識や再発防止、家族の役割等について学習する。 ・実施回数 年2回程度</p>	山科区役所 健康づくり推進課	①

下京区

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
1	庁舎内TVモニター広報への人権啓発記事の掲載	<p><事業目的> 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。</p> <p><事業計画> ①継続 庁舎内TVモニター広報において、憲法月間と人権月間などの取組を掲載し、広く区民の参加を呼びかける。 掲載予定時期 5月、11月</p>	下京区役所 地域力推進室 総務・防災担当	①
2	下京区ホームページへの人権啓発記事の掲載	<p><事業目的> 広く区民が閲覧できるホームページに人権に関する情報を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 人権に関する情報を広く区民に伝えるため、誰にとってもわかりやすく、親しみを持ってホームページの制作を目指す。 掲載予定時期 5月、11月</p>	下京区役所 地域力推進室 総務・防災担当	①
3	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載	<p><事業目的> 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 昨年度の実績を踏まえ、人権問題を身近に感じられる紙面の制作を目指す。 掲載予定号 5月15日号、11月15日号</p>	下京区役所 地域力推進室 総務・防災担当	①
4	区役所等における人権パネル展の開催	<p><事業目的> 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。</p> <p><事業計画> ①継続 昨年度の実績を踏まえ、人権についてより身近に考えてもらうため、憲法月間及び人権月間に、親しみやすい人権に関する啓発パネルを展示する。 人権啓発パネルを展示 日時：5月1日～31日、12月1日～28日 来庁者：約20,000人</p>	下京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
5	地域ぐるみによる街頭啓発	<p><事業目的> 憲法月間・人権月間を機会に、広く市民に人権の大切さを訴える。</p> <p><事業計画> ①継続 憲法月間や人権月間に、人権に関する啓発文書入りの物品を、各学区自治連合会並びに、講演会場や区役所窓口で配布し、区民に対する啓発を行う。 下京区民ふれ愛ひろば会場にて、人権啓発ブースを設置し、来場者に啓発物品を配布し、広く啓発を行う。</p>	下京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
6	憲法月間講演会の開催	<p><事業目的> 区民や企業に対して、人権問題について真剣に向き合い、人権意識の高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 より多くの区民の方の関心を高めるようなテーマを設定し、開催する。 講演会「人権を考えるつどい」 内容：未定 講師：未定 日時：5月下旬 場所：未定 参加者：200名（予定）</p>	下京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
7	区民ふれあい事業の開催	<p><事業目的> 幅広い区民の方々が参加できる事業を通じて、区民相互の積極的な交流とふれあいを深める。</p> <p><事業計画> ①継続 区民相互の交流とふれあいを深めることを目的に、下京ふれあい事業実行委員会の運営による事業を実施する。 内 容：人権啓発コーナーでの「人権啓発パネル展」 各種啓発物品の配布 日 時：11月10日（日） 場 所：梅小路公園 参加者：約1万人（予定）</p>	下京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
8	人権講演会	<p><事業目的> 区民がお互い尊重しあい、助け合いながらいきいきと活動できる下京区を目指し、地域の人権啓発リーダーとなる人材を育成する。</p> <p><事業計画> ①継続 昨年度の実績を踏まえ、より多くの区民の方に関心を高めるテーマを設定していく。 人権講演会 内容：未定 日時：12月（詳細未定）</p>	下京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
9	区民ふれあい相談コーナーの開設	<p><事業目的> 弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 昨年度の実績を踏まえ、区民の方が相談しやすいよう考えて実施を継続する。</p>	下京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	③
10	下京こころのふれあいネットワーク事業	<p><事業目的> こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりをめざす。</p> <p><事業計画> ①継続 参加機関を募るとともに、情報の共有化、ネットワークの基盤強化を図り、地域と協力してネットワーク作りを進めていく。精神障害について理解が深まるよう取組を進めていく。</p> <p><学習会> 日時、内容詳細は未定</p> <p><地域懇談会> 日時、内容は未定。学区に出向いての、精神保健福祉に係る普及啓発・意見交流等。</p> <p><パネル・作品展> 10月頃（予定）こころのふれあいネットワークパネル、障害者自立支援法就労支援事業所、保健センターなど地域での活動紹介や作品、写真の展示</p> <p><青少年福祉体験学習> 日時未定。保健センター社会復帰相談指導事業で実施予定</p> <p><保健所社会復帰相談指導事業への講師派遣> 講師として、ネットワーク推進委員である地域女性会、民生児童委員から各1回、地域ボランティアである健康づくりサポーターから2回（体操）派遣していただく。</p>	下京区役所 健康づくり推進課	①
11	精神保健福祉事業<家族懇談会>	<p><事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。</p> <p><事業計画> ①継続 昨年度同様、精神障害者の家族が、病気についての知識や家族の役割について理解を深め、精神障害者及びその家族の自立を図ることを目的として、家族の交流会を実施する。</p> <p><家族懇談会> 年4回開催予定 場所：保健センター多目的ホール他</p>	下京区 健康づくり推進課	①

南区

【凡例】
 分類 ①教育・啓発 ②保障
 ③相談 ④救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
1	心のふれあい みんなの広場・講演会	<事業目的> 人権文化の構築を目指して人権擁護の普及高揚を図る。 <事業計画> ①継続 人権文化の構築を目指して人権擁護の普及高揚を図るため市民を対象とした研修会等を推進する。 【予定】 12月中 龍谷大学アバンティ響都ホール 講師：未定	南区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
2	人権映画鑑賞会	<事業目的> 人権文化の構築を目指して人権擁護の普及高揚を図る。 <事業計画> ①継続 人権文化の構築を目指して人権擁護の普及高揚を図るため市民を対象とした研修会等を推進する。 【予定】 8月中 龍谷大学アバンティ響都ホール 上映作品：未定	南区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
3	人権啓発施設見学会	<事業目的> 人権啓発事業の一環として区民相互の人権意識の浸透と高揚を図る。 <事業計画> ③廃止 長年見学会を開催するなかで、これまで数多くの人権啓発施設を見学しており、一定の目的を果たしたため。	南区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
4	区民のふれあい相談 コーナーの開設	<事業目的> 弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。 <事業計画> ①継続 人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施する。	南区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	③
5	区民ふれあい事業の開設	<事業目的> 区民のまち（区）に対する愛着意識の高揚を図るとともに、区民相互の交流とふれあいを深め、健康な体づくりと地域の活性化を図る。 <事業計画> ①継続 「人とまち、交流とふれあいでまちづくりを！」をスローガンに、区民のまち（区）に対する愛着意識の高揚を図るとともに、区民相互の交流とふれあいを深め、健康な体づくりと地域の活性化を図ることを目的に、南区民ふれあいまつりを開催する。 【予定】 11月中 東寺境内	南区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
6	「区民ぐるみ組織」への 支援策の検討及び実施	<事業目的> 区民が自ら計画等を決定することで、より身近な人権啓発事業に着手でき、区民の人権意識高揚に繋げる。 <事業計画> ①継続 区内の各学区、各種団体の代表による「南区人権文化推進会議」が、年2回の会議で啓発事業計画等を決定。区役所は事務局として会議や事業の運営を支援する。	南区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	④
7	市民しんぶん区版への 人権啓発記事の掲載 (人権に関する啓発活動)	<事業目的> 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 人権文化を構築することを目的として、市民しんぶんの区版に憲法月間・人権強調月間・人権月間での啓発記事及び人権講演会等の事前告知記事を掲載する。 【予定】 7月15日号 「人権映画鑑賞会」開催周知 11月15日号 「人権講演会」「街頭啓発」	南区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
8	地域ぐるみによる街頭啓発の実施	<p><事業目的> 広く市民に人権の大切さを訴える。</p> <p><事業計画> ①継続 人権文化推進会議委員及び地域啓発推進協議会委員により、人権啓発物品での啓発活動を行う。 【予定】 ・街頭啓発 5月、12月 人権文化推進会議委員及び地域啓発推進協議会委員により、人権啓発物品を配布する。 ・人権啓発旗の掲揚 5月、8月、12月 人権文化推進会議委員自宅周辺及び地域啓発推進協議会委員事業所周辺に、啓発標語の旗を掲揚する。</p>	南区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
9	南区こころのふれあいネットワーク	<p><事業目的> こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各 地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活で きるまちづくりをめざす。</p> <p><事業計画> ①継続 精神障害に対する正しい知識の普及、こころの健康づくりに関する知識の普及・啓発、 ボランティアの育成並びに精神障害者に対する支援活動を行う。 【予定】 ・総会 ・発表会・作品展 ・支援者向け研修会 ・こころの健康支援パートナー養成講座 ・精神保健福祉セミナー</p>	南区 健康づくり推 進課	①
10	精神保健事業[家族懇談会]	<p><事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、病気についての知識や家族の役割について理解 を深めることにより、精神障害のある方及びその家族の自立を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 保健センターにおける精神保健福祉に関する事業の一環として、精神障害者の家族に対 し相談指導等を積極的に推進し、疾病の知識と理解を深めるために系統立てた学習と交流 の場を提供する。 【予定】年6回（奇数月に）実施</p>	南区 健康づくり推 進課	①

右京区

【凡例】

分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
1	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載	<p><事業目的> 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 引き続き、市民しんぶん区版（区HP）で憲法月間や人権月間の関連事業の募集や周知を行うことにより、区民に人権問題についての意識を高めてもらう。 【掲載予定】 7/15号 人権啓発事業 ワークショップ参加者募集 8/15号 人権啓発事業 ポスター展開催案内 11/15号 人権啓発事業 ふれあい講演会参加者募集</p>	右京区役所 地域力推進室 総務・防災担当	①
2	「右京人権ワークショップ」	<p><事業目的> 人権について一人ひとりが身近に感じ、少しの「気づき」から誰しもがお互いに人を思いやることを行動として実践していくために、区民参加型の人権ワークショップを実施する。</p> <p><事業計画> ①継続 外国人留学生を交えた多文化交流の場とし、親子で参加でき、子どもが楽しく学べる企画を実施。 日 時：平成25年7～8月頃 場 所：サンサ右京（予定）</p>	右京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
3	人権啓発事業	<p><事業目的> 各月間に合わせて、多くの区民の方に広く「人権の尊重」について理解していただく。</p> <p><事業計画> ①継続 8月の人権強調月間に合わせて、右京区内の小学生・中学生に人権啓発ポスターを制作してもらい、多くの区民の方に広く「人権の尊重」について理解していただくことを目的に、「小学生・中学生による人権ポスター展」を実施する。 日 時：平成25年9月7日（土）～16日（月）予定 場 所：サンサ右京1階区民ロビー 内 容：右京区内の小学生・中学生の描いた人権啓発ポスター約200枚を展示する。</p>	右京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
4	講演会等の開催	<p><事業目的> 人権問題は日常生活を営む地域社会で起こる問題であることを提案し、日々の暮らしの中で人権について考え、行動するきっかけづくりの場を提供する。</p> <p><事業計画> ①継続 より多くの区民に気軽に人権啓発事業へ参加していただくために、内容を講演だけでなく、コンサートや芝居などを取り入れて、実施する。 日 時：平成26年1月中旬 場 所：右京ふれあい文化会館 定 員：400人程度 内 容：右京区人権啓発事業 「右京ふれあい講演会（仮）」 講師（ゲスト）：未定</p>	右京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
5	区民ふれあい事業の開催	<p><事業目的> 地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図ることを目的に実施する。 内 容：右京区民ふれあいフェスティバル2013 日 時：平成25年10月26日（予定） 場 所：太秦安井公園、右京ふれあい文化会館（予定）</p>	右京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
6	右京こころのふれあいネットワーク	<p><事業目的> こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりをめざす。</p> <p><事業計画> ①継続 昨年度の実績を踏まえ、障害のある人と、多くの区民との交流を通じて、精神障害について学び、互いに支えあえる地域づくりについて考えていく。 平成25年 9月 スポーツの集い 11月 交流学習会</p>	右京区役所 健康づくり推進課	①

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
7	保健所実習	<p><事業目的> 保健所において、受け入れている保健師、看護師、栄養士養成施設校からの実習の中で、地域における保健所の役割及び意義を学びとる際に、これからの社会人として、また、学校生活の中で人権尊重が身近に課題として存在していることを学習する。</p> <p><事業計画> ①継続 昨年度と同様に受け入れていく。 研修受入予定数：70人</p>	右京区役所 健康づくり推進課	①
8	精神保健事業〔家族懇談会〕	<p><事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。</p> <p><事業計画> ①継続 家族が病気について知識や役割について理解を深めるだけでなく、こころのふれあいネットワークへの積極的な参加などを目標に実施していく。</p>	右京区役所 健康づくり推進課	③

西京区

【凡例】

分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
1	市民しんぶん区版への人権啓発記事掲載	<p><事業目的> 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 5月の憲法月間及び12月の人権月間における取組の告知や啓発記事の掲載を行うことにより、区民の人権意識の高揚を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月号 「憲法月間映画のつどい」の事業告知 ・11月号 人権に関する映画上映会、小・中学生による人権をテーマとした作品展の開催告知 	西京区役所 地域力推進室 総務・防災担当	①
2	西京区民映画のつどいの開催	<p><事業目的> 区民に人権を尊重することの大切さについて理解と認識を深めてもらい、一人一人が個人として尊重される、人権文化の息づくまちづくりを推進するため。</p> <p><事業計画> ①継続 広く区民を対象として映画上映会を開催する。また、参加者には啓発物品を配布する。 人権月間「西京区民映画のつどい」 日 時 平成25年12月14日(土) 13:00~15:00(開場:12:30) 場 所 西文化会館ウエスティ</p>	西京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
3	小・中学生による人権啓発作品展の開催(絵画・書道展)	<p><事業目的> 小・中学生に、人権をテーマとした絵画等の作成を通じて、人権の大切さを浸透させるとともに、それらの作品を展示することにより、区民に広く人権の尊さを訴える。</p> <p><事業計画> ①継続 人権をテーマとした絵画等の作成を通じて、小・中学生に人権の大切さを学習させるとともに、作品を展示することにより、広く区民に人権の尊さについて訴えかける。 小・中学生合同作品展 日 時 平成25年12月2日(月)~13日(金) 場 所 西京区役所(及び洛西支所)1階ロビー</p>	西京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
4	区民ふれあい相談コーナーの開設	<p><事業目的> 弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 人権尊重の考え方が日常生活の中で根付いていくための取組の一つとして、各種相談事業を実施する。 法律相談 毎週水曜日 行政相談 毎月第1木曜日</p>	西京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	③
5	区民ふれあい事業の開催	<p><事業目的> 地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 子どもから高齢者まで多くの区民が相互にふれあい、交流を深めることを目的として、充実した内容のふれあいまつりを開催する。 西京区民ふれあいまつり 日 時 未定 場 所 未定</p>	西京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
6	地域役員研修及び各学区・地域における啓発活動の実施	<p><事業目的> 区内の自治連合会及び各種団体役員の方々に呼びかけ、人権に関する身近な問題、新聞掲載記事等を題材とした研修を受けてもらうことにより、人権意識の高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 憲法月間(洛西支所実施事業)及び人権月間における「西京区民映画のつどい」への参加を通じて、地域役員の人権意識の一層の向上を図る。また、各学区・地域に啓発物品を配布し、各学区の実情に応じた自主的な啓発活動を進めてもらう。</p> <p>○憲法月間 「西京区民映画のつどい」(洛西支所実施事業) 日 時 平成25年5月25日(土) 場 所 ホテル京都エミナス 明治アニバーサリーホール 内 容 映画「戦火の馬」(日本語吹き替え版) ハリアフリー上映</p> <p>○人権月間 「西京区民映画のつどい」 日 時 平成25年12月14日(土) 場 所 西文化会館ウエスティ</p> <p>啓発活動 憲法月間・人権月間「西京区民映画のつどい」に併わせ、啓発グッズを配布。 また、まちづくり推進担当窓口においても啓発グッズ配布予定。</p>	西京区 地域力推進室 まちづくり推進担当	①

番号	事業名		担当課	分類
7	心の病のある人が地域で安心して暮らせるようにする会（精神保健福祉ネットワーク作り）	<p>＜事業目的＞ こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各 地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活で できるまちづくりをめざす。</p> <p>＜事業計画＞ ①継続 こころの病についての理解をより一層区民に広げることを目的として、講演会の開催や 「小さな秋のこころまつり」等のイベントを当事者も含めて企画し、開催する。 また、より身近な方との関係づくりを通して相互理解を広げるため、地域懇話会や研修 会を行う。 さらに、地域におけるこころの病のある方の日常生活や自立・就労等を支援するため、 当事者及び家族と区内の関係機関、団体等の連携を深め、ネットワーク機能の強化を進め ていく。</p> <p>○啓発・研修 ・こころの健康講座（講演会） ・こころまつり（交流・ふれあい） ・地域懇話会 ・通信の発行</p> <p>○活動支援 ・当事者の活動への支援 ・家族会「なんてんの会」への支援</p>	西京区役所 健康づくり推 進課 洛西支所 健康づくり推 進室	①
8	精神障害者家族懇談会	<p>＜事業目的＞ 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和ら げ、こころの健康を維持する。</p> <p>＜事業計画＞ ①継続 精神障害のある方の家族が、病気についての知識や家族の役割について理解を深めるこ とにより、精神障害のある方及び家族の自立を図ることを目的として交流会等を実施す る。</p> <p>○月1回実施予定 ○交流会、学習会、イベントへの参加、軽スポーツ等</p>	西京区 健康づくり推 進課	①

西京区洛西支所

【凡例】

分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
1	西京区民映画のつどいの開催	<p><事業目的> 人権問題は日常生活を営む地域社会で起こる問題であることを提案し、日々の暮らしの中で人権について考え、行動するきっかけづくりの場を提供する。</p> <p><事業計画> ①継続 市民に憲法と人権の尊重を訴えるため、映画の上映会を開催し、市民と共に人権について考えていく。</p> <p>憲法月間「西京区民映画のつどい」 日 時 5月25日(土) 13:30~16:15(開場13:00) 場 所 ホテル京都エミナース 明治アニバーサリーホール 内 容 映画「戦火の馬」(日本語吹き替え版) バリアフリー上映 参加者 約400名(予定)</p>	洛西支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
2	区民ふれあい相談コーナーの開設	<p><事業目的> 弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 今後も人権尊重の考え方がさらに日常に根付くための取組として、各種相談事業を継続実施する。</p>	洛西支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	③
3	区民ふれあい事業の開催	<p><事業目的> 地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 子どもから高齢者まで区民が相互のふれあいを図り、より一層の交流を深めることを目的として実施する(健康、福祉、環境美化、防災等の多様なコーナーを設け、区民が楽しみながら交流を深めるとともに、様々な情報を入手できる場とする)。</p>	洛西支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	③
4	洛西ケーブルビジョンでのスポットの放映(憲法・人権月間RCV市民啓発番組)	<p><事業目的> 憲法・人権月間のポスターを背景に、人権尊重のナレーションを放映し、人権尊重の気運の高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 憲法・人権月間のポスターを背景に、人権尊重のナレーションを放映し、今後も継続して人権尊重の気運の高揚を図る。</p> <p>憲法月間 内 容:1日6回 毎回30秒 憲法月間の啓発用ポスターを背景に人権尊重のナレーション放映 放送日:5月1日~5月31日 対 象:洛西ニュータウン及び周辺住民等</p> <p>人権月間 内 容:1日6回 毎回30秒 人権月間の啓発用ポスターを背景に人権尊重のナレーション放映 放送日:12月1日~12月31日 対 象:洛西ニュータウン及び周辺住民等</p>	洛西支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
5	地域役員研修及び各学区・地域における啓発活動の実施	<p><事業目的> 人権問題は日常生活を営む地域社会で起こる問題であることを提案し、日々の暮らしの中で人権について考え、行動するきっかけづくりの場を提供する。</p> <p><事業計画> ①継続 憲法月間及び人権月間(西京区役所実施事業)における「西京区民映画のつどい」への参加を通じて、地域役員の人権意識の一層の向上を図る。また、各学区・地域に啓発物品を配布し、各学区の実情に応じた自主的な啓発活動を進めてもらう。</p> <p>憲法月間啓発 日時 5月25日(土) 場所 ホテル京都エミナース ※憲法月間「西京区民映画のつどい」に併わせ、啓発グッズ配布。 また、まちづくり推進担当窓口においても啓発グッズ配布予定。</p> <p>人権月間啓発 日時 12月14日(土) 場所 京都市西文化会館ウェスティ ※人権月間「西京区民映画のつどい」に併わせ、啓発グッズ配布。 また、まちづくり推進担当窓口においても啓発グッズ配布予定。</p>	洛西支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①

番号	25年度事業計画		担当課	分類
6	小・中学生による人権啓発作品展の開催（絵画・書道展）	<p><事業目的> 小・中学生に、人権をテーマとした絵画等の作成を通じて、人権の大切さを浸透させるとともに、それらの作品を展示することにより、区民に広く人権の尊さを訴える。</p> <p><事業計画> ①継続 小・中学生による人権をテーマとした作品展 開催日 12月2日（月）～12月13日（金） （小・中学生合同） 開催場所 洛西支所1階ロビー 出展作品 絵画及び習字</p>	洛西支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①

伏見区

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
1	市民しんぶん伏見区版「きらり伏見」及び伏見区ホームページへの人権啓発記事の掲載	<p><事業目的> 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 市民しんぶん伏見区版「きらり伏見」及び伏見区ホームページにおいて、憲法月間及び人権月間に合わせて行われる各種事業や区内で開催される人権関連事業への区民の参加を促すため、事前広報を行う。さらに、人権関連事業への区民の意識向上を目指し、人権啓発特集記事を掲載する。 【予定】 4月15日号：憲法月間関連事業 6月15日号：「ふしみ人権の集い学習会」の事前告知 8月15日号：「伏見区こころの健康を考える集い」の事前告知 11月15日号：人権月間関連特集 1月15日号：「ふしみ人権の集い」の事前告知</p>	伏見区役所 地域力推進室 総務・防災担当	①
2	伏見区人権月間事業	<p><事業目的> 人権を尊重する考えが根付いた人権文化の構築に向けて、人権問題への区民への関心を高め、理解を深める。</p> <p><事業計画> ①継続 人権を尊重する考えが根付いた人権文化の構築に向けて、人権問題への区民への関心を高め、理解を深める機会として、伏見区役所、深草支所、醍醐支所それぞれにおいて事業を実施する。 ふしみ人権の集い第2回学習会 人権を考える講演会 <内容未定></p>	伏見区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
3	伏見区人権啓発推進協議会フィールドワーク	<p><事業目的> 新たな人権問題ともいうべき事柄の現状と課題を学び、人権意識の高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 中国残留邦人、犯罪被害者、障がい者や盲導犬等といった協会など現地を訪ね、会員だけでなく公開形式でフィールドワークを実施する。</p>	伏見区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
4	ふしみ人権の集い	<p><事業目的> 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。</p> <p><事業計画> ①継続 伏見区人権啓発推進協議会、各種団体、学校、行政等により構成された「ふしみ人権の集い実行委員会」が企画運営し、「人権文化のまちを一人一人の心から」をテーマに地域ぐるみの啓発活動として、様々な人権をテーマにした講演会を実施するなど、学習と交流の機会を提供する。 【予定】 第1回学習会 <未定> 第2回学習会 <未定> 第19回ふしみ人権の集い <未定></p>	伏見区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
5	小中学生による人権啓発絵画ポスター展及び人権啓発絵画ポスター・標語展の開催	<p><事業目的> 製作する児童・生徒や保護者、鑑賞する人々がそれぞれ絵画を通じて、人権問題について考える機会と話題を提供する。</p> <p><事業計画> ①継続 行動計画が目指す人権文化の息づくまちづくりのための取組の一環として、12月の人権月間をはじめとした様々な機会に区内の児童・生徒が製作した絵画により「人権啓発絵画展」及び「人権啓発絵画ポスター・標語展」を実施した。製作する児童・生徒や保護者、鑑賞する人々がそれぞれ絵画を通じて、人権問題について考える機会と話題を提供することを目的としている。 〔人権月間 人権啓発絵画ポスター展、人権啓発絵画ポスター・標語展〕 〔第19回ふしみ人権の集い人権啓発絵画ポスター展〕</p>	伏見区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
6	ふしみ人権の集い実行委員会ニュースの発行	<p><事業目的> ふしみ人権の集い実行委員会が実施する学習会等の取組を広報するため。</p> <p><事業計画> ①継続 ふしみ人権の集い実行委員会が実施する学習会等の取組を広報するため、ニュース「いーくある」を発行 VOL.42~44を発行予定</p>	伏見区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
7	区民ふれあい相談コーナーの開設	<p><事業目的> 弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活がより良いものとする。</p> <p><事業計画> ①継続 24年度に引き続き、人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施する。</p>	伏見区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	③

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
8	区民ふれあい事業の開催	<p><事業目的> 地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 多くの区民の協力と参加により、人と人との交流を育むため、伏見区におけるふれあいプラザを開催する。 <内容未定></p>	伏見区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
9	伏見区人権啓発推進協議会公開研修会	<p><事業目的> 区内企業・団体を中心とした「伏見区人権啓発推進協議会」の研修会を開催することで、人権意識の普及・高揚を図る。</p> <p><事業計画> ②改善 企業向け人権啓発講座との連携を図り、企業等への参加を促して区民、企業・団体、行政一体となった取組を進める。 <内容未定></p>	伏見区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
10	地域ぐるみによる街頭啓発の実施	<p><事業目的> 広く市民に人権の大切さを訴える。</p> <p><事業計画> ①継続 憲法月間、人権月間及び「ふしみ人権の集い」の広報のため、伏見区人権啓発推進協議会、行推や地域住民が往來の多い駅前などで啓発物品を配布する。</p>	伏見区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
11	区民ふれあいまつり等における人権コーナーなどの設置	<p><事業目的> 多くの区民の協力と参加により、区民相互の交流を育む。</p> <p><事業計画> ①継続 伏見区におけるふれあいプラザにおいて人権啓発コーナーを設け、来場者に人権の大切さを訴える。 <内容未定></p>	伏見区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
12	区役所等における人権パネル展の開催	<p><事業目的> 来庁者に対して人権問題について考える機会と話題を提供する。</p> <p><事業計画> ①継続 実施 5月 「人権啓発パネル展」 場所 伏見区総合庁舎ロビー</p>	伏見区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
13	精神保健福祉講演会	<p><事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。</p> <p><事業計画> ①継続 伏見区こころの健康推進実行委員会（伏見区内の各種団体並びに行政等が委員会を構成）、精神保健に関する講演会を実施予定。講演内容等未定。</p>	伏見区役所 健康づくり推進課 深草・醍醐支所 健康づくり推進室	①
14	伏見区こころの健康を考えるつどい	<p><事業目的> 区内の精神に障害のある方の人権を守り、自立と社会参加の促進の援助を拡大するとともに、精神に障害のある方への正しい理解と認識を深めるために、啓発事業を実施する。</p> <p><事業計画> ①継続 区内の各種団体並びに行政等が委員会（伏見区こころの健康推進実行委員会）を構成し、区内の精神に障害のある方の人権を守り、自立と社会参加の促進の援助を拡大するとともに、精神に障害のある方への正しい理解と認識を深めるために、啓発事業を実施する。 日時：9月開催予定 会場：伏見区総合庁舎 内容：作品展示・舞台発表・体験談・ゲストによる催し（予定）</p>	伏見区役所 健康づくり推進課 深草・醍醐支所 健康づくり推進室	①
15	家族懇談会	<p><事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持することを目的としている。</p> <p><事業計画> ①継続 精神に障害のある方の家族が集まり、病気についての正しい知識を学び家族の役割について理解するとともに、他の家族との交流をはかる場として懇談会や学習会を開催する。 【内容】 時期：未定 会場：保健センターほか 内容：家族会の懇談、学習ほか</p>	伏見区役所 健康づくり推進課	①

伏見区深草支所

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
1	区役所等における人権パネル展の開催 (市民啓発活動の取組)	<p><事業目的> 広く市民に人権の大切さを訴える。</p> <p><事業計画> ①継続 憲法月間を契機に市・区民の人権意識向上を図るため、コミュニティホールに人権パネルを展示する。 5月1日(水)～5月31日(金) 人権に関する人権啓発パネルを展示する。</p>	深草支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
2	地域ぐるみによる街頭啓発の実施	<p><事業目的> 地域各種団体を中心に人権意識の普及と各事業の周知及び参加者の拡大を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 地域各種団体を中心に人権意識の普及と各事業の周知及び参加者の拡大を図るため、憲法月間と人権月間に街頭啓発を実施する。 ・憲法月間 5月10日(金)(予定) 京阪伏見稲荷駅前及び京都医療センター前、他1カ所未定 ・人権月間 12月上旬</p>	深草支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
3	区民ふれあい事業の開催	<p><事業目的> 地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 多くの区民協力と参加による多彩な催しで、人と人との交流を育む。 10月20日(日)開催予定 第23回深草ふれあいプラザ 場所 藤森神社及び藤の森児童公園</p>	深草支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
4	区民ふれあいまつり等における人権コーナーの設置	<p><事業目的> 多くの区民の協力と参加により、区民相互の交流を育む。</p> <p><事業計画> ①継続 深草ふれあいプラザに人権啓発コーナーを設けパネルを展示し、人権の大切さを訴える。 10月20日(日)開催予定 第23回深草ふれあいプラザ 場所 藤森神社及び藤の森児童公園</p>	深草支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
5	伏見区人権月間事業 (人権を考える講演会～ふしみ人権の集い第2回学習会～)	<p><事業目的> 人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組の一つとして、区民が人権問題への関心を高め、理解を深める機会を提供する。</p> <p><事業計画> ①継続 伏見区役所、深草支所、醍醐支所で異なるテーマ、手法で実施する。深草支所ではふしみ人権の集い実行委員会との共催で講演会を実施する予定である。 ふしみ人権の集い第2回学習会 実施予定日 12月上旬</p>	深草支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
6	小・中学生の絵画・ポスター展	<p><事業目的> 製作する児童・生徒や保護者、鑑賞する人々がそれぞれ絵画を通じて、人権問題について考える機会と話題を提供する。</p> <p><事業計画> ①継続 児童・生徒の人権教育及び作品展の開催による市・区民の人権意識の普及、高揚を図る。 12月2日(月)～26日(木) コミュニティホールにて開催予定</p>	深草支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
7	区民ふれあい相談コーナーの開設	<p><事業目的> 弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、窓口や電話での各種相談事業を実施する。</p>	深草支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
8	精神保健事業	<p><事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。</p> <p><事業計画> ①継続 (精神障害者家族懇談会) 精神障害を抱える家族が集まり、相互理解を深める。 内容：講話・施設見学・意見交流・情報交換など 日時：未定 場所：深草支所</p>	深草支所 健康づくり推進室	①

伏見区醍醐支所

【凡例】
 分類 ①教育・啓発 ②保障
 ③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
1	伏見区人権月間事業	<p><事業目的> 人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組の一つとして、区民が問題への関心を高め、理解を深める機会を提供する。</p> <p><事業計画> ①継続 人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組の一つとして、区民が問題への関心を高め、また理解を深める機会になるよう、伏見区役所、深草支所、醍醐支所それぞれにおいて事業を実施する。</p> <p>人権を考える講演会 日時：12月 場所：京都市醍醐交流会館 内容：未定</p> <p>人権月間街頭啓発 日時：12月 場所：医仁会武田総合病院前、パセオ・ダイゴロー前 ホームセンターコーナン、マツヤスーパー醍醐店前 内容：昨年度と同様</p> <p>人権啓発絵画・ポスター展 日時：12月2日～26日（予定） 場所：醍醐支所2階ロビー、管内金融機関 出展数：70点（予定） 内容：昨年度と同様</p>	醍醐支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
2	伏見区憲法月間事業	<p><事業目的> 人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組の一つとして、区民が問題への関心を高め、理解を深める機会を提供する。</p> <p><事業計画> ①継続 伏見区役所、深草支所、醍醐支所それぞれにおいて事業を実施する。</p> <p>憲法月間街頭啓発 日時：5月 午後2時30分～ 医仁会武田総合病院前 午後3時30分～ 上記以外の3箇所 場所：医仁会武田総合病院前、マツヤスーパー醍醐店前、パセオ・ダイゴロー西館前、 ホームセンターコーナン六地藏店前 内容：昨年度と同様</p> <p>人権啓発書道展 日時：5月1日～31日 場所：醍醐支所2階ロビー 出展数：100点 内容：昨年度と同様</p> <p>伏見区人権啓発推進協議会 公開研修会 予定 日時：5月 午後2時～午後4時 場所：伏見区総合庁舎1階ホール 講師：未定 テーマ：未定 備考：伏見区の事業として実施</p>	醍醐支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
3	区民ふれあい相談コーナーの開設	<p><事業目的> 弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施している。 【内容】 窓口や電話での相談を常時受付</p>	醍醐支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	③
4	区民ふれあい事業等の開催	<p><事業目的> 地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 多くの区民の参加と協力により、人と人、世代間の交流とふれあいを深める。</p> <p>第23回醍醐ふれあいプラザ 日時：9月 午前10時～午後2時 場所：折戸公園 内容：昨年度と同様（予定）</p> <p>福祉のまち醍醐・交流大会 日時：1月 午前10時～午後4時 場所：京都市醍醐交流会館 内容：昨年度と同様（予定）</p>	醍醐支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①

番号	事業名	25年度事業計画		分類
5	区民ふれあいまつり等における人権コーナーなどの設置	<p><事業目的> 多くの区民の協力と参加により、区民相互の交流を育むことを目的とする。</p> <p><事業計画> ①継続 会場内を訪れる多くの地域住民に対して、人権擁護思想の普及・交流を図る。 第23回醍醐ふれあいプラザ 内容：昨年度と同様（予定）</p>	醍醐支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
6	地域ぐるみによる街頭啓発の実施	<p><事業目的> 地域各種団体を中心に人権意識の普及と各事業の周知及び参加者の拡大を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 憲法月間及び人権月間の取組として実施し、啓発チラシ入りの啓発物品を街頭で配布することで、人権擁護思想の普及、高揚を図る。 憲法月間街頭啓発 日 時：5月 午後2時30分～（医仁会武田総合病院前） 午後3時30分～（上記以外3箇所） 場 所：医仁会武田総合病院前、パセオ・ダイゴロー前、ホームセンターコーナン、マツヤスーパー醍醐店前 内 容：昨年度と同様</p> <p>人権月間街頭啓発 日 時：12月 場 所：医仁会武田総合病院前、パセオ・ダイゴロー前、ホームセンターコーナン、マツヤスーパー醍醐店前 内 容：昨年度と同様</p>	醍醐支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
7	精神保健事業 【精神障害者家族懇談会】	<p><事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。</p> <p><事業計画> ①継続 精神障害者を抱える家族を対象に実施する。家族が、精神障害者を理解し、支えていくための学習や情報提供を行う。また家族同士が、お互いの思いを共有するための交流の機会を設ける。</p> <p>4回開催予定 内容：医師等による学習会、交流、社会復帰相談指導事業と合同講座</p>	醍醐支所 健康づくり推進室 (保健センター)	①

市会事務局

【凡例】
 分類 ①教育・啓発 ②保障
 ③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
1	本会議傍聴及び委員会モニター視聴に係るバリアフリー化	<事業目的> 誰もが傍聴・視聴できるような環境を整える。 <事業計画> ①継続 手話通訳の事前申請、介助犬等の同伴があれば受付対応し、誰もが利用しやすいように努める。	市会事務局 総務課	②
2	職員研修	<事業目的> 研修を通じて、職員の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 人権に関する様々な課題に対する認識及び課題解消に向けた内容の研修を実施する。	市会事務局 総務課	④
3	点字請願、陳情の受付	<事業目的> 全ての市民に利用してもらえるような市会制度を整える。 <事業計画> ①継続 点字による請願、陳情の受付を行う。	市会事務局 議事課	②
4	市会だよりの点字版、拡大版、音声版の発行	<事業目的> 全ての市民に開かれた市会の推進に向け、視覚に障害のある方にも市会に関する情報を提供する。 <事業計画> ①継続 読みやすい市会だよりの発行に努める。	市会事務局 調査課	②
5	インターネットによる情報発信	<事業目的> 全ての市民に開かれた市会の推進を図る。 <事業計画> ①継続 ウェブアクセシビリティへの更なる対応と迅速な更新に努める。	市会事務局 調査課	②
6	リーフレット「私たちの市会」の外国語版の作成及び配付	<事業目的> 全ての市民に開かれた市会の推進を図る。 <事業計画> ①継続 外国人の方等へ外国語版リーフレットの配布を行う。	市会事務局 調査課	②

選挙管理委員会事務局

【凡例】
 分類 ①教育・啓発 ②保障
 ③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
1	投票しやすい環境の整備	<事業目的> 投票所の施設改善など誰もが投票しやすい環境づくりを図る。 <事業計画> ①継続 投票所の施設改善など誰もが投票しやすい環境づくりに努める。また、障害者及び重度の在宅療養者等が選挙権の行使を容易にできるよう、指定都市選挙管理委員会連合会を通じて国に対する法改正の要望を行っていく。	選挙管理委員会事務局	②

監査事務局

【凡例】
 分類 ①教育・啓発 ②保障
 ③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
1	職員研修	<事業目的> 職員一人一人が人権に対する認識を更に深め、意識の向上を図る。 <事業計画> ①継続 講義のみではなく、職員同士のディスカッションを中心とした内容で研修を実施する。 また、研修テーマについても未実施の分野を探り上げ、幅広い知識を身に付ける。	監査事務局	④

人事委員会事務局

【凡例】
 分類 ①教育・啓発 ②保障
 ③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
1	身体に障害のある方を対象とした京都市職員採用試験の実施	<p><事業目的> 身体に障害のある方へ就職の機会を提供し、全ての人にとってくらしやすい社会の実現を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 ■身体に障害のある方を対象とした京都市職員採用試験の実施 募集職種 一般事務職（高等学校卒業程度） 受験資格 昭和59年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方で、身体障害者手帳（1～4級）の交付を受けており、かつ自力勤務が可能な方 実施日程 受験案内配布開始 6月13日 受付期間 8月16日～9月6日 第1次試験日 9月29日 最終合格発表 11月下旬</p>	人事委員会事務局 任用課	②

消防局

【凡例】
 分類 ①教育・啓発 ②保障
 ③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
1	印刷物への人権啓発標語の掲載	<p><事業目的> 当局が発行する印刷物に人権啓発標語を掲載することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 より多くの市民に人権擁護思想を普及高揚させるため、消防局等において発行する印刷物に人権啓発標語を掲載する。</p>	消防局庶務課	①
2	市民からの相談電話を通じた情報提供	<p><事業目的> 市民からの消防に関わる要望・意見・相談・問合せ等に適切に対応し、市民の消防に対する認識を深めるとともに、市民の要望等を消防行政に反映させ、より一層信頼させる消防行政を推進するため、昭和43年から実施している。</p> <p><事業計画> ①継続 相談電話による広聴活動を引き続き実施する。</p>	消防局庶務課	②
3	京都市政出前トークを通じた高齢者への防火防災指導	<p><事業目的> 高齢者を対象としたテーマとして、「みんなで守る！～高齢者の防火安全対策～」を設定し、高齢者への防火防災に関する普及啓発を実施している。</p> <p><事業計画> ①継続 各団体からの出講依頼に基づき、高齢者に対する防火防災指導を実施する。</p>	消防局企画課	②
4	人権啓発看板、啓発のぼり旗等の掲出	<p><事業目的> 消防署、消防出張所等に人権啓発看板等を掲出することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 より効果的な人権擁護思想の普及を図るため、人権月間等（憲法月間、人権月間、人権強調月間）において消防署、消防出張所等に人権啓発看板を掲出する。</p>	消防局企画課	①
5	ユニバーサルデザイン化された避難誘導システムの設置指導	<p><事業目的> 平成6年1月に「視聴覚障害者等の火災安全対策に係る設備等の設置指導要領」を制定し、社会福祉施設や宿泊施設などを対象として、聴覚障害者用の警報設備（点滅形誘導灯など）をはじめとする避難誘導システムの設置を促進することにより、安心安全なまちづくりを目指している。</p> <p><事業計画> ①継続 引き続き、対象施設への避難誘導システムの設置指導を推進する。</p>	消防局予防部	②
6	防火安全指導の実施	<p><事業目的> 職員が、高齢者や障がい者等の在宅避難困難者宅を年1回以上訪問し、出火及び人命の危険に係る事項の点検を行うとともに、その結果に基づき指導又は助言を行う。その際、いざという時に119番通報や救急隊員等への情報提供を迅速に行っていただくためのふれあい手帳や安心カードを配付する。</p> <p><事業計画> ①継続 全ての対象世帯において、面談することを目標に1年を通して実施する。</p>	消防局市民安全課	②
7	熱中症対策指導の実施	<p><事業目的> 無理な節電により、高齢者等が熱中症にかからないよう、防火安全指導等を通じて、注意を呼び掛ける。</p> <p><事業計画> ①継続 高齢者等に対し、防火安全指導等を通じて、注意を呼び掛ける。</p>	消防局市民安全課	②
8	防火防災教育訓練の実施	<p><事業目的> 女性、子ども、高齢者等を含め市民全てを対象に、各地域において、消火実験や地震対応訓練、防火防災に関する講習などを実施する。</p> <p><事業計画> ①継続 女性、子ども、高齢者等を含め一人でも多くの市民が参加できるよう、各地域において、防火防災に関する訓練や講習などを実施する。</p>	消防局市民安全課	②

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
9	身近な地域の市民防災行動計画づくり	<p><事業目的> 自主防災部を単位に、自分たちの町の防災について考え、話し合い、その内容を行動計画としてまとめた町内版の地域防災計画である身近な地域の市民防災行動計画づくりを推進している。計画では、防災マップの作成等を通じた高齢者等の実態把握等についても盛り込むよう指導している。</p> <p><事業計画> ①継続 現在、ほぼ全ての自主防災部で計画が策定されており、防災マップの作成をはじめとする計画の検証、見直しを進める。</p>	消防局 市民安全課	②
10	地域の福祉関係団体と連携し、高齢者等のいのちを火災等から守るネットワークの構築	<p><事業目的> 在宅介護に係る事業者、民生児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会等と火災等の災害から高齢者等のいのちを守るための情報交換を定期的に行うなど積極的に連携する。</p> <p><事業計画> ①継続 各署において引き続き実施予定。</p>	消防局 市民安全課	②
11	防火アドバイザー研修の実施	<p><事業目的> ホームヘルパー等を対象に、高齢者宅等を訪問した際に、火災危険の排除や防火のアドバイス等の出来る知識及び技術を備えるための研修の実施。</p> <p><事業計画> ①継続 各署において引き続き実施予定。</p>	消防局 市民安全課	②
12	「チャレンジ！防災リズム」を活用した幼児への防災教育の実施	<p><事業目的> リズム遊びを通じて楽しく安全行動（地震及び火災に対する退避行動等）を習得させる。</p> <p><事業計画> ①継続 各園（所）において、日頃の保育や教育の中での「チャレンジ！防災リズム」の実施を促す。</p>	消防局 市民安全課	②
13	防災救急リーフレットを活用した乳幼児の保護者への防火防災思想の普及啓発	<p><事業目的> 乳幼児の保護者に対して、乳幼児を対象とした地震対策及び乳幼児への応急手当を普及啓発する。</p> <p><事業計画> ①継続 リーフレットを作成し、各保健センターを通じて乳幼児の保護者に配付するほか、乳幼児とその保護者を対象とした防火防災行事で活用する。</p>	消防局 市民安全課	②
14	防火防災パンフレット「みんなの消防探検」を活用した小学生への防災教育の実施	<p><事業目的> 「消防の仕事」について学習する学校授業等に際し、防火防災パンフレット「みんなの消防探検」を活用し、小学生に防火防災に関する知識を普及し、防火防災思想を高める。</p> <p><事業計画> ①継続 パンフレットを作成し、小学4年生の「消防の仕事」の授業等に合わせて各小学校に配付。</p>	消防局 市民安全課	②
15	消防の図画・ポスター・作文の募集を通じた幼少年者への防火防災思想の普及啓発	<p><事業目的> 消防の図画・ポスター・作文募集を通じて、児童等はもとより広く市民の消防に対する理解と認識を深め、防火防災意識の高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 9月中を募集期間とし、10月中旬に審査会を開催する。</p>	消防局 市民安全課	②
16	ホームページ上への幼少年向け等の広報媒体の掲載	<p><事業目的> 幼少年向け等に作成した広報媒体（みんなの消防探検、消防の図画・ポスター・作文作品集、防火救急リーフレット）をホームページに掲載し、更なる防火防災に関する知識の普及を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 平成25年度版のパンフレットを作成した後、速やかにホームページに掲載する。</p>	消防局 市民安全課	②

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
17	京都市WEB119の実施	<p><事業目的> 聴覚、言語機能又は音声機能に障がいのある方からの119番通報を確保するために携帯電話のWeb機能（インターネット機能）等を用いて、利用者が外出中でも文字通信により緊急通報を行えるシステム。京都市内の居住者や通勤通学者のほか、観光等で京都市を訪問される方も利用可能。</p> <p><事業計画> ①継続 リーフレットを活用し、未登録者に対し登録を促す。</p>	消防局 市民安全課	②
18	緊急通報システムと連動した住宅用火災警報器整備事業	<p><事業目的> 緊急通報システムを使用している世帯のうち、自力歩行が不能な方、約2,000世帯を対象に、緊急通報システムに無線で連動する住宅用火災警報器を寝室に設置し、火災の煙を感知した場合、自動的に消防指令センターに火災通報できる体制を構築している。</p> <p><事業計画> ①継続 リーフレットを活用し、防火安全指導等の機会を通じ、対象者に設置利用を促す。</p>	消防局 市民安全課	②
19	消防ファクシミリの運用	<p><事業目的> 聴覚、言語機能又は音声機能に障がいのある方等からの緊急時の通報体制を確保するため、加入電話ファクシミリを用いた通報体制を整備している。 当該ファクシミリでは、緊急時の通報のほか、利用者からの防火相談に各消防署が対応したり、火災予防運動や出火防止キャンペーンの実施等、必要な情報提供を行っている。</p> <p><事業計画> ①継続 防火安全指導等を通じて、対象者に対して未登録の場合、変更事項がある場合、新規登録・変更登録を促す。</p>	消防局 市民安全課	②
20	市民防災センターにおける防災体験	<p><事業目的> 各種防災体験を通じて、来館者に対して防災に関する知識や技術の普及向上及び防災意識の高揚を図る。また、家庭内に潜んでいる危険について、高齢者の立場になって体験する「くらしの安全コーナー」を常設している。</p> <p><事業計画> ①継続 工夫を凝らしたイベント等を実施し、一人でも多くの市民の来館を促す。</p>	消防局 市民安全課	②
21	4箇国語版 防火防災パンフレットの配付	<p><事業目的> 英語、中国語、ハングル、日本語で記載した防火防災パンフレットを活用して、本市に在住する外国人に対し、災害に対応できる知識と技能を身に付けさせる。</p> <p><事業計画> ①継続 パンフレットを外国人が利用する施設等を通じて配付するほか、各消防署で実施する外国人を対象とする防火防災事業で活用する。</p>	消防局 市民安全課	②
22	4箇国語対応通報依頼カードのホームページ上への掲載	<p><事業目的> 緊急時の通報要領を記載した通報依頼カードをホームページに掲載することで、外国人に対し通報要領を周知する。</p> <p><事業計画> ①継続 ホームページへの掲載を継続する。</p>	消防局 市民安全課	②
23	我が家の防火診断士の実施	<p><事業目的> 将来の防火防災の担い手である子どもたちの防火意識の高揚と防火に関する知識を深め、それぞれが居住する住宅での火災危険を排除するとともに、家族等への防火防災意識の啓発能力を習得させる。</p> <p><事業計画> ①継続 各署において計画的に実施予定</p>	消防局 市民安全課	②
24	家具転倒防止器具普及啓発事業	<p><事業目的> 地震による被害を軽減するため、地域ぐるみで在宅避難困難者世帯に家具転倒防止器具の取付けを行っている自主防災組織等に家具転倒防止器具を提供し、その活動を支援することにより、地震による家具の転倒防止対策を普及させる。</p> <p><事業計画> ①継続 各種防火防災行事等で、家具の転倒防止対策の普及啓発を進める。</p>	消防局 市民安全課	②

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
25	筆談具の設置	<p><事業目的> 聴覚に障がいのある方などのコミュニケーションを図る手段として、各署所に筆談具を設置し、来庁時や防火安全指導時に活用する。</p> <p><事業計画> ①継続 引き続き、聴覚に障がいがある方が来庁した際などに活用する。</p>	消防局 市民安全課	②
26	聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業	<p><事業目的> 総務省消防庁による「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」で、聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器を該当者に対し、無料で設置するもので、京都市においても推奨している。期間は平成25年3月31日まで。</p> <p><事業計画> ③廃止 平成24年12月31日で、申請締切りとなったため。</p>	消防局 市民安全課	②
27	ホームページ上へのAEDマップの公開	<p><事業目的> 市民の方や観光客に対して、あらかじめ市内のAED設置場所を知っていただき、AEDを使用した応急手当を速やかに行っていただくことにより救命率の向上を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 昨年度と同様に掲載承諾を得て公開する。</p>	消防局 救急課	②
28	4箇国語対応救急活動現場シートの運用	<p><事業目的> 英語、スペイン語、中国語、ハングル語の4箇国語に対応したピクトグラム（表したい概念を単純な絵文字で表現したもの。）を用いて、外国人の観光客等に対する救急活動時に傷病状況等を迅速に把握する。</p> <p><事業計画> ①継続 引き続き当該シートを活用し、外国人の観光客等の傷病状況の迅速な把握に努める。</p>	消防局 救急課	②
29	安心救急ステーション事業における外国人対応	<p><事業目的> 商店街やコンビニエンスストア、観光地の土産物店等を対象に、付近で救急事案が発生した際の119番通報や応急手当、救急隊への的確な引継ぎなど救命リレーの第1走者としての活動を担う事業所を「安心救急ステーション」と認定し、市民、観光客の一層の安心安全を確保するもの。認定事業所には、外国語対応シートを配付している。</p> <p><事業計画> ①継続 昨年度に当初の目標である1,500事業所の認定を達成し、今年度も引き続き、本事業の趣旨に賛同していただける事業所等への認定を行うとともに、市民、観光客の安心安全の確保のため、当該事業を推進していく。</p>	消防局 救急課	②
30	救急活動記録書の遺族への提供	<p><事業目的> 本事業は、救急搬送された傷病者が死亡された場合に限り、京都市個人情報保護条例が限定している請求者の範囲を広げることで、遺族からの要望を受け、死亡された方の権利利益を保護した上で、救急活動記録書に記載された情報を遺族に提供するもの。</p> <p><事業計画> ①継続 昨年度と同様に申請に基づき、救急活動記録書の遺族への提供を実施していく。</p>	消防局 救急課	②
31	救命入門コース	<p><事業目的> 小学5、6年生を対象に、胸骨圧迫とAEDの実技を中心とした短時間講習（90分）を、実施し、学童時期から救命の意識を高めるとともに、将来的に普通救命講習の受講者の裾野を広げる。</p> <p><事業計画> ①継続 小学校等において、救命入門コースの受講を推進する。</p>	消防局 救急課	②
32	普通救命講習Ⅲ	<p><事業目的> 学童保育関係者等を主な対象として、主に小児、乳児及び新生児を蘇生対象とした救命講習（心肺蘇生法、AEDの使用法、異物除去、止血法）の受講を推進する。</p> <p><事業計画> ①継続 他の普通救命講習及び上級救命講習を併せ、救命講習年間修了者数34,000人の達成を目指す。</p>	消防局 救急課	②

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
33	障がい者福祉講座の実施	<p><事業目的> 障害のある市民等の問題について理解と認識を深め、豊かな人権感覚と行動力を身に着ける。</p> <p><事業計画> ①継続 平成25年度上半期に実施予定</p>	消防局 教養課	④
34	国際文化系研修の実施	<p><事業目的> 外国人が災害時要救護者にならないために必要な知識や方法等への理解を深めるなど、地域に住む外国人への対応能力の向上を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 平成25年上半期に実施予定</p>	消防局 教養課	④
35	手話講座の実施	<p><事業目的> 聴覚言語に障害がある方との意思伝達に必要な手話を修得する。</p> <p><事業計画> ①継続 平成25年上半期に、延べ6日間実施予定</p>	消防局 教養課	④
36	少年消防クラブ	<p><事業目的> 少年少女に防火防災に関する知識及び技能を普及し、防火防災思想を高めるとともに、防火防災マナーを身につけた社会人を育成する。</p> <p><事業計画> ①継続 市内各少年消防クラブにおいて、概ね月1回、年間12回の研修及び消防出初式でのパレードへの参加を予定している。</p>	消防局 教養課	②
37	幼年消防クラブ	<p><事業目的> 幼児に正しい火の取扱いを教育し、火遊びによる火災を防止するとともに、消防の仕事に対する理解を深め、防火の大切さを習うことを目的とする。</p> <p><事業計画> ①継続 園内での活動を中心に行い、消防署見学、花火指導、防火映画会及び消防の図画・ポスターの写生会などを実施する。また、消防出初式でのパレードへの参加を予定している。</p>	消防局 教養課	②
38	消防団員を対象とする研修会	<p><事業目的> 消防団員の人権意識の高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 昨年度の実績を踏まえ、消防団員の人権意識の高揚を図るための研修会を実施していく。</p>	消防局 教養課	①
39	機関誌「京都消防」への情報等の掲載	<p><事業目的> 職員の人権意識の高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 昨年同様、職員の人権意識の高揚を図るため、機関誌「京都消防」に人権関連記事を掲載する(人権講座の記事を12月号に掲載予定)。</p>	消防局 教養課	④
40	階層別研修,担当業務別研修	<p><事業目的> 消防業務と人権との関わりについて、職員の理解を深める。</p> <p><事業計画> ①継続 消防業務と人権との関わりについて理解を深めるため、消防学校における階層別、担当業務別の各課程において人権に視点を置いた研修(カリキュラム)を行う。</p>	消防局 教養課	④

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
41	職場研修	<p><事業目的> 職員一人一人が人権に対する認識を更に深め、意識の向上を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 より効果的な研修となるよう、職場研修においては参加型、体験型研修を積極的に取り入れる。</p>	消防局 教養課	④
42	外部講師による人権講座の開催	<p><事業目的> 人権行政を推進するに当たり、様々な人権課題についての職員の更なる理解を深める。</p> <p><事業計画> ①継続 人権行政を推進するにあたり、さまざまな人権課題についての職員のさらなる理解を深めるため、外部の専門講師による人権講座を定期的に開催する。 局本部、消防学校、各消防署及び分署で各1回実施予定</p>	消防局 教養課	④
43	人権研修推進者の養成	<p><事業目的> 職場研修を推進する人権研修推進者、人権研修推進補助者等の資質向上を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 職場研修を推進する人権研修推進者、人権研修推進補助者等の資質向上を図るため、行財政局が実施する指導育成力向上研修、市政重要課題各講座及び消防局が実施する人権関連講座等を受講させる。</p>	消防局 教養課	④
44	人権研修推進者等による研修内容等の検討	<p><事業目的> 人権研修推進者が研修内容を自ら検討することで、職場研修をより効果的なものとする。</p> <p><事業計画> ①継続 職場研修をより効果的なものとするため、人権研修推進者等により職場研修の方法、内容等の事前検討を行うとともに研修結果についても十分な検証を行うものとする。</p>	消防局 教養課	④
45	未就学児とその保護者に対する防火等の指導	<p><事業目的> 未就学児を火災や家庭内事故から守る。</p> <p><事業計画> ①継続 未就学児を火災や家庭内事故から守るため、未就学児とその保護者を対象に参加型の「みんなでコンサート」を実施。「パネルシアター」、「ほくとわたしの命をまもるチャレンジ! ぼうさいリズム」など、音楽を通じて防火に関する安全教育を行う。</p>	消防局 教養課	②

交通局

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
1	地下鉄駅施設の整備	<p><事業目的> 地下鉄駅の施設を整備することで、どのような人にとっても利用しやすい駅を目指す。</p> <p><事業計画> ①継続 地下鉄駅については、人にやさしく、安全・快適な地下鉄を目指した設備の充実を図る。 地下鉄丸太町駅の一般旅客用トイレの全面改修を行い、トイレの快適性を向上させるとともに、トイレ出入口部分の段差解消や洋式便器の設置を行う。</p>	交通局 技術監理課 電気課	②
2	地下鉄全駅に「こども110番の駅」の設置	<p><事業目的> 子どもを犯罪などの危険から守る。</p> <p><事業計画> ①継続 地下鉄全駅に「こども110番の駅」を設置した。不審者に襲われるなどして逃げ込んできた子どもを保護するとともに、保護者、学校、警察に連絡し対応するなど、安全な地域づくりに貢献する。</p>	交通局 運輸課	②
3	ノンステップバスの充実	<p><事業目的> 車いす利用者はもとより、子どもや高齢者並びに身体の不自由な方などにも、安全で容易に乗り降りできる、ノンステップバスの充実を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 導入予定車両数37両（路線車両764両のうち累計675両）</p>	交通局 技術課	②
4	職場研修推進専門委員会	<p><事業目的> 市民・お客様への対応、人権文化、公務員倫理等について、職員研修等の効果を高めるとともに、両推進者が職場研修のリーダーとしての自覚と指導力を高める。</p> <p><事業計画> ①継続 「京都市交通局における職場研修の推進に関する要綱」の制定に伴い、新たに任命する職場研修総括推進者（課長級職員）及び職場研修推進者（補佐・係長級職員）で構成される。 職場研修推進会議専門委員会 実施回数：10回程度</p>	交通局 研修所	④
5	啓発ポスターの作成及び掲出	<p><事業目的> 市バス・地下鉄利用者への人権啓発及び乗客誘致を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 京都市内の人権に関わる史跡や施設等を題材にした人権啓発ポスターを作成する。また、合わせて市バス・地下鉄の沿線案内を紹介し、市バス・地下鉄の車内及び交通局施設等に掲出する。 実施月：5月（憲法月間）、8月（人権強調月間）、12月（人権月間） 施設名：ウィングス京都 配布数：各月 1,500枚</p>	交通局 研修所	①
6	街頭人権啓発活動の実施	<p><事業目的> 地下鉄の利用者へ人権問題に気づき、人権の尊重や人権意識を深めることを図る。</p> <p><事業計画> ①継続 憲法月間・人権月間の各月間中、地下鉄の主要駅（四条駅・山科駅）で啓発チラシ及び啓発物品を配布する。 実施月：5月（憲法月間）、12月（人権月間） 配布場所：地下鉄四条駅、山科駅 配布数：各月 600個</p>	交通局 研修所	①
7	市バス車内への人権啓発絵画の展示	<p><事業目的> 市バスの利用者に向けて、人権問題に気づき、人権の尊重や人権意識を深めることを図る。</p> <p><事業計画> ①継続 市バス車内に、小学生の人権啓発絵画を掲出する。 実施月：12月 掲出車両：洛バス9両 掲出枚数：198枚</p>	交通局 研修所	①
8	人権行政に関する資料・情報の職員への提供	<p><事業目的> 職員が人権行政に関する資料・情報を共有することで、職員全体の人権意識の高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 交通局事業を進めるうえで人権の尊重を基本理念に置くことは極めて重要であり、職員に対しては、日常不断に人権についての情報を提供していく必要があり、必要な参考図書等の配付等を行う。</p>	交通局 研修所	④

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
9	局職員に対する人権問題啓発講座	<p><事業目的> 基本的人権について再認識するとともに、人権問題全般（女性、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人等）について広い視野に立った研修を実施し、様々な人権問題について正しく理解し認識を深め、人権意識を磨く。</p> <p><事業計画> ①継続 集合研修を実施する。 実施日：12月中旬 実施回数：1回 内容：重要な課題について検討する。</p>	交通局 研修所	④
10	階層別職員研修	<p><事業目的> 公務員としての自覚と認識を深め、職員として果たすべき役割、責務の自覚、サービスの厳正を守る意識を高める。</p> <p><事業計画> ①継続 新規採用時及び昇任時等において、階層ごとに、その職の遂行に必要な知識、実践能力を培うとともに、人権問題についても学習を深める。 新規採用職員研修（事務、技術・バス運転士・地下鉄駅職員）、新任主任研修（自動車部）</p>	交通局 研修所	④
11	参加・体験型研修を取り入れ、より効果的な研修の実施	<p><事業目的> 人権文化の構築を目指し、受け身の研修から、フィールドワーク等参加体験型研修を取り入れることにより、自ら考え自ら行動する、能動的で資質と能力の高い職員の育成を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 実施講座：フィールドワーク 1～2回、20人程度</p>	交通局 研修所	④
12	交通局契約の民間企業職員に対する人権啓発研修	<p><事業目的> 研修を通じ、民間企業職員の人権意識を向上させることで、どのような方も利用しやすい地下鉄を目指す。</p> <p><事業計画> ①継続 市バス、地下鉄の広告を取り扱う広告代理店の職員を対象に、「人権文化推進計画」に基づき人権啓発研修を実施する。</p>	交通局 営業推進課	①
13	刊行物等への啓発標語の掲載	<p><事業目的> 交通局施設の掲示板や市バス車内及び地下鉄駅に啓発標語の掲載された啓発ポスターを掲出することにより、より多くの職員や市民に人権擁護思想の普及高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 実施月：5月、8月、12月 掲出物：啓発ポスター</p>	交通局 営業推進課	①
14	人権啓発看板、啓発のぼり旗等の掲出	<p><事業目的> バス営業所、地下鉄駅及び局施設の玄関等に人権啓発看板や啓発のぼり旗、啓発標語パネルを掲出することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 実施月：5月、8月、12月 掲出物：啓発看板、啓発のぼり旗、啓発標語パネル</p>	交通局 各事業所	①
15	所属・職場研修	<p><事業目的> 「すべての人の人権を尊重する」をテーマに、職員がお互いに相手の人権を尊重し合い、あらゆる差別の無い明るい社会と快適な職場環境の形成を目指す。</p> <p><事業計画> ①継続 各所属において人権研修を実施する。 実施月：6月～7月 実施回数：70回 受講者数：約1,700人</p>	交通局 各課	④
16	障害のある人、外国籍市民等との交流事業の推進	<p><事業目的> 人権に関する一段と深い理解や人権問題に対する共感が得られることから、人権問題を抱える当事者と積極的に交流を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 実施日：6月～7月 受講者数：約500人 テーマ：重要な課題について検討する。</p>	交通局 各課	④

上下水道局

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
1	【新規】 庁内誌への啓発標語の掲載	<p><事業目的> 職員一人一人の人権意識の高揚を図る。</p> <p><事業内容> 職員の自主学習の素材提供として定期的に発行する庁内誌に、啓発標語を掲載する。</p>	上下水道局 職員課	④
2	コミュニケーション ボードの設置	<p><事業目的> 「外国人のお客さま」や「障がいのあるお客さま」との窓口対応での意思疎通の円滑化を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 上下水道局営業所の窓口対応の主な内容をイラストで表し、英語、中国語、韓国・朝鮮語で説明したコミュニケーションボードを作成し、9営業所及びお客さま窓口サービスコーナーに配備する。</p>	上下水道局 お客さまサービス推進室	②
3	聴覚障害者への窓口対応支援事業	<p><事業目的> 高齢者や耳の不自由な方が安心していただけるよう、局施設に「耳マーク」を表示した案内板や筆談用具を設置し、環境づくりを図る。</p> <p><事業計画> ①継続 上下水道局本庁舎守衛室、琵琶湖疏水記念館、お客さまサービス窓口コーナー、営業所及び下水道管路管理センターの合計18箇所に「耳マーク」を表示した案内板や筆談用具を設置するとともに、外勤職員が筆談用具を携行する。</p>	上下水道局 お客さまサービス推進室	④
4	職場研修推進講座	<p><事業目的> 職員一人一人の人権意識の高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 職場において人権研修をはじめとする職場研修の計画や実施運営、必要に応じて職員に対する適切な指導ができるよう研修を行う。</p>	上下水道局 職員課	①
5	関連企業に対する啓発活動の実施（憲法月間等の取組）	<p><事業目的> 人権文化の構築を目指し、企業と人権問題の関わりについて、正しい理解と認識を深める。</p> <p><事業計画> ①継続 上下水道工事事業者団体である京都市公認水道協会の会員等に対し、人権月間等に「講演・啓発ビデオ視聴、意見交流」による研修会を実施する。研修内容については、重要課題を偏りなく実施するように年度で調整を図る。 【予定】人権月間等の取組 日時：12月初旬 場所：水道会館他 内容：①講演 ②映像</p>	上下水道局 職員課	①
6	人権啓発看板等の掲出	<p><事業目的> より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図り、人権文化の構築を目指す。</p> <p><事業計画> ①継続 営業所・事業所等局施設の玄関に人権啓発看板を掲出する。</p>	上下水道局 職員課	①
7	各種会議等による局内連携の充実	<p><事業目的> 本市の人権文化推進会議の一員として参画するとともに、上下水道局人権行政の推進を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 人権行政主任・副主任会議、調整推進会議、職場研修推進連絡会議等において、効果的な研修方法等を協議する。 【予定】 人権行政推進主任・副主任会議、調整推進会議、職場研修推進連絡会議の開催</p>	上下水道局 職員課	④
8	人権行政の視点からの所属事務事業の点検	<p><事業目的> 人権尊重の視点から市政を推進するため、所属事務事業を点検し、必要な改善を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 人権行政推進主任・副主任会議、調整推進会議等において効果的な研修方法や窓口対応について協議する。 【予定】 人権行政推進主任・副主任会議、調整推進会議、職場研修推進連絡会議を開催し、効果的な研修方法や窓口対応を協議</p>	上下水道局 職員課	④

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
9	職員研修	<p><事業目的> 「人権文化推進計画」に基づき、広く人権問題について、その本質を正しく認識するとともに、日常業務を通じてはもとより、地域社会においても積極的に実践できる職員づくりを図る。</p> <p><事業計画> ①継続 「憲法月間講座」等を開催する。研修内容については、重要課題を偏りなく実施するように年度で調整を図る。 【予定】 憲法月間講座 日時：5月 場所：上下水道局研修室 内容：講演（講演内容未定） 人権月間講座 日時：12月 場所：上下水道局研修室 内容：講演（講演内容未定）</p>	上下水道局 職員課	④
10	人権研修等に関する資料の提供	<p><事業目的> 職員が自己の能力向上を目指して、自発的、主体的に研鑽できるよう、また、職場における人権研修を推進するため、教材としてビデオや書籍等の研修資料の充実を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 【予定】 ビデオの購入</p>	上下水道局 職員課	④
11	職場研修の充実	<p><事業目的> 職員一人一人が人権に対する認識を更に深め、意識の向上を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 職員一人一人が人権感覚を磨き、人権文化を築いていく責任を自覚し、様々な人権問題の解決に向けて積極的に実践する職員づくりのため、職場研修の充実を図る。</p>	上下水道局 各課・事業所	④

教育委員会

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
1	地域読み書き教室支援事業	<p><事業目的> 小学校程度の基本的な文字の読み書きの習得を必要とする方々を対象に、文字の習得を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 要件を満たす団体に対し、年間100,000円を限度とした補助金を交付し、文字の習得を図るために各地域で行われるサークル等の自主的な活動を支援する。</p>	教育委員会 学校指導課	①
2	京都市土曜コリア教室	<p><事業目的> 市内小学校に在籍する韓国・朝鮮籍児童及び韓国・朝鮮にルーツをもつ児童が自らの文化や言葉等を学ぶことを通して、民族的・文化的アイデンティティや文化を大切に、民族的自覚の基礎を培うことを支援するため、さらに、日本人児童には、国際理解・国際協調を深めることを目的に実施する。</p> <p><事業計画> ①継続 全市の児童(小学校3年～6年)を対象とし、韓国・朝鮮の言葉・遊び・音楽等を通して、韓国・朝鮮の生活や文化にふれるとともに、参加児童の交流を深める。 (実施予定) 定員：60人(京都市在住の国公私立小学生) 教室実施回数：全11回(第10回教室は民族の文化にふれる集いに参加)</p>	教育委員会 学校指導課	①
3	多文化学習推進プログラム	<p><事業目的> 広く国際理解・国際協調を深めることを目指す。</p> <p><事業計画> ①継続 各校の実態に即した形で取組を推進する。</p>	教育委員会 学校指導課	①
4	「人権教育指導資料集(参考試案)」の活用	<p><事業目的> 児童生徒の発達段階に応じた資料集を使用することで、適切な人権意識の高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 「人権教育指導資料集(参考試案)」を活用し、児童生徒の発達段階に十分留意した体系的な指導を推進する。</p>	教育委員会 学校指導課	①
5	「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」の活用	<p><事業目的> 「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」をもとにして、各校で人権教育の一層の充実を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 これまで本市学校教育において行ってきた様々な人権問題解決に向けた取組の成果と課題を整理し、平成14年5月に「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」を作成した。作成から7年が経過した平成21年度に、「人権教育検討委員会」を設置し、内容の改訂を行った。本指針の内容としては、学校教育で取り組むべき5つの重点課題として、(1)子どもにかかわる課題、(2)男女平等にかかわる課題、(3)障害のある人にかかわる課題、(4)同和問題にかかわる課題、(5)外国人・外国籍市民等にかかわる課題、(6)HIV感染者等にかかわる課題等を挙げている。</p>	教育委員会 学校指導課	①
6	男女平等教育の推進	<p><事業目的> 学校教育の中で男女平等教育を推進し、男女共同参画社会の実現を目指す。</p> <p><事業計画> ①継続 (1) 不合理な性別役割分担意識とそれを背景にする女性に対する偏見等が子どもたちに与えている影響の大きさを踏まえ、男女平等教育を人権教育の重要課題の一つとして、年間計画の中に位置付け、子どもへの指導を推進する。 (2) セクシュアルハラスメントやドメスティックバイオレンス(夫婦や恋人などの男女問題において特に男性から女性に加えられる暴力)を人権問題として位置付け、教職員研修を充実させる。 (3) 男子・女子の役割分担や学習環境・服装・持ち物などに性別による固定的な役割分担意識等による課題が残されていないか、学校生活全体を見直す。 (4) 進学・就職に際して、男女共にその個性や能力が十分に発揮できるよう「個が生きる進路の実現」に向けた進路指導に一層取り組む。 (5) 男女がお互いの特質を理解することを基盤として、尊重・協力しあいながら、それぞれの役割を担い健康で明るい家庭・社会生活を営むことのできる能力や態度の育成を目指す。 (6) 男女平等教育を効果的に推進するうえで、家庭・地域の果たす役割の重要性をふまえ、家庭・地域教育学級や保護者懇談会等様々な機会をとらえて、家庭・地域の連携を強化する。 (7) 教職員自身の性別意識や偏見等を完全に払拭し、すべての教育活動を見つめなおすために、男女平等教育を推進するうえでの指導内容等に関する教職員研修を充実させる。</p>	教育委員会 学校指導課	①

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
7	同和教育の推進	<p><事業目的> 同和教育を行うことで生徒の人権意識を高揚させ、人権差別のない社会の実現を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 (1) 人権教育の重要な柱の一つとして同和教育を推進する。 すべての児童、生徒が、人権尊重を基盤とした同和問題認識を深め、同和問題の解決に向けて主体的に行動できる実践的態度と能力を培う。 (2) 家庭の状況に応じて、保護者自らが子どもの学力や進路の選択・決定にかかわれるよう、家庭の教育力の向上に向けたきめ細かな支援を推進する。 (3) 子どもへのかかわり方という視点から、教職員が自らの人権意識を振り返り、高めるための校内研修を計画的に推進する。</p>	教育委員会 学校指導課	①
8	外国人教育の推進	<p><事業目的> (1) 外国人教育が民族差別の解消を目指す教育であるとともに、国や民族の違いを認め共に生きる国際協調の精神を養うことを目指す教育であることを再認識し、各校の実態に応じた重点目標を明らかにし、保護者啓発を含め組織的・計画的な取組を一層推進する。 (2) 外国人問題の歴史的経緯、現状と課題についての認識の深化と課題解決に向けた実践につながる研修の充実を図る。 (3) 社会科をはじめとする外国人教育に関連する単元等における指導や「民族の文化にふれる集い」などを通し、外国の文化や伝統を理解させるとともに、それぞれの主体性を認め、互いに理解・尊重し、差別のない社会を目指して共に生きていこうとする態度を養う。 (4) 日本が古くから朝鮮半島と政治・経済、文化等で交流があったことなど、アジアの近隣諸国と日本の歴史的な関係をはじめ、世界の人々の交流の軌跡と現状についての正しい認識を培う。 (5) 市内にある民族学校や国際学校、外国の学校との継続的な交流を充実するとともに、留学生の協力を得た「PICNIC」等の外国の文化にふれる取組への参加を積極的に促す。 (6) 「外国人教育方針」の補足となる「外国人教育の充実に向けた取組の推進について」の通知を受けた取組を推進する。</p> <p><事業計画> ①継続 ・多文化学習推進プログラムの実施 ・京都市土曜コリア教室の実施 ・民族の文化にふれる集い（予定） 日時：平成26年2月1日（土） 場所：京都テルサ（南区） 内容：市立学校児童・生徒及び市内の民族学校に通う児童・生徒による、民族舞踊、民族楽器の演奏、歌・遊びの交流、児童・生徒の作品展示など</p>	教育委員会 学校指導課	①
9	帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導	<p><事業目的> 市内小中学校に在籍する中国帰国児童・生徒や外国人児童・生徒等に対し、言語や生活習慣等に配慮したきめ細かな指導を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 日本語教室の設置や日本語指導ボランティア、初期日本語指導員、通訳ボランティアの派遣を行う。</p>	教育委員会 学校指導課	①
10	人権啓発ポスターコンクール（京都人権啓発推進会議）	<p><事業目的> 人権を題材にした啓発ポスターを募集・掲示することにより、市民の人権意識の高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 たれもが笑顔で暮らせる明るい社会を築くため、日常の身近な出来事などを題材として基本的人権の尊重・擁護を訴える取組。京都人権啓発推進会議（事務局：京都府人権啓発推進室）の主催により、府内小・中・高等学校、特別支援学校、外国人学校に在籍する児童・生徒を対象に人権擁護啓発ポスターを募集する。応募作品は選考を行い、優秀作品は展示するとともに、府民を対象とした啓発資料等に活用する。</p>	文化市民局 人権文化推進課 教育委員会 学校指導課	①
11	常設展示の充実	<p><事業目的> 広く市民に対し京都での明治初期の地域住民と番組小学校の教師による障害児教育への熱意と工夫を伝える。</p> <p><事業計画> ①継続 常設展の1コーナーに「京都盲啞院」の創設に関する資料を展示し、視聴覚障害児のための日本で最初の近代教育の取組を紹介する。</p>	教育委員会 学校歴史博物館	①
12	総合育成支援教育の推進	<p><事業目的> 全ての子どもたちがノーマライゼーション社会の実現の担い手として、互いに支えあい、成長するための基礎を培うことを図る。</p> <p><事業計画> ①継続 障害ある子どもの自立と社会参加に向けて、研修等の取組を推進する。</p>	教育委員会 総合育成支援課	①

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
13	「総合育成支援教育ボランティア養成講座」の開催	<p><事業目的> 養成講座を経たボランティアにより、より多くの障害を持つ子どもに支援の手が広がることを目指す。</p> <p><事業計画> ①継続 総合支援学校の総合育成支援教育相談センター「育（はぐくみ）支援センター」の取組として、「京都市ノーマライゼーションへの道推進会議」と共催し、障害のある子どもの支援を行うボランティアの養成講座を下記のとおり開催する。 特に、保護者・地域の方に参画を求めることにより、地域ぐるみで総合育成支援教育を推進する気運を高める。 【開催予定】 期間：6月～7月（各会場で5回講座を開催） 10月～11月（各会場で5回講座を開催） 会場：4会場 定員：各会場20名 内容：障害のある子どものサポート等実践的な研修や障害理解等の理論研修</p>	教育委員会 総合育成支援課	①
14	「総合支援学校デュアルシステム」の推進	<p><事業目的> 高等部生徒一人一人の就職希望を実現し、生徒の進路開拓に向けた取組を推進することを図る。</p> <p><事業計画> ①継続 学校、関係団体、企業の3者で構成される「総合支援学校デュアルシステム推進ネットワーク会議」を開催する。 また、平成21年度から新たに、障害保健福祉推進室所管の京都市障害者就労支援推進会議の総合支援学校生徒就労支援推進部会として位置付けられている。</p>	教育委員会 総合育成支援課	①
15	総合支援学校生徒の進路開拓をめざす「巣立ちのネットWORK」の取組の推進	<p><事業目的> 企業就労・福祉就労等、総合支援学校生徒の進路先の開拓及び定着に向けて、教育、労働、福祉機関等が連携を密にし、生徒一人一人の障害の状態に応じた幅広い多様な進路の確保を目指す。</p> <p><事業計画> ①継続 「巣立ちのネットWORK」事務局会議及び「障害のある市民の雇用フォーラム」を開催する。 また、平成21年度から新たに、障害保健福祉推進室所管の京都市障害者就労支援推進会議の総合支援学校生徒就労支援推進部会として位置付けられている。</p>	教育委員会 総合育成支援課	①
16	「出会いとふれあいのオープンスペース（総合支援学校・育成学級・通級指導教室等見学説明会）」の実施	<p><事業目的> 障害のある子どもたちの教育の場（総合支援学校・育成学級・通級指導教室）について理解を深め、よりよい教育環境を実現する。</p> <p><事業計画> ①継続 障害のある子どもを持つ保護者や就学前教育・保育を行っている幼稚園・保育所等の職員を対象とした見学説明会を実施し、総合育成支援教育に対する理解を深める。 【開催予定】 6月～7月に10日程度実施</p>	教育委員会 総合育成支援課	①
17	小・中学校育成学級大合同作品展「小さな巨匠展」の開催	<p><事業目的> 障害のある子どもへの市民の理解・認識を深めるとともに、作品作りを通じて子どもの情操を豊かにし、学力向上に資することで、総合育成支援教育の振興を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 小・中学校育成学級等で学ぶ子どもたちの作品を一同に集め、学習成果の発表の一環として展示する。 【開催予定】 1/30～2/2</p>	教育委員会 総合育成支援課	①
18	障害のある市民の生涯学習事業	<p><事業目的> 障害のある市民の生涯学習の機会を保障し、自立と社会参加を促進することを図る。</p> <p><事業計画> ①継続 障害のある市民の生涯学習の機会を保障し、自立と社会参加を促進する事業として、成人講座を実施する。</p>	教育委員会 総合育成支援課	①
19	「総合育成支援員」の配置	<p><事業目的> 今年度も前年度に引き続き、総合育成支援員を希望する学校全校に配置できるよう事業を実施し、一人一人のニーズに応じた適切な指導、必要な支援を行う体制の充実を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 普通学級に在籍するLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症等の発達障害や肢体不自由等の幼児・児童・生徒に対して、きめ細やかな指導を行うため、学習活動上の支援や学校生活上の介助等を行う「総合育成支援員」（非常勤嘱託職員）を配置する。</p>	教育委員会 総合育成支援課	①

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
20	児童虐待に関する研修の実施	<p><事業目的> 関係機関との一層の連携を図り、児童虐待の未然防止や早期発見、再発防止に向けた取組を推進する。</p> <p><事業計画> ①継続 今日の教育現場における多種多様な子どもたちの課題は、単に当該児童生徒の特性のみならず、家庭・学校・地域という子どもたちを取り巻く環境や、周囲の大人たちの対応、友人関係等、多くの要因が複雑に絡み合っており起きている。 そこで、課題の見立てと対応について、実践的な教職員対象の研修会を行う。 ・学校でのソーシャルワーク実践研修の実施 日時：5月8日、7月10日、7月31日、8月1日 場所：京都市教育相談総合センター</p>	教育委員会 生徒指導課	①
21	心の居場所づくり推進事業	<p><事業目的> 子どもたちの居場所をつくり、子どもが伸び伸びと生活できる環境を整える。</p> <p><事業計画> ②改善 ・学びのパートナー等学生ボランティアの活用 ・「洛風中学校」「洛友中学校」「ふれあいの杜」の教育充実 ・「啐啄21・絆」の取組実施 ・フリースクールと連携した不登校対策の実施 ・いじめ対策プロジェクトチームの活動及び「いじめ相談24時間ホットライン」の運営 ・不登校相談支援センターの運営 ・不登校フォーラムの実施 ・児童生徒登校支援連携協議会の実施 ・スクールカウンセラーの配置 平成24年度までに全京都市立中・高・総合支援学校への配置を完了しており、平成27年度の市立小学校を含めた全校配置に向けて、25年度には小学校への配置を95校に拡充する。 ・スクールソーシャルワーカーの配置 平成27年度の配置人員倍増を目指し、25年度には3名の増員を図るとともに、行政区毎の支部配置型を含めたより効果的な配置のあり方について検討を行う。</p>	教育委員会 生徒指導課	①
22	健康教育の推進	<p><事業目的> 子どもたち一人一人の「心と体の健康」に焦点を当てた健康教育の取組を充実することにより、身体的・精神的・社会的に、より健康になろうとする子どもたちの育成を目指す。</p> <p><事業計画> ①継続 (1) 児童・生徒のセルフエスティーム（自尊感情や自己肯定感）の向上を図る。 (2) 児童・生徒の「自己実現」を目指し、個と個をつなぐ集団づくりの取組を推進する。 (3) 「学習を行動に結びつけるスキル」を獲得させるための取組を推進する。 (4) 児童・生徒の「心と体の健康」を支援する活動を推進する。 (5) 様々な感染症について、人権尊重の視点に立った指導をする。</p>	教育委員会 体育健康教育室	④
23	学校における性教育・エイズ教育の推進	<p><事業目的> 授業研修会を実施し、 (1) 児童・生徒にエイズについての正しい認識をもたせる。 (2) 人権尊重の観点に立ったエイズ教育を推進する。 (3) 児童・生徒が生命尊重や人権尊重、男女平等の精神に基づき、望ましい行動がとれるエイズ教育の系統的な指導体系を確立する。</p> <p><事業計画> ①継続 教職員等への研修会を実施する。</p>	教育委員会 体育健康教育室	④
24	家庭教育講座の実施	<p><事業目的> 「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念をふまえ、子どもたちの命を守り、子ども一人一人の今と未来を大切に家庭の教育力の向上につながるテーマを設定した学習会や、保護者同士の語り合いの場を設け、家庭でのよりよい教育の充実・促進を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 全ての京都市立幼稚園、小学校、中学校、総合支援学校において、年間2回以上の学習会等を開催する。</p>	教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育 支援担当	①
25	生涯学習情報ネットワークシステムの運営	<p><事業目的> 市民の生涯学習を支援し、市民みんなが成長できる社会の実現を目指す。</p> <p><事業計画> ①継続 京都市内の生涯学習情報をインターネットなどにより提供し、市民の生涯学習活動を支援する。幅広い世代への利用促進を図るため、携帯電話・スマートフォンに対応した「モバイル版京（みやこ）まなびネット」の運用も推進する。</p>	教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進 担当	①

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
26	生涯学習アドバイザー・特別社会教育指導員制度	<p><事業目的> 地域における生涯学習の振興、人権啓発活動の推進、PTA活動の振興を図る取組などについて、学校、社会教育団体への助言・指導を行う生涯学習アドバイザーを置くことで、市民に生涯学習の推進を促す。</p> <p><事業計画> ①継続 生涯学習アドバイザー、特別社会教育指導者を積極的に支援する。</p>	教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進担当	①
27	各学校・幼稚園における保護者対象の学習会、懇談会等人権学習会の開催	<p><事業目的> 各家庭の教育力の向上を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 家庭や地域で、「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念を核とした取組が実践されるように、各学校・幼稚園において保護者を対象とした学習会、懇談会等（家庭教育講座（幼・小・中・総）等）や、単位PTA・支部や連協における学習会を実施をする。</p>	教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育支援担当	①
28	京都市PTAフェスティバル	<p><事業目的> 全市のPTA会員が、校種間の垣根を越えて広く集える手作りのイベントを開催することにより、本市のPTA活動の活性化を図る。また、親が子どもたちと一緒に遊び、学ぶことを通して、家庭・地域の教育力向上を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 開催日 平成25年12月14日（土） 場 所 国立京都国際会館 イベントホール 内 容 PTA活動の充実を図るため、実行委員会の内容を精査・検討する予定。</p>	教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育支援担当	①
29	人権啓発展示パネルの作成・貸出し	<p><事業目的> 保護者の人権に関する意識の高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 学校・幼稚園における憲法月間・人権月間での取組をはじめ、学校・幼稚園行事の機会に掲示するためのパネルを作成・貸出しを行い、保護者啓発資料として活用する。</p>	教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育支援担当	①
30	親と子のこころの電話相談員の養成	<p><事業目的> 子育てのこと、友達や身体のことなど、様々な悩みに直面しながら身近に相談できる相手がなく、一人悩んでいる「親」や「子」に対して、電話を通して相談に当たるボランティアを養成し、子どもの健全育成を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 第16期生養成（実習研修）実施</p>	教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進担当	③
31	温もりの電話相談員の養成	<p><事業目的> 京都市地域女性連合会とのパートナーシップの下、子育ての悩みから季節野菜の料理法まで、どんなことでも気軽に相談できる電話相談の相談員を養成し、温もりのある地域社会の構築を目指す。</p> <p><事業計画> ①継続 ○相談員全体研修会 2回開催 ○相談員実践研修会 2回開催 ○スーパーバイザーの委嘱</p>	教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進担当	③
32	憲法月間・人権月間におけるPTA街頭啓発・パレード	<p><事業目的> 市民に人権の尊さと呼び掛け、差別のない明るいまちづくりを推進する。</p> <p><事業計画> ①継続 憲法月間・人権月間の機会に、京都市PTA連絡協議会が実施する啓発物品の配布及びパレードによる街頭啓発活動を支援する。 活動目的の徹底、他団体との幅広い連携等により、より充実した取組を行う。 (1) 人権啓発パレード（憲法月間） 日 程 平成25年4月20日（土） 場 所 京都市役所前～円山公園 参加者 約500人 (2) PTA街頭啓発（人権月間） 日 程 平成25年12月7日（土） 場 所 市内約23ヶ所</p>	教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育支援担当	①
33	人権行政に関する情報の職員への提供	<p><事業目的> 職員一人一人の人権意識を高める。</p> <p><事業計画> ①継続 職員一人一人が人権意識を高めるため、人権関係の情報誌、チラシの配布、講演会等のポスター掲示による職員への情報提供を行う。 ○「人権啓発映画」の購入</p>	教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育支援担当	①

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
34	家庭教育新聞の発行	<p><事業目的> 教育問題や人権問題に関する情報提供をはじめ、親子で楽しめる企画や子どもを健やかに育むためのインタビューも掲載し、教育情報誌としての充実を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 家庭・地域教育の充実と振興のため、全市の保護者を対象に家庭教育新聞「あしたのために」を発行する。 【発行予定】 ・発行回数：年4回（207号～210号） ・配布先：全市立幼稚園・小・中・高・総合支援学校、私立・国立幼稚園、私立・国立小・中学校及び市内全保育所の保護者のほか、図書館・区役所等市関係施設。 ・発行部数：各170,000部</p>	教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育 支援担当	①
35	人づくり21世紀委員会	<p><事業目的> 19年2月に制定された「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念があらゆる場で実践される社会の実現を目指して、子どものいのちに関わる緊急課題である「薬物」「エイズ」「虐待」「インターネット・携帯電話の弊害」等の解決に向けて取組を推進する。</p> <p><事業計画> ①継続 ・「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念があらゆる場で実践される社会の実現に向けた取組の推進 ・上記憲章の理念の普及、子どもを取り巻く緊急課題の課題解決に向けた連続講座等の開催 ・「人づくりフォーラム」の開催 日時：26年3月 内容：講演会 他 場所：未定</p>	教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育 支援担当	①
36	教職員研修（教職員の職務別・経験年次別研修）	<p><事業目的> 学校教育における人権教育の確立・推進を目指し、教職員の人権意識の高揚及び実践を推進する資質・力量の向上を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 (1) 職務別・経験年次別研修 管理職、人権教育に関わる主任、採用1年目・5年目教員・採用1年目事務職員に実践発表及び協議形式等による研修を実施する。 (2) 全教職員を対象とする希望参加制の研修 全教職員を対象に「学校における人権教育をすすめるにあたって」の具現化に向けて、講演や実践発表等を内容とする希望参加制の研修を実施する。 (3) 参加型研修を採り入れた効果的な研修の実施 上記(1)(2)の研修にあたっては、受講者の参加意識を一層引き出し、研修効果を高めるため、受講者参加型研修を推進する。</p>	教育委員会 総合教育センター	④
37	校・園内研修の実施	<p><事業目的> 自校・園における人権教育の確立・推進を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 各校・園において人権教育に関する研修を計画的に実施する。</p>	教育委員会 総合教育センター	④
38	教職員の教育研究団体研修への支援	<p><事業目的> 学校教育における人権教育の確立・推進を図るとともに、教職員の人権意識の高揚及び実践を推進する。</p> <p><事業計画> ①継続 同和教育、外国人教育等の教育研究諸団体の主体的な研究・研修を支援する。</p>	教育委員会 総合教育センター	④
39	教育研究資料・教育関係図書の充実	<p><事業目的> 本市教職員及び市民を対象に、人権に対する意識の高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 人権及び人権教育に関する図書・資料を展示し、閲覧・貸出しを行う。</p>	教育委員会 総合教育センター	①
40	教育相談総合センターでの教育相談	<p><事業目的> 子どもの様々な悩みに対して相談窓口を設けることで、子どもの精神的な負担を減らし、健全な発育を促進する。</p> <p><事業計画> ①継続 (1) カウンセリング 子どもの不登校・いじめや友人関係・性格や行動・学習や学校生活のことなど、心のケアを要すると思われること、また、子どもの教育上のさまざまな課題や子育ての不安について、教育・心理専門のカウンセラーが来所相談を行う。 (2) 日曜不登校相談 「最近学校に行くのを渋りだした」など、不登校についての不安や気がかりがあるときに気軽に相談できる体制を構築する。</p>	教育委員会 教育相談総合センター	③

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
41	不登校児童・生徒の「心の居場所」づくり	<p><事業目的> 子どもの居場所をつくることで、精神的な負担を減らし、健全な発育を促進する。</p> <p><事業計画> ①継続 (1) ふれあいの杜 個別カウンセリング、小集団体験活動、学習(教科)活動を通して、不登校児童・生徒が新たな人間関係を築く中で、学校生活に適應し、自立心に富み、いきいきとした生活が送れるようになることを目指す。</p> <p>(2) オープンキャンプ(夏・冬2回実施) 京都市内の小・中学生で、長期にわたり、継続・断続して学校を欠席している不登校児童・生徒たちが、自然とふれあい、また目標に向かって活動を進めることにより普段では経験できない達成感を体験することにより、子どもたちの自立を目指す。 また、集団宿泊活動をとおして、基本的な生活習慣の定着や人間関係の更なる構築等を図る。</p>	教育委員会 教育相談総合センター	①
42	「こどもみらい館」における事業の推進	<p><事業目的> 乳幼児の健やかな育成を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 子育てに役立つ情報や気軽に話し合える場の提供、親子のふれあいを深める講座の開催、子育てに悩む親の相談に応じるなど、子育て支援を総合的に実施する。 ・子育てなんでも相談(対面相談・健康相談・電話相談) ・子育てセミナー ・子育てパワーアップ講座 ・子育ての井戸端会議 ・館長の井戸端サロン ・子育て図書館の運営</p>	教育委員会 子育て支援総合センターこどもみらい館	①
43	ゴールデン・エイジ・アカデミーの開催	<p><事業目的> 市民が生涯にわたり自ら学び、教養を深める中で、人生の楽しみをより深く豊かなものにすることを目指す。</p> <p><事業計画> ①継続 歴史・文学・社会問題等の多様な題材をテーマとした講演会を毎週金曜日に実施しており(生涯学習総合センターで開催、生涯学習総合センター山科で同時中継)、人権月間特別企画として人権に関わるテーマを設定した講演会を開催する。</p> <p>【開催予定】 日時：11月下旬～12月上旬(金)(予定) 場所：京都市生涯学習総合センター</p>	教育委員会 生涯学習部 施設運営担当 (生涯学習総合センター事業課)	①
44	人権啓発映画試写会	<p><事業目的> 人権研修や保護者を対象とした人権啓発の促進を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 新着の人権啓発映画の紹介を兼ねて、市立幼・小・中・高・総合支援学校の教職員及びPTA役員、教育委員会事務局職員・生涯学習振興財団職員を対象に人権啓発映画の上映を実施。</p> <p>【実施予定】 日時：6月26日(水)及び7月4日(木)(1, 2回目とも同内容) 内容：映画「あたたかい眼差しを 虐待から子どもを守る」「悩む子どもの話を聞こう」「桃香の自由帳」「今、地域社会と職場の人権は！」</p>	教育委員会 生涯学習部 施設運営担当 (生涯学習総合センター事業課)	④
45	人権啓発映画の貸出し	<p><事業目的> あらゆる人権問題についての正しい理解と認識を深める。</p> <p><事業計画> ①継続 映画・ビデオの貸出しを行い、市立学校(園)の教職員を対象とする校内研修や保護者啓発用の学習教材として活用を進める。 (内容未定)</p>	教育委員会 生涯学習部 施設運営担当 (生涯学習総合センター事業課)	①
46	「学びのフォーラム山科」の開催	<p><事業目的> 講演会を通じて、市民の方の人権意識をはじめとした教養を高める。</p> <p><事業計画> ①継続 京都市在住の方、または京都市内に通勤・通学の方を対象に、教養を高め、文化、歴史、健康、食生活、時事問題など市民が興味・関心をもつ内容をテーマに毎週水曜日に講演会を開催しており、12月の人権月間にちなんで人権に関する講演会を行う。</p> <p>【開催予定】 演題：未定 講師：未定 日時：12月上旬～中旬(水)</p>	教育委員会 生涯学習部 施設運営担当 (生涯学習総合センター山科)	①

番号	事業名	25年度事業計画	担当課	分類
47	人権問題関連図書の展示と貸出し	<p><事業目的> 市民があらゆる人権問題についての理解と認識を深める。</p> <p><事業計画> ①継続 人権問題関連図書の展示と貸出しを行い、市民啓発に資する。 【予定】 ・京都市図書館全館… 憲法月間（5月）：憲法・人権問題関連図書の展示と貸出し 人権月間（12月）：人権月間関連図書の展示と貸出し ・中央図書館のみ… 9月：識字関連図書の展示と貸出し</p>	教育委員会 各図書館	①
48	人権研修の実施	<p><事業目的> 所属職員の人権意識の高揚を図る。</p> <p><事業計画> ①継続 年度当初に職場研修の実施計画を策定し、研修を実施する。</p> <p><テーマ>教育課題に関すること <日 時>平成25年11月頃（予定） <場 所>総合教育センター（予定）</p>	教育委員会 総務課	④
49	職務別職員人権研修	<p><事業目的> 職員一人一人に人権問題に関する認識を深めさせ、その解決に向けたそれぞれの職務に 相応する役割の自覚を促す。</p> <p><事業計画> ①継続 憲法月間（5月）・人権月間（12月）など市全体として人権啓発活動が行われる時期に あわせ、人権意識の高場に向けた研修への参加。</p>	教育委員会 総務課	④